

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画書

令和 8 年 3 月

香取市・神崎町・東庄町
香取広域市町村圏事務組合

【目次】

第1章 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 計画対象区域	3
1. 4 計画目標年度	4
1. 5 計画の点検、見直し、評価	5
第2章 地域の概況	6
2. 1 位置及び沿革	6
2. 2 気候的特性	9
2. 3 人口動態	11
2. 4 産業の動向	16
2. 5 土地利用状況	19
2. 6 市町の総合計画等	21
2. 7 将来計画	26
2. 8 水環境、水質保全に関する状況	31
第3章 生活排水処理の現況の把握	39
3. 1 生活排水の処理の流れ	39
3. 2 処理形態別人口の推移	40
3. 3 生活排水処理率の推移	44
3. 4 し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び原単位の推移	45
3. 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制	51
3. 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理技術動向	60
3. 7 廃棄物処理事業費（し尿処理費）	64
3. 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等	70
3. 9 国及び県の目標等	72
第4章 生活排水処理の課題	74
4. 1 生活排水処理に関する課題	74
4. 2 その他の課題	81

第5章	生活排水処理基本計画	82
5.1	生活排水処理の基本理念	82
5.2	生活排水処理の基本方針	82
5.3	生活排水の処理主体	83
5.4	生活排水の処理計画	83
5.5	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	95
5.6	目標年度における生活排水処理の流れ	106
5.7	その他の施策	111

資料編

資料 予測結果のまとめ

本計画書中、図や表において四捨五入により合計値と内訳の合計が一致しない場合があります。

第 1 章 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の概要

1. 1 計画策定の趣旨

香取広域市町村圏事務組合（以下、「香取広域」といいます。）では、構成市町である香取市、神崎町及び東庄町（以下、「本組合」といいます。）の 1 市 2 町で、し尿等（し尿及び浄化槽汚泥）の収集及びし尿処理施設の設置並びにし尿処理施設の管理及び運営を行っています。

本組合の区域には日本を代表する河川である利根川が、さらにその支流である黒部川などの一級河川が数多く流れています。これら河川の水質は、近年、改善されつつありますがまだ十分とは言えない状況です。その汚濁の原因の多くは、生活排水^{*1}によるものであり、その対策を取ることが河川水質の改善を図る上で重要です。

このような水質の状況を改善するため、香取市では下水道整備を推進し、香取市、神崎町及び東庄町では、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を行い、本組合は、し尿・浄化槽汚泥処理事業の運営を行っています。

この一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、本組合において一般廃棄物として扱われる生活雑排水^{*2}やし尿・浄化槽汚泥に対して、各市町の総合計画、基本計画等にあるそれぞれの将来展望を踏まえつつ、生活排水処理の在り方、整備すべき施設の規模・事業内容などに係る計画を策定し、計画改定年度、計画目標年度を設定し、将来に向けた処理計画を定め、実施することを目的としています。

※1 生活排水とは、台所・トイレ・風呂・洗濯などの日常生活からの排水のことです。

※2 生活雑排水とは、生活排水のうち、トイレの排水（し尿）を除いたものです。

1. 2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立つて必要な基本的事項を定めるものです。策定に当たっては、国、県、各市町の上位計画、関連計画等を踏まえたものとし、その位置づけを、図1-1に示します。

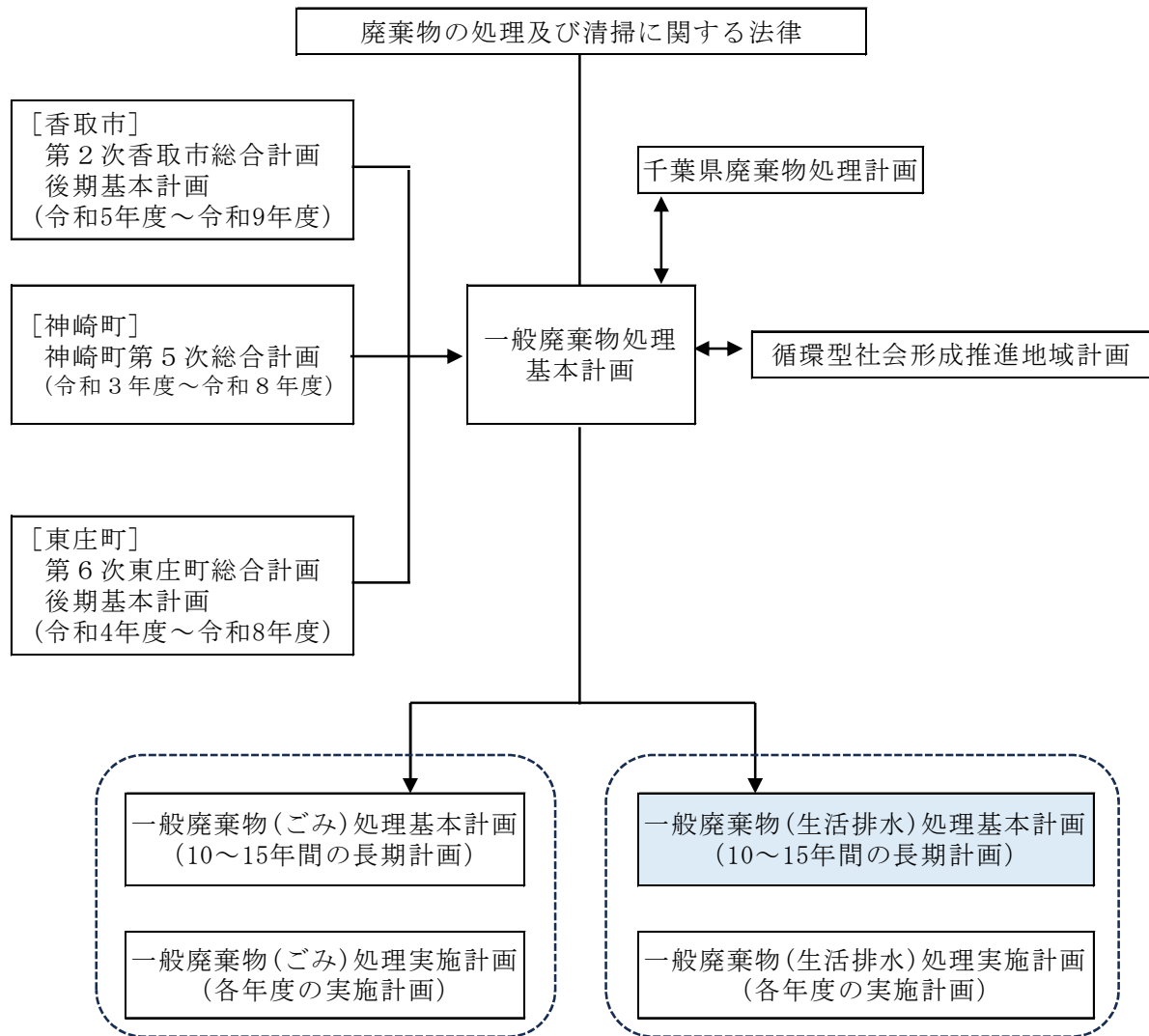


図1-1 本計画の位置付け

1. 3 計画対象区域

計画対象区域は、図1-2に示すとおりです。香取市、神崎町及び東庄町の1市2町の区域とします。

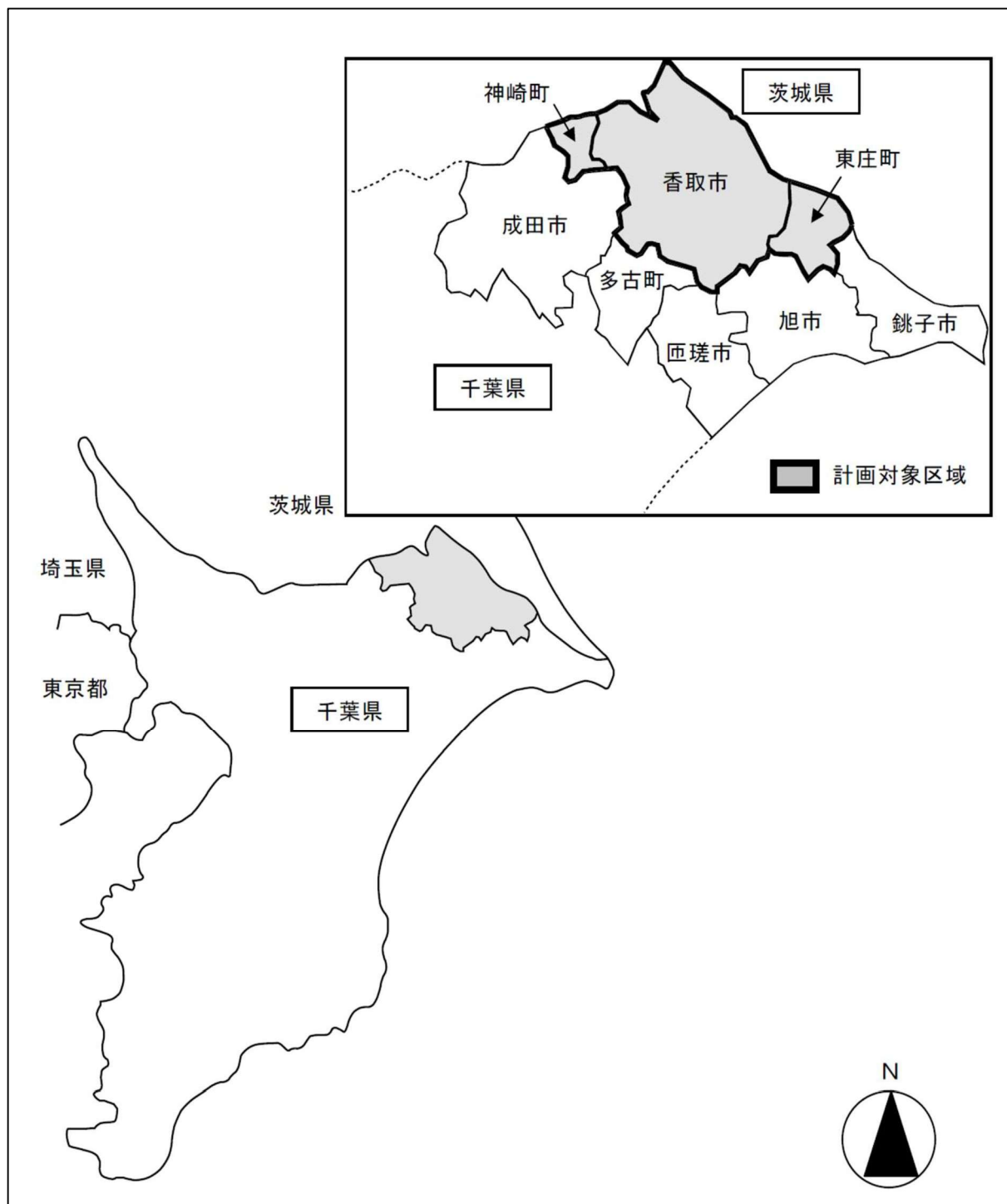


図1-2 計画対象区域

1. 4 計画目標年度

生活排水処理基本計画は10年～15年間の長期計画とし、概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直すものとしています（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日 衛環第200号））。

本計画では、令和3（2021）年度を初年度、計画期間15年間とし、計画目標年度は令和17（2035）年度とします。概ね5年毎に改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

計 画 初 年 度： 令和3年度（2021年度）
計 画 改 定 年 度： 令和7年度（2025年度）、令和12年度（2030年度）
計 画 目 標 年 度： 令和17年度（2035年度）
計 画 期 間： 15 年間

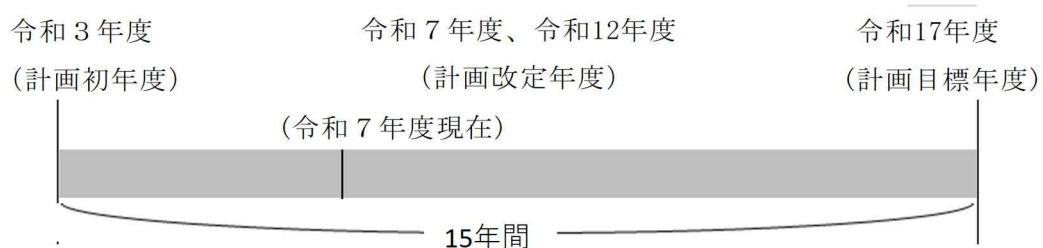
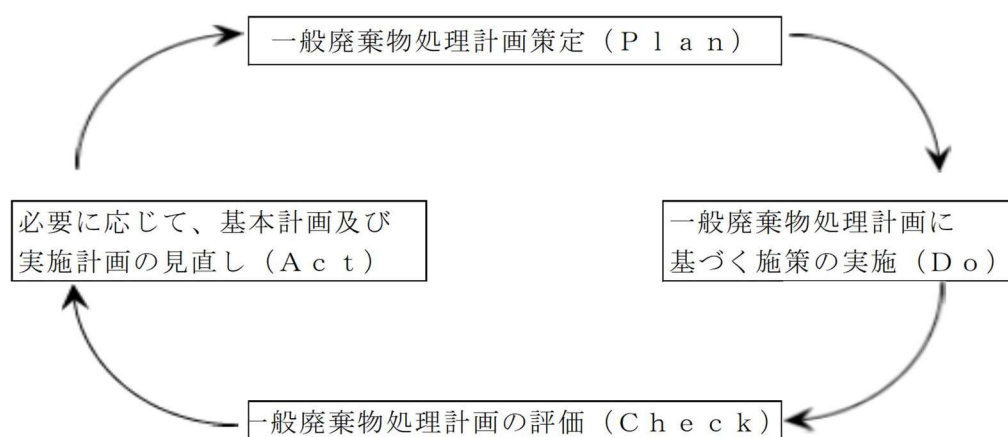


図1-3 計画目標年度

1. 5 計画の点検、見直し、評価

本計画は、図1-4に示すとおり P l a n（一般廃棄物処理計画の策定）、D o（施策の実施）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のいわゆる P D C A サイクルにより、計画の点検、見直し及び評価を行っていきます。

本計画は、毎年度、数値目標、施策の実施状況等を把握していきますが、評価に関しては、計画改定年度ごとに行い、ホームページ等を利用し、進捗状況を一般に公表する計画です。具体的には、生活排水処理に関する数値目標の達成状況、施策の実施状況、目標達成年度に向けて取り組む課題の抽出等を行う予定です。



出典：「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省、平成28年9月）

図1-4 一般廃棄物処理計画における P D C A サイクル

第2章 地域の概況

2.1 位置及び沿革

2.1.1 位置

本組合は、図1-2に示すとおり千葉県北東部、東京都心から約60～80km圏に、また県都千葉市から約35～60km圏に位置しており、圏域の西は成田市に、北は茨城県に接しています。東は銚子市・旭市、南は匝瑳市、多古町に接しています。

圏域の北部地域には利根川が東西に流れ、流域には水田地帯が広がっています。それに対し中央部・南部は北総台地の一角をなす山林と畑を中心とした平坦地が広がっており、圏域全体として水と緑豊かな農村景観が形成されています。

2.1.2 各市町の地勢

(1) 香取市

千葉県の北東部、東京から約70km圏に位置し、面積は262.35km²です。

東は東庄町、南は旭市、匝瑳市、多古町、西は成田市、神崎町に接し、北は茨城県神栖市、潮来市、稲敷市と接しています。

北部には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は北総台地の一角を占める山林と畑を中心とした平坦地が広がっています。

写真：佐原の古い町並みを曳き廻される山車



佐原の大祭

です。年2回行われる佐原の大祭には、30万人を超える観光客が訪れます。

(2) 神崎町

千葉県の北端中央部、東京から約60km圏に位置し、面積は19.90km²です。

東は香取市、南と西は成田市に接するとともに、北は利根川を隔てて茨城県稲敷市と接しています。

地勢はおおむね平坦で、南東部は丘陵の起伏が多く、畑や山林が大半を占め、北部は利根川沿いに肥沃な沖積低地が開けています。

写真：神崎神社の境内にある通称「なんじゃもんじゃの木」は、水戸光圀公が見て「この木はなんじゃろうか」と自問自答したとされる伝承で有名な「クスの大樹」で、町のシンボルとして親しまれています。



天然記念物
なんじゃもんじゃの木

(3) 東庄町

千葉県北東部、東京から約80km圏に位置し、面積は46.25km²です。

東は銚子市、南は旭市、西は香取市と接し、北は利根川を隔てて茨城県神栖市と接しています。

町の中央は北総台地の一角をなし、利根川河口堰北部・南部に傾斜し低地を形成しています。

低地は水田に利用され、台地は斜面が森林に、上部の平地は畑作に利用されています。

写真：利根川河口堰は東庄町から神栖市にまたがり、利根川を仕切る堰として1971年に建設されました。その目的は、海からの塩水が溯上することによる塩害を防止するためです。また、利根川をせき止めることにより蓄えられた水を首都圏に供給しています。



利根川河口堰

2. 1. 3 沿革

本組合構成区域は、その肥沃な台地を利用して、古くから農業地帯として発展してきました。そして、利根川をはじめとした水運の発達とともに、河港の機能を発揮するなど物資の集散地としても繁栄してきました。

表2-1に示すとおり、香取市は、平成18年に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併して誕生しました。神崎町は、明治23年に神崎村が神崎町となり、昭和30年に神崎町・米沢村が合併して新生神崎町が誕生しました。東庄町は、昭和30年に近隣の町村が合併して誕生しました。

表2-1 計画区域（香取市、神崎町、東庄町）の沿革

市町名	沿革
香取市	平成18年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し、香取市となりました。 〔旧佐原市〕 昭和26年3月15日、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併して佐原市が誕生し、昭和30年2月11日には、新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入しました。 〔旧小見川町〕 昭和26年4月1日、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併して小見川町が誕生し、昭和30年2月11日には、良文村を編入しました。 〔旧山田町〕 昭和29年8月1日、府馬町、山倉村、八都村が合併し、山田町が誕生しました。 〔旧栗源町〕 明治22年に栗源村は誕生し、その後、大正13年に町制施行により、栗源町に移行しました。
神崎町	本町の行政区域としての位置づけは、明治4年新治県に始まり、明治8年以降は千葉県に属し、明治22年4月町村制施行とともに武田、新、毛成、古原、植房、立野、大貫、郡の8ヶ村が米沢村として、また、神崎本宿、神崎神宿、松崎、小松、並木、今、高谷の7ヶ村が神崎村として合併、翌23年3月に神崎村は町制が施行され神崎町となりました。 その後昭和30年4月、神崎町・米沢村が合併して新生神崎町が誕生、さらに昭和41年1月、向野地区が茨城県東村・河内村から千葉県に割譲され、本町に編入されて現在に至っています。
東庄町	昭和30年7月20日、笹川町、神代村、橘村、東城村の1町3村が合併し、東庄町が誕生しました。 町名は、昔この地域が東氏（とうし）の荘園であったことに由来します。その後、昭和31年4月に大字桜井が干潟町（現在の旭市）に編入し、現在に至っています。

2. 2 気候的特性

計画区域は、太平洋岸気候に属し、夏は高温ですが、朝晩は北東気流の影響で涼しくなります。冬は比較的温暖です。香取地域気象観測所（所在地：香取市大根）における過去10年間の気象統計結果を、表2-2-1及び図2-1-1に示します。これによると、平均気温は14.2～16.1℃（最高気温37.6℃、最低気温-7.8℃）、年間降水量は1,368～1,982mmです。平均風速は、1.9～2.0m/sで安定しています。

また、令和6年の気象状況を表2-2-2及び図2-1-2に示します。月別平均気温は5.2～27.7℃で、最高気温は8月の36.3℃、最低気温は1月の-5.7℃です。降水量が多い月は、6月の272mmです。平均風速は5月の2.5m/sが強く、12月の1.4m/sが弱くなっています。

表2-2-1 気象の状況（平成27年～令和6年の10年間）

測定地点：香取地域気象観測所

年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
平均気温(℃)	14.7	14.8	14.2	15.3	14.9	15.0	15.0	14.8	16.1	16.1
最高気温(℃)	34.8	35.6	34.6	36.5	35.6	35.5	34.2	37.6	37.2	36.3
最低気温(℃)	-7.1	-6.6	-6.7	-7.8	-6.1	-6.8	-7.3	-7.2	-7.0	-5.7
年間降水量(mm)	1,414.5	1,534.5	1,447.0	1,432.5	1,982.0	1,579.5	1,979.5	1,368.0	1,526.0	1,759.5
日最大降水量(mm)	87.5	99.0	152.5	71.5	161.5	95.5	139.0	93.0	265.0	82.5
1時間最大降水量(mm)	42.0	58.0	34.5	22.5	55.0	35.0	46.0	49.0	54.5	32.0
平均風速(m/s)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	2.0
最大風速(m/s)	11.6	17.0	13.9	15.0	22.3	10.5	11.7	12.0	9.0	11.0
日照期間(h)	1,940.5	1,835.5	2,016.3	2,044.9	1,918.3	1,838.7	1,778.3	2,008.2	2,330.9	2,098.0

注）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全対数の80%を基準とします。（資料：気象庁気象観測データ）

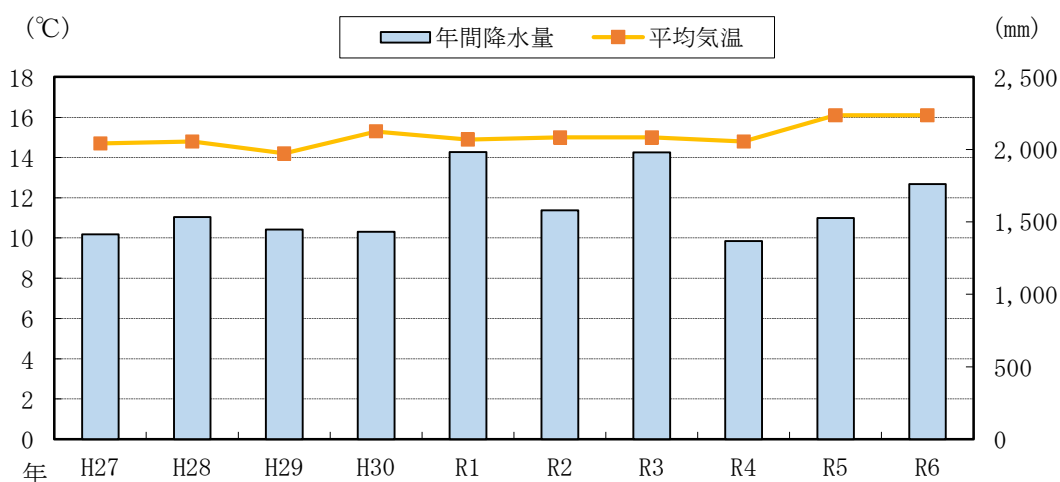


図2-1-1 気象状況（平成27年～令和6年）の推移

表2-2-2 気象の状況（令和6年月別）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日平均気温(℃)	5.2	6.5	8.2	15.5	18.6	21.7	27.2	27.7	25.2	19.6	12.4	5.5
最高気温(℃)	16.7	23.4	25.9	26.6	29.6	33.6	36.1	36.3	34.4	31.2	23.0	18.4
最低気温(℃)	-5.7	-4.0	-3.8	3.1	4.4	13.2	20.1	22.4	18.7	7.1	1.1	-5.6
月間降水量(mm)	71.0	111.0	180.5	126.0	245.5	272.0	54.5	145.5	159.5	268.5	125.0	0.5
日最大降水量(mm)	61.0	42.5	41.0	39.5	53.0	82.5	15.0	61.5	61.5	72.5	49.5	0.5
1時間最大降水量(mm)	17.5	9.0	17.0	13.5	14.0	26.0	9.5	21.0	32.0	14.5	22.5	0.5
平均風速(m/s)	1.8	2.2	2.3	2.0	2.5	1.9	1.7	2.4	2.1	1.9	1.5	1.4
最大風速(m/s)	8.6	8.0	11.0	9.7	9.5	5.9	7.2	8.4	7.0	6.2	7.1	7.9
最大瞬間風速(m/s)	17.9	14.6	21.0	19.5	18.9	12.1	15.1	18.7	13.4	12.9	13.1	16.7
日照時間(h)	189.2	136.0	195.2	129.0	188.1	182.3	199.4	220.4	165.6	104.3	160.9	227.6

注）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同様に扱います(準正常値)。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全対数の80%を基準とします。(資料：気象庁気象観測データ)

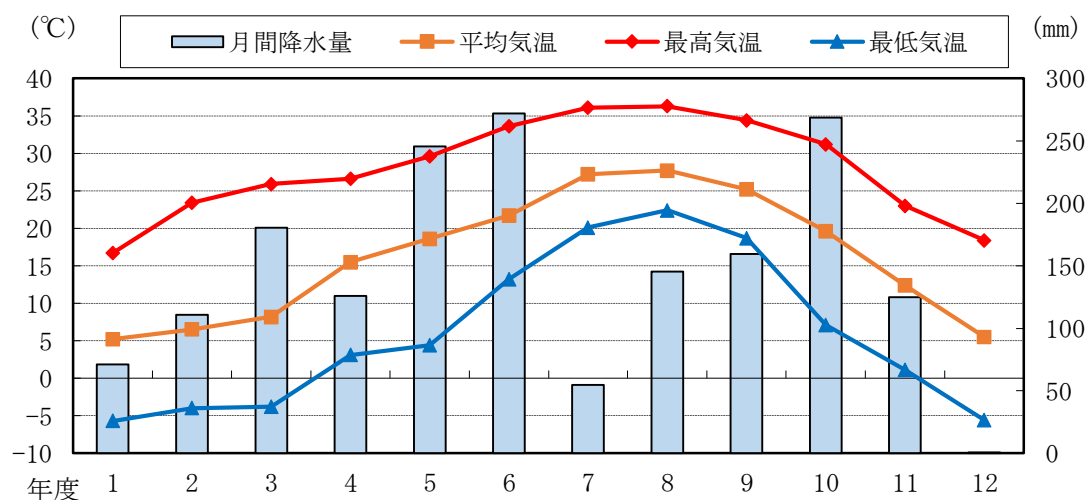


図2-1-2 月別気象状況（令和6年）の推移

2. 3 人口動態

2. 3. 1 人口

本組合の平成17年から令和2年の人口（国勢調査による）推移を、表2-3-1及び図2-2-1に示します。平成17年からの人口動態を見ると、香取市、神崎町及び東庄町すべて減少傾向にあります。

また、世帯数は、各市町ともに、ほぼ増加傾向です。これは核家族化が進んでいることを示します。

表2-3-1 市町別人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）

（国勢調査年）

市町名	H17		H22		H27		R2		人口増減率
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	
香取市	87,332	27,264	82,866	27,309	77,499	27,294	72,356	27,572	-6.64%
神崎町	6,705	2,085	6,454	2,135	6,133	2,207	5,816	2,289	-5.17%
東庄町	16,950	4,565	15,154	4,561	14,152	4,562	13,228	4,611	-6.53%
本組合	110,987	33,914	104,474	34,005	97,784	34,063	91,400	34,472	-6.53%

参考：平成17年の香取市の数値は、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の数値の合計値です。（資料：「国勢調査報告」（総務省統計局））

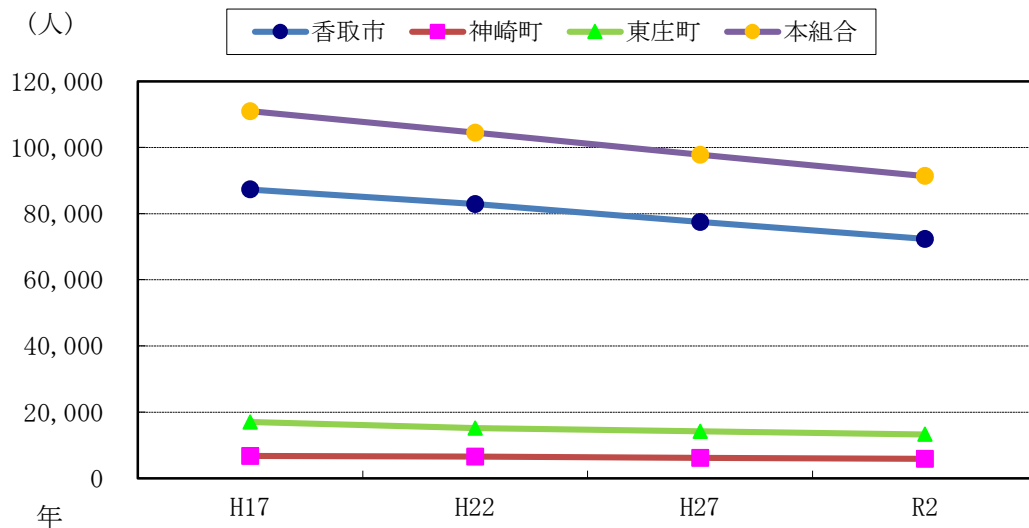


図2-2-1 国勢調査による人口の推移
（平成17年～令和2年 国勢調査年 各年10月1日現在）

次に、令和３年から令和７年まで（各年10月１日現在）の人口及び世帯数を表2-3-2及び図2-2-2に示します。

構成市町の人口は、減少が続いていますが、全体的に、世帯数は増加傾向です。

表2-3-2 市町別人口及び世帯数の推移（各年10月１日現在）

	R3		R4		R5		R6		R7	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
香取市	71,171	27,558	69,933	27,660	68,736	27,746	67,608	27,916	66,646	28,159
神崎町	5,722	2,280	5,667	2,301	5,575	2,311	5,519	2,357	5,497	2,394
東庄町	13,008	4,613	12,748	4,663	12,514	4,691	12,210	4,713	11,955	4,709
本組合	89,901	34,451	88,348	35,624	86,825	34,748	85,337	34,986	84,098	35,262

参考：「千葉県毎月常住人口調査月報」（この月報は、千葉県毎月常住人口調査要綱に基づき、直近の国勢調査人口及び世帯数を基準とし、これに毎月の住民基本台帳及び外国人登録の移動状況により集計するものです。なおこの数値には外国人人口を含みます。世帯数については、国勢調査と住民基本台帳の世帯のとらえ方に若干の相違があります。）

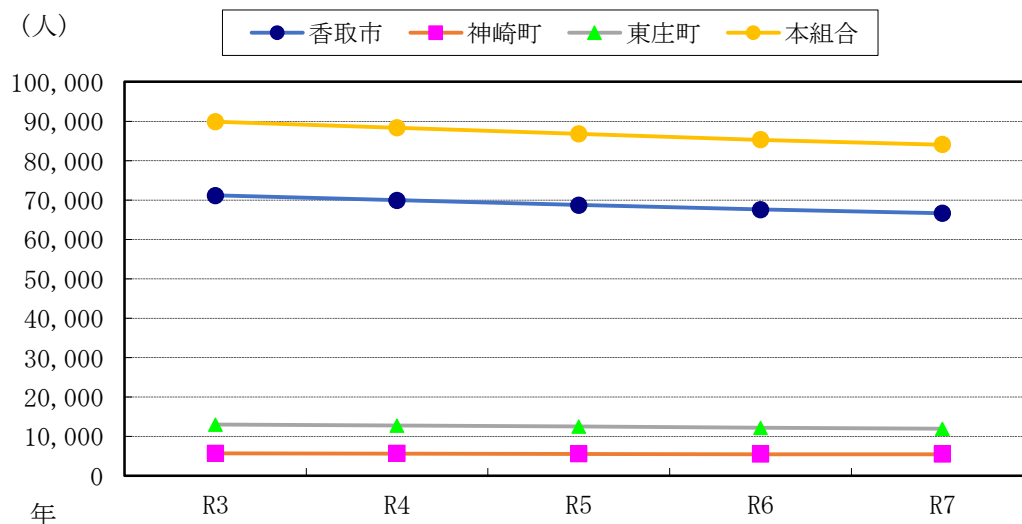


図2-2-2 常住人口の推移（令和２年～令和６年10月1日現在）

2. 3. 2 年齢（5歳階級、年齢3区分）別、男女別人口

令和6年4月1日現在における本組合の年齢別、男女別人口を表2-4-1及び表2-4-2、図2-3-1及び図2-3-2に示します。また、年齢3区分別人口割合を図2-4に示します。

いずれの市町も年齢層ピラミッドは逆型であり、年齢3区分別人口割合は、生産年齢人口が50%前後と多いですが、高齢人口が40%前後を占め、年少人口は9%以下であるため、将来の生産人口の減少が懸念されます。

表2-4-1 市町別年齢別、男女別人口（令和6年4月1日現在）

	香取市			神崎町		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	66,487	32,645	33,842	5,480	2,766	2,714
0～4歳	1,304	668	636	117	60	57
5～9歳	1,765	890	875	159	79	80
10～14歳	2,284	1,231	1,053	168	84	84
15～19歳	2,493	1,236	1,257	180	91	89
20～24歳	2,260	1,197	1,063	198	112	86
25～29歳	2,286	1,264	1,022	201	104	97
30～34歳	2,348	1,235	1,113	224	133	91
35～39歳	3,016	1,616	1,400	248	139	109
40～44歳	3,428	1,825	1,603	262	141	121
45～49歳	4,116	2,169	1,947	330	185	145
50～54歳	4,976	2,611	2,365	421	217	104
55～59歳	4,544	2,343	2,201	442	239	203
60～64歳	4,898	2,481	2,417	437	215	222
65～69歳	5,165	2,556	2,609	433	240	193
70～74歳	6,087	2,996	3,091	465	230	235
75～79歳	6,220	2,964	3,256	429	208	221
80～84歳	3,995	1,696	2,299	366	157	209
85～89歳	2,957	1,071	1,886	241	91	150
90～94歳	1,620	457	1,163	106	29	77
95歳～	725	139	586	53	12	41

表2-4-2 市町別年齢別、男女別人口（令和6年4月1日現在）

	東庄町			本組合		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	11,994	5,966	6,028	83,961	41,377	42,584
0～4歳	225	115	110	1,646	843	803
5～9歳	357	185	172	2,281	1,154	1,127
10～14歳	458	233	225	2,910	1,518	1,362
15～19歳	439	245	194	3,112	1,572	1,540
20～24歳	321	165	156	2,779	1,474	1,305
25～29歳	377	224	153	2,864	1,592	1,272
30～34歳	393	224	169	2,965	1,592	1,373
35～39歳	533	285	248	3,797	2,040	1,757
40～44歳	580	329	251	4,270	2,295	1,975
45～49歳	732	401	331	5,178	2,755	2,423
50～54歳	883	434	449	6,280	3,262	3,018
55～59歳	788	389	399	5,774	2,971	2,803
60～64歳	792	423	369	6,127	3,119	3,008
65～69歳	944	458	486	6,542	3,254	3,288
70～74歳	1,230	606	624	7,782	3,832	3,950
75～79歳	1,232	587	645	7,881	3,759	4,122
80～84歳	800	348	452	5,161	2,201	2,960
85～89歳	527	211	316	3,725	1,373	2,352
90～94歳	281	86	195	2,007	572	1,435
95歳～	102	18	84	880	169	711

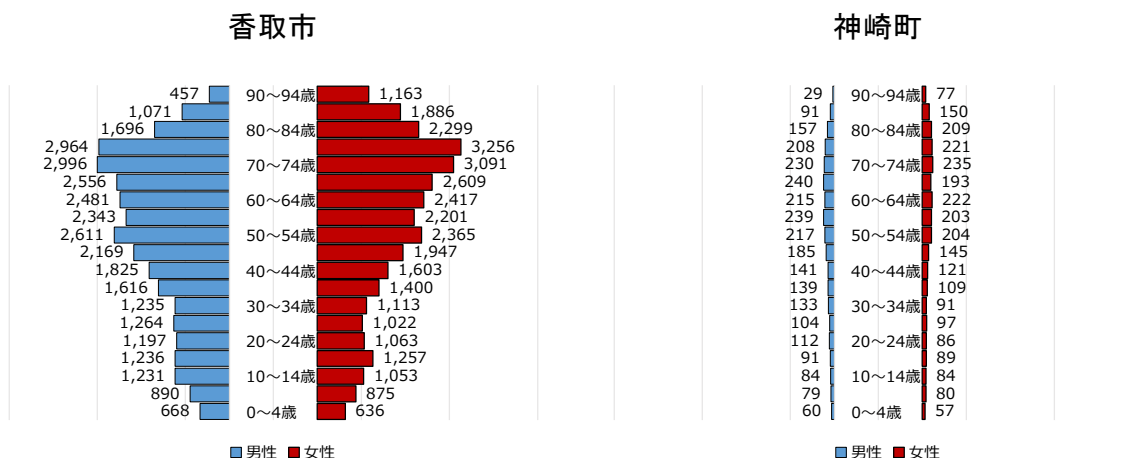


図2-3-1 年齢階層別の人口ピラミッド

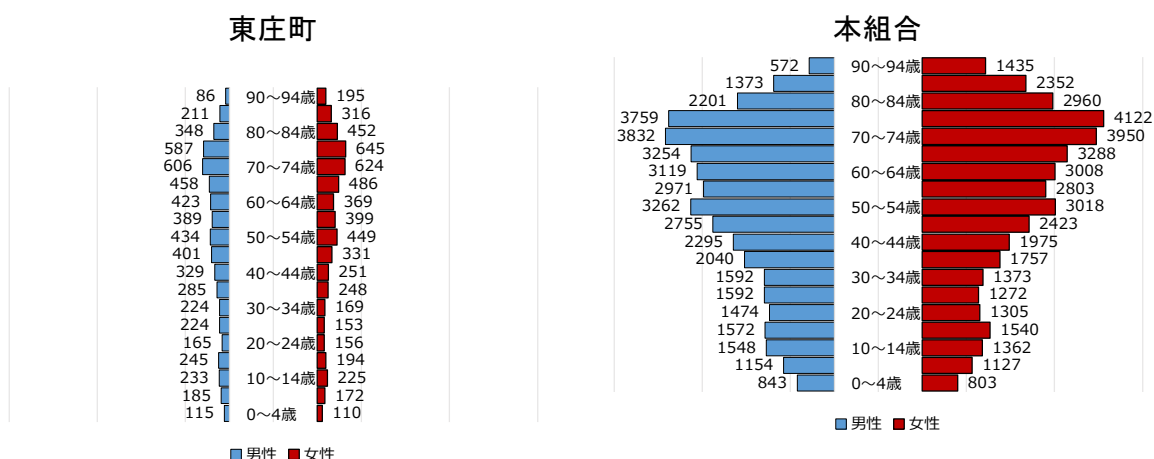


図2-3-2 年齢階層別の人口ピラミッド

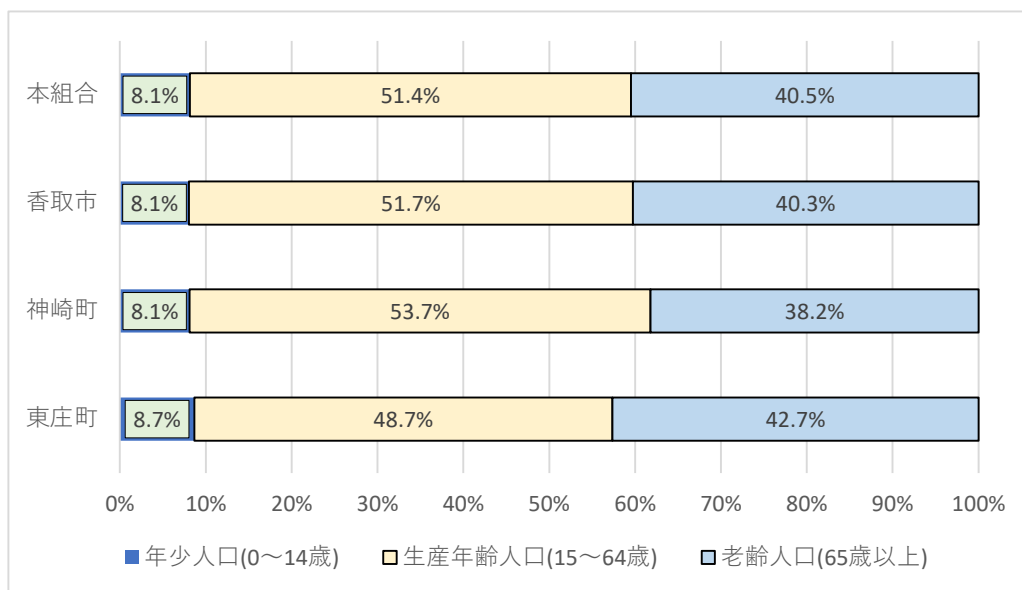


図2-4 年齢3区分別人口割合

2. 4 産業の動向

2. 4. 1 産業別就業者数

本組合の産業別就業者の推移は表2-5に、令和2年度の産業3部門別就業者割合を図2-5に示します。

令和2年度の就業者を産業3部門別でみると、本組合構成区域では、第1次産業10.9%、第2次産業23.8%、第3次産業が61.4%となっており、第3次産業が全体の半数以上を占めています。また、第1次産業は減少し、第3次産業の占める割合は、ほぼ増加しているといえます。

表2-5 産業別就業者の推移

項目		第1次産業		第2次産業		第3次産業		その他に分類 されないもの		計	
		人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
香 取 市	平成17年	5,689	12.9	11,116	25.2	27,036	61.3	233	0.5	44,074	100
	平成22年	4,799	12.1	9,346	23.5	24,535	61.7	1,070	2.7	39,750	100
	平成27年	4,211	11.0	9,040	23.7	23,454	61.4	1,512	4.0	38,217	100
	令和 2年	3,719	10.6	8,123	23.1	22,130	62.8	1,246	3.5	35,218	100
神 崎 町	平成17年	301	9.1	851	25.7	2,153	65.0	5	0.2	3,310	100
	平成22年	180	5.7	693	21.9	1,963	62.1	324	10.3	3,160	100
	平成27年	183	5.7	660	20.4	1,828	56.5	566	17.5	3,237	100
	令和 2年	181	6.3	606	21.2	1,759	61.7	307	10.8	2,853	100
東 庄 町	平成17年	1,318	16.0	2,656	32.3	4,238	51.5	15	0.2	8,227	100
	平成22年	1,155	15.7	2,318	31.6	3,847	52.4	15	0.2	7,335	100
	平成27年	1,122	15.8	2,214	31.3	3,719	52.5	29	0.4	7,084	100
	令和 2年	988	14.9	1,925	29.1	3,532	53.4	164	2.5	6,609	100
本 組 合	平成17年	7,308	13.1	14,623	26.3	33,427	60.1	253	0.5	55,611	100
	平成22年	6,134	12.2	12,357	24.6	30,345	60.4	1,409	2.8	50,245	100
	平成27年	5,516	11.4	11,914	24.5	29,001	59.7	2,107	4.3	48,538	100
	令和 2年	4,888	10.9	10,654	23.8	27,421	61.4	1,717	3.8	44,680	100

参考：平成17年の香取市の数値は、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の数値の合計値です。（資料：「国勢調査報告」（総務省統計局））

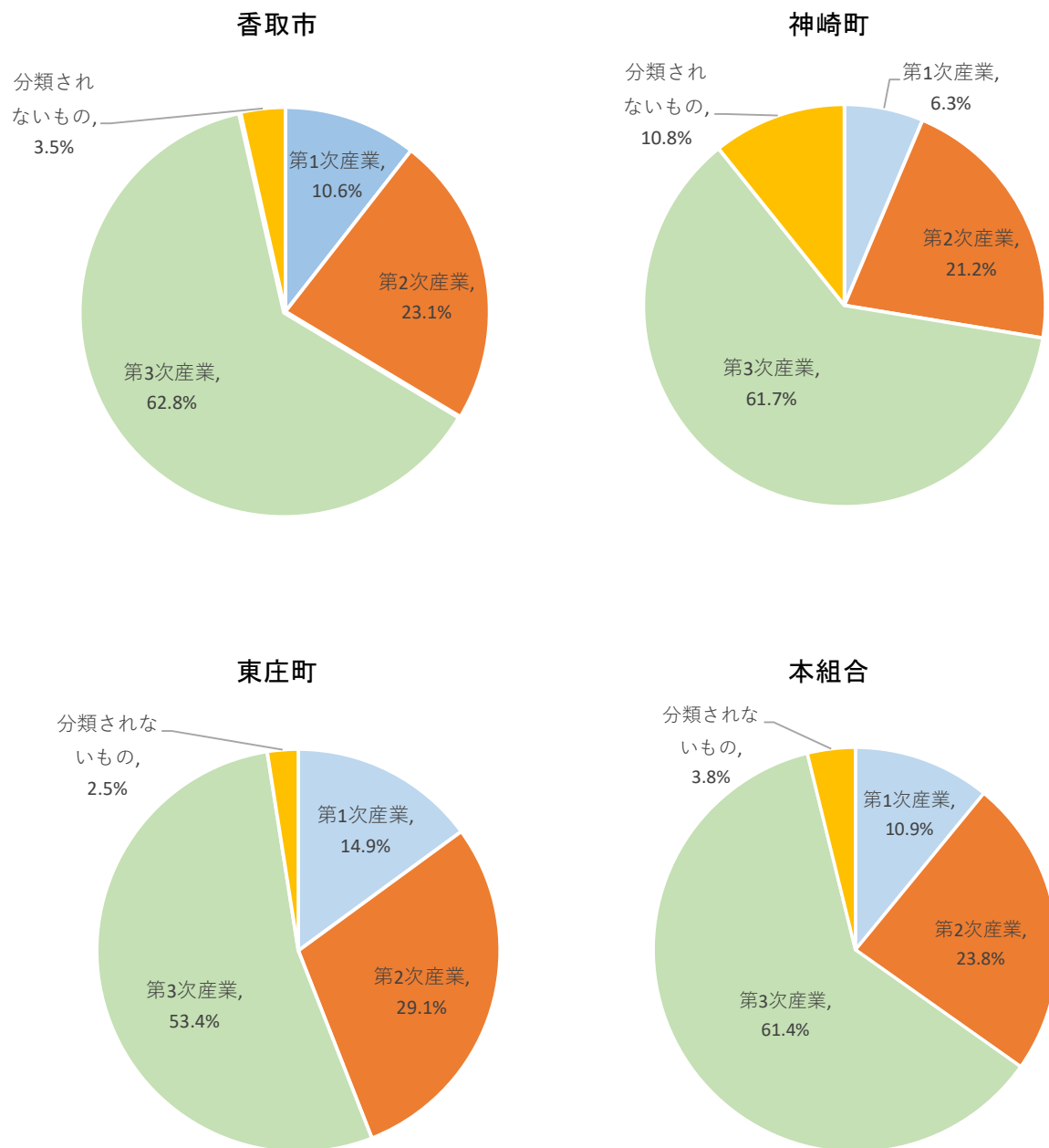


図2-5 産業3部門別就業者割合（令和2年度）

2. 4. 2 事業所・従業者数

本組合の平成24年から令和3年の事業所・従業者数の推移を表2-6、図2-6-1及び図2-6-2に示します。

本組合及び構成市町の事業所数・従業者数は、平成26年度にかけて増加しましたが、平成28年以後は、減少へ転じています。

表2-6 事業所・従業者数の推移

項目 市町名	平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		令和 3 年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
香取市	3,685	26,551	3,785	28,617	3,503	25,904	3,182	25,146
神崎町	240	1,938	253	2,367	216	1,918	206	1,859
東庄町	589	3,723	591	4,087	538	3,551	490	3,760
本組合	4,514	32,212	4,629	35,071	4,257	31,373	3,878	30,765

(資料：「千葉県統計年鑑」)

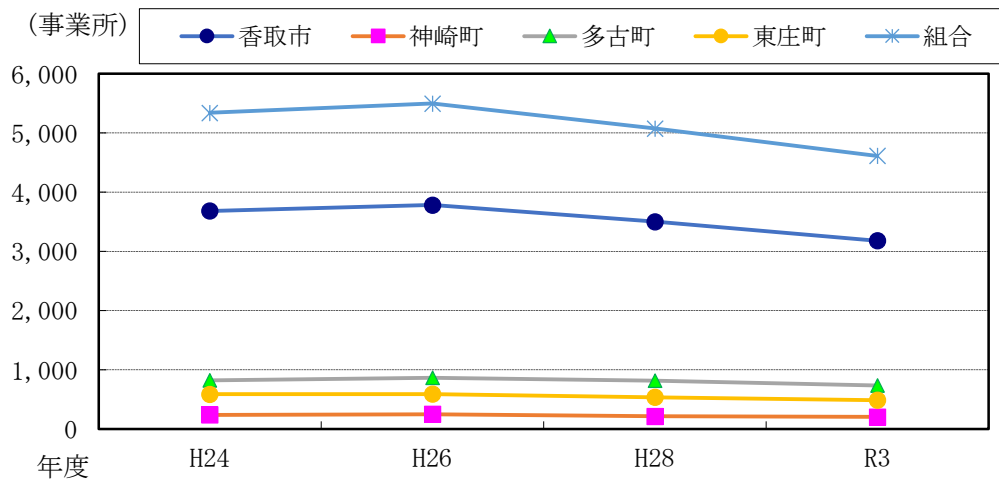


図2-6-1 事業所数の推移

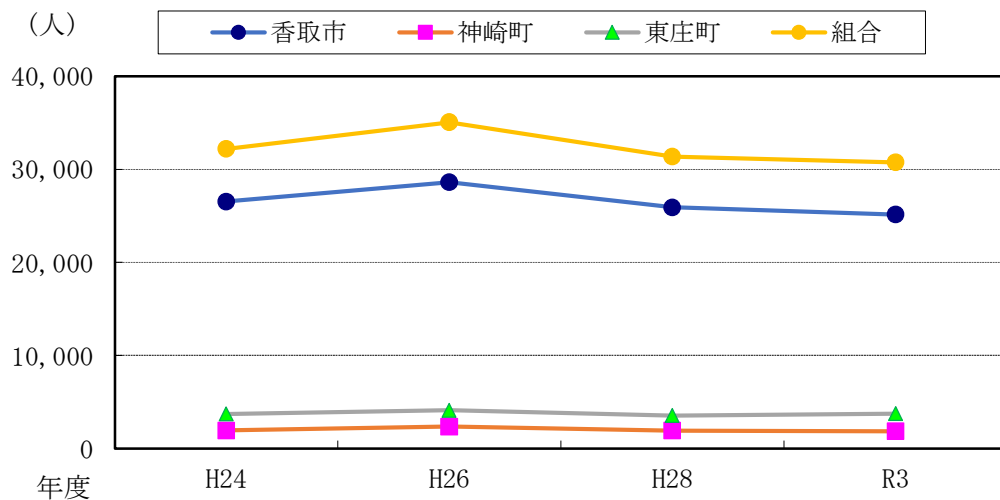


図2-6-2 従業者数の推移

2. 5 土地利用状況

計画区域の土地利用状況は、表2-7-1、表2-7-2及び図2-7に示すとおりです。

令和5年1月1日現在では本組合構成区域の全体の約46%が農用地（田、畑）、約25%が山林及び雑種地になっており、宅地は約9%です。

香取市は土地利用の取組方針として、「総合的な土地利用方針の明確化」及び「計画的な大規模開発の推進」を掲げています。

神崎町は、土地利用に関し「神崎IC周辺整備」、「JR下総神崎駅周辺の整備」、「わくわく西の城の拠点化」等の取組目標を掲げています。

東庄町は、「地域の宝を地域の力で次代へ」のもと、町を市街地、集落定住、農業生産、工業、自然景観の5つのゾーンに分け、それぞれの基本方針を定めて土地利用を図ることとしています。

表2-7-1 地目別面積（令和5年1月1日現在）（単位：千㎡）

市町名	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
香取市	262,351	81,647	38,085	22,237	1,557	47,238	661	3,243	16,068	51,615
神崎町	19,899	6,807	1,753	1,868	242	3,485	-	187	3,578	1,979
東庄町	46,251	14,022	7,832	4,638	189	6,968	-	42	3,804	8,756
本組合	328,501	102,476	47,670	28,743	1,988	57,691	661	3,472	23,450	62,350

注) 1. 田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含みます。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいいます。

2. 端数処理の関係で計と合わない場合があります。(資料：千葉県統計年鑑(令和5年))

表2-7-2 地目別面積割合（令和5年1月1日現在）

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
香取市	31.1%	14.5%	8.5%	0.6%	18.0%	1.2%	6.1%	19.7%
神崎町	34.2%	8.8%	9.4%	1.2%	17.5%	0.9%	18.0%	9.9%
東庄町	30.3%	16.9%	10.0%	0.4%	15.1%	0.1%	8.2%	18.9%
本組合	31.2%	14.5%	8.7%	0.6%	17.6%	1.1%	7.1%	19.0%

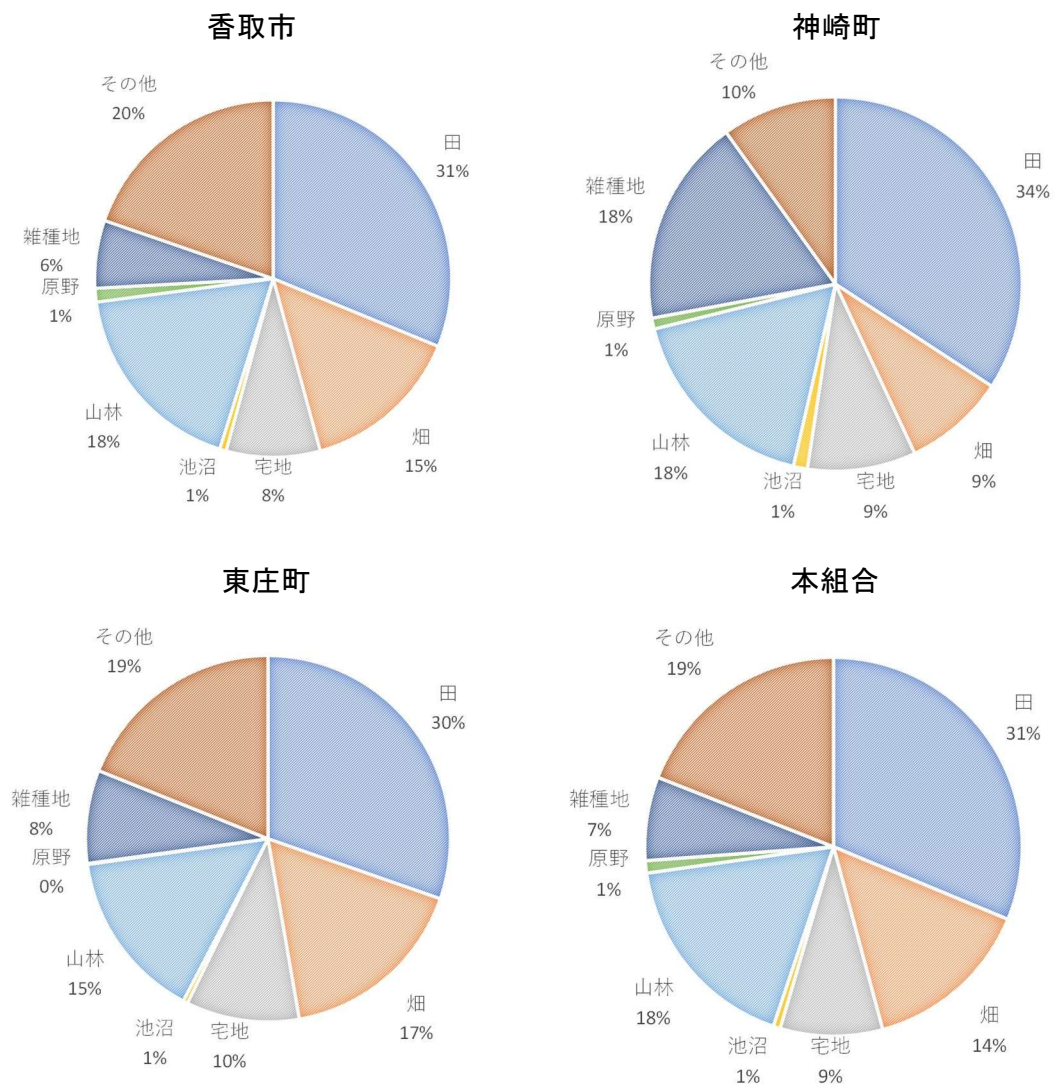


図2-7 地目別面積の構成比

2. 6 市町の総合計画等

2. 6. 1 総合計画等の策定状況

香取市、神崎町及び東庄町では、表2-8に示す総合計画、環境基本計画を定め、その中で廃棄物に係る基本方針等を定めています。

表2-8 各市町の総合計画等の一覧

市町名	計画名	備考
香取市	第2次香取市総合計画 後期基本計画	令和5年3月策定 令和5年度～令和9年度
	第2次香取市環境基本計画 (中間見直し)	令和6年3月策定 令和6年度～令和10年度
	香取市污水適正処理構想	令和5年3月策定
神崎町	神崎町第5次総合計画 前期基本計画	令和3年3月策定 令和3年度策定 令和3年度～令和8年度
東庄町	第6次東庄町総合計画 後期基本計画	令和4年3月策定 令和4年度～令和8年度

2. 6. 2 総合計画等に基づく一般廃棄物（生活排水処理）に係る基本方針

(1) 香取市

香取市では、香取市総合計画後期基本計画《令和6年度～令和10年度》」（令和6年3月）では、表2-9のとおり下水道に対する施策を示しています。

表2-9 下水道施設等の適切な管理運営と計画的な整備（要点）

主な取組	内容
污水適正処理構想の検証	・運営審議会、関係機関等との連携 ・現行計画等（一般廃棄物処理基本計画を含む）と現状のかい離状況の確認及び分析 ・下水道の計画に基づく污水处理状況の確認 ・農業集落排水事業計画区域内の加入状況等の確認 ・合併処理浄化槽普及状況等の把握
公共下水道事業全体計画の検証及び策定	・現行計画等と現状のかい離の確認及び分析 ・下水道等の処理区域内人口、污水处理水量の推移や諸経費等の動向を踏まえた検証 ・次期全体計画の策定
施設等の適切な管理運営	・適切な管理運営方針等の作成 ・経営コストや諸経費等の低減に係る取組の強化 ・安定処理や処理水の水質維持等に係る点検及び取組の徹底
計画的な設備等の改修及び整備	・定期的かつ効率的な改修整備方針等の作成 ・必要な維持補修等の計画的な実施 ・低コスト化に着目した改修整備等の実施

また、同基本計画では、合併処理浄化槽及びし尿処理については、表2-10のとおり定めています。

表2-10 合併処理浄化槽の設置及び転換に対する支援及びし尿処理場の適正運営

主な取組		内容
合併処理 浄化槽	設置等の動向把握及び推進方針の確立	・設置等の動向把握や一般廃棄物処理基本計画等関連計画における現状確認及び分析 ・推進方針及び支援施策の検討
	設置転換に係る支援措置の適用	・設置等に係る助成事業の適切な執行 ・支援事業の周知徹底
し尿処理	し尿処理施設運営の適正化	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携
	し尿処理施設の更新等	・香取広域市町村圏事務組合との協議、連携

「第2次香取市環境基本計画」（令和6年3月中間見直し）では、「健全な生活環境の実現」として、生活排水に係る基本目標及び基本方針を定め、表2-11にそれを示し、目標値を表2-12に示します。

また、「香取市污水適正処理構想」（令和5年3月）では、表2-13に示すようにアクションプランを策定し、污水处理人口普及率が100%に至る時点を最終目標とし、中間の目標年次を2024年度（令和6年度）としています。

表2-11 香取市環境基本計画における健全な生活環境の実現

基本目標	基本方針
安心・安全社会の実現 ～快適な生活環境を未来 に伝えるまち～	安心・安全な生活環境の保全 水循環の保全 快適な町並みの形成

表2-12 香取市環境基本計画における目標値

環境指標の項目	現状値 (2022年度)	目標値 (2028年度)
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダントを除く)	100%	100%
自動車騒音環境基準達成率	92.7%	100%
河川 BOD 環境基準達成率	62.5%	100%
污水处理人口普及率	63.5%	100%現状値以上

表2-13 香取市污水適正処理構想におけるアクションプラン

項目		全体	公共 下水道	集落排水 施設	浄化槽	その他
目標値 (R6 末)	計画区域内人口 (人)	69,700	24,531	2,846	40,797	1,526
	整備人口(人)	48,568	22,612	2,846	21,254	1,526
	整備面積(ha)	1,054	796	258	—	—
	污水处理人口普及率	69.2%	92.2%	100.0%	52.1%	100.0%
	水洗化率	84.1%	82.7%	87.2%	—	100.0%
(R2 末)	計画区域内人口 (人)	73,900	24,777	3,001	44,500	1,622
	整備人口(人)	47,966	22,537	3,001	20,806	1,622
	整備面積(ha)	1,049	791	258	—	—
	污水处理人口普及率	64.9%	91.0%	100.0%	46.8%	100.0%
	水洗化率	84.0%	82.5%	86.6%	—	100.0%

注：表の水洗化率は、処理形態別に（整備人口）÷（計画区域内人口）を示します。

(2) 神崎町

「神崎町第5次総合計画 前期基本計画」（令和3年3月）では、基本計画におけるコンセプトを次のように設定しています。

まちづくりコンセプト 生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき ～ 今より一歩前へ そして、次世代へのバトンパス
--

さらに「ごみ、環境問題への対応」として次の課題、取り組み及び達成目標を定めています。（主に廃棄物、生活排水に関する事項を抜粋）

【現況と課題】

- 環境保全活動を推進しています
 - 不法投棄が依然として多く発生しています。
- 公害防止対策に取り組んでいます
 - 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が鈍化していますが、水質汚濁防止の観点から転換を推進していく必要があります。
- 地球温暖化防止対策を推進しています
 - 近年、豪雨や猛暑日の発生頻度が増加しており、長期的な地球温暖化の傾向から、環境省では気候危機宣言を出すなど今後、気象災害が危惧されています。
- 3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))運動の推進
 - 3R運動の推進によりごみ処理事業にかかる経費を削減できるほか、ごみの焼却に伴う二酸化炭素等の地球温暖化原因物質の削減、最終処分場への処分量の削減などにより、地球の環境を守ることに繋がります。

【取組】

1 ごみの不法投棄の防止

- 環境美化運動への意識の向上を図るため、町内一斉のゴミゼロ運動の実施、子どもたちの環境学習の推進に努めます。

2 環境汚染や公害発生の防止

- 水質汚濁の主因に伴っている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽への転換の促進に努めます。
- 河川水、工業団地各企業排水及び飲用井戸水の水質検査を実施し、環境汚染や公害の発生予防に努めます。
- 町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、町民の意識啓発のためのPR活動に努めます。

3 二酸化炭素の発生抑制

- 地球温暖化防止対策として、CO₂の削減に努めます。
- 地球環境にもやさしく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用を図るため、太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付し設置を促進します。
- 家庭でもできる身近な温暖化対策のPR活動に努めます。

4 3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))運動の推進

- 資源物回収所での資源物の回収を推進し、ごみの再資源化・減量化を図ります。

【達成目標】

上記の施策を行った上で、達成目標を表2-14のように定めています。

表2-14 達成目標

指標名	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	目標指標の測定あるいは 取得の方法
生活排水処理率	%	74.28	80.0	合併処理浄化槽人口率

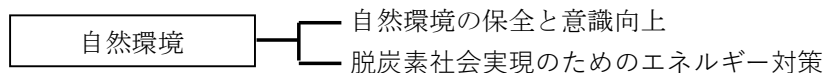
(3) 東庄町

「第6次東庄町総合計画 後期基本計画」(令和4年3月)において、自然環境に関することに対し、次のような施策及び指標を定めています。

(基本方針)

河川や里山を保全し、住民とともに本町全体の自然環境を守ります。また、地球環境を守るために、省エネルギーや再生可能エネルギーの活用や導入などを促進します。

(施策の体系)



(主な取組み)

①河川の水質及び周辺環境の維持

河川の水質改善と周辺自然環境の維持を図ります。

②利根川下流域の自然再生

豊かな自然の象徴である河川の環境保全と、国内有数の広大なヨシ原湿地がある利根川下流域の自然再生に国と連携しながら取り組みます。

(自然環境保全にかかる指標)

上記の施策を行う上の指標を表2-15-1のように定めています。

表2-15-1 自然環境保全にかかる指標

指標名	現状値	目標値
	上段(R 元年度) 下段(H27 年度)	(R8 年度)
桁沼川(別当内橋附近)の BOD 値	2.0 mg/ℓ 2.8 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ
黒部川(銚子市水道部新宿附 近)の BOD 値	3.3 mg/ℓ 2.7 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ

(排水環境の整備)

主な取組み

- ・合併処理浄化槽の普及促進

未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進めます。

(排水環境の整備にかかる指標)

上記の施策を行う上の指標を表2-15-2のように定めています。

表2-15-2 自然環境保全にかかる指標

指標名	現状値	目標値
	上段(R 元年度) 下段(H27 年度)	(R8 年度)
合併処理浄化槽の 設置補助基数	845 基 707 基	1,191 基

2. 7 将来計画

2. 7. 1 将来計画

(1) 香取市

「第2次香取市総合計画（後期基本計画）」（令和5年3月）では、香取市が目指すべきまちの姿として「将来都市像」を以下のように掲げており、図2-8-1及び図2-8-2に示すように、6つの大綱、41の施策を設定し、各施策ごとに重点プロジェクトを定め、さらに106の小施策を設け、各々施策についての「現状と課題」を解析し、それに基づいて取り組み方針を定め、取り組みを行うこととしています。

豊かな暮らしを育む歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～

大綱	施 策	小 施 策
産業・経済の振興	農林畜産業	(1) 農業経営、(2) 農地・農村環境、(3) 土地改良、(4) 森林整備・治山
	商工業	(1) 商業振興、(2) 工業振興
	企業・産業誘致	(1) 誘致活動、(2) 就労支援、(3) 産業団地
	観光	(1) 観光振興、(2) 観光事業
生活環境の向上	環境保護・省エネ	(1) 地球温暖化・脱炭素化、(2) 自然保護、(3) 電気事業
	環境衛生・公害対策	(1) 環境美化・衛生、(2) 公害対策
	廃棄物処理・再資源化	(1) ごみ・し尿処理 (2) 産業廃棄物・不法投棄 (3) 再資源化
	公園・緑地・水辺空間	(1) 公園・緑地、(2) 水辺空間
	斎場・墓地	(1) 斎場、(2) 墓地
	交通安全・防犯	(1) 交通安全、(2) 防犯
	防災・消防・救急	(1) 防災、(2) 急傾斜地・砂防、(3) 消防・救急
	市民・消費者相談	(1) 市民相談、(2) 消費者相談
健康・福祉の充実	人権	(1) 人権・虐待、(2) 男女共同参画、(3) LGBTQ+
	地域福祉	(1) 地域福祉、(2) 重層的支援
	介護・介護予防	(1) 介護保険、(2) 地域包括支援
	高齢者の生きがい	(1) 生きがいづくり、(2) 生活・就労支援
	子供家庭・子育て	(1) 子供家庭・子育て支援、(2) 保育環境、(3) 児童館・児童クラブ
	障がい者福祉	(1) 自立支援、(2) 権利擁護・環境整備
	健康づくり・感染症	(1) 健康増進・保健衛生、(2) 防疫・感染症、(3) 予防接種
	地域医療	(1) 地域医療、(2) 病院経営
	保険・社会保障	(1) 国民健康保険、(2) 後期高齢者医療、(3) 国民年金、(4) 生活保護

図2-8-1 香取市の施策の体系（1）

（太字は、廃棄物、生活排水処理関連）

大綱	施 策	小 施 策
教育・文化の振興	教育施設・環境の整備	(1)適正配置、(2)施設・環境整備
	学校教育	(1)学校教育、(2)学校給食
	青少年健全育成	(1)青少年健全育成
	生涯学習	(1)生涯学習活動、(2)社会教育
	スポーツの推進	(1)スポーツ振興、(2)社会体育
	歴史・文化・芸術	(1)伝統文化、(2)文化財、(3)博物館等、(4)芸術振興
都市基盤の整備	都市計画・土地利用	(1)都市計画、(2)土地利用、(3)地籍調査
	町並み・市街地整備	(1)町並み景観、(2)市街地整備、(3)駐車場
	住宅環境	(1)住宅環境、(2)空き家対策、(3)市営住宅、(4)宅地造成
	道路・河川	(1)道路・橋梁、(2)河川・排水路
	公共交通	(1)公共交通網、(2)循環バス・乗合タクシー
	上水道	(1)上水道施設、(2)簡易水道施設、(3)事業経営
	下水道	(1)下水道施設、(2)集落排水施設、(3)その他浄化施設、(4)事業経営
市民参画・行政の取組	市民協議	(1)市民協働、(2)事業提案・連携、(3)コミュニティー
	S D G s	(1)推進体制、(2)事業展開方策
	過疎対策	(1)過疎対策、(2)移住・定住
	地域間交流・国際交流	(1)地域間連携・地域間交流、(2)国際交流
	広報・広聴	(1)広報、(2)広聴、(3)地域プロモーション
	行政運営・D X 対応	(1)計画行政、(2)行政改革、(3)組織体制・職員研修、(4)DX対応
	財政・運営	(1)財源確保、(2)経営効率化、(3)財産管理・調達

図2-8-2 香取市の施策の体系（2）

（太字は、廃棄物、生活排水処理関連）

(2) 神崎町

「神崎町第5次総合計画」（令和3年3月策定）によれば、将来像として「生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき」を掲げ、図2-9に示す5つの基本目標を定めています。

まちづくりコンセプト		
生き生きわくわく 人も発酵するまち こうざき		
～ 今より一歩前へ そして、次世代へのバトンパス		
3つのまちづくり戦略		
子育て世代にやさしいまちづくり	ハイウェイ オアシス	発酵の里づくり
子育て支援サービスの見直し・充実	神崎 I C 周辺の開発	「発酵」を統一テーマにしたまちづくりの推進
子どもを産んで暮らしたくなる環境づくり	道の駅の集客力強化	誰もが生き生きと住み続けられるふるさと（発酵の里）づくりの推進
+ Society5.0によるスマート自治体への転換（検討項目）		
基本目標・施策		
（１）地域産業の持続的発展支援		
①農業の振興	③観光の振興	
②商工業の振興		
（２）すべての世代にやさしい福祉施設の充実		
①地域福祉の推進	④高齢者福祉	
②健康づくりの推進	⑤障害者福祉の充実	
③子供・子育て支援の充実	⑥社会保障体制の充実	
（３）生活の質を高める環境の充実		
①土地の有効利用	④上水道の整備	
②道路・公共交通の充実	⑤住環境・公園等の維持・確保	
③ごみ・環境問題への対応		
（４）緊急時対応への備えの充実		
①消防・防災体制の充実	②防犯・交通安全対策の充実	
（５）教育のまち・神崎の推進		
①学校教育の充実	④芸術・文化活動の支援	
②生涯学習の充実	⑤多文化共生社会の実現 （男女共同・人権等）	
③生涯スポーツの充実		
①公報・広聴の充実	③機動力のある健全な行財政の推進	
②住民主役のまちづくりの推進	④情報通信基盤の整備	

図2-9 神崎町第5次総合計画の体系

(3) 東庄町

「第6次東庄町総合計画 後期基本計画」（令和4年3月策定）によれば、
「将来都市像」を図2-10のように掲げ、将来像を「～地域の宝を地域の力で次代へ～躍動 連携 地域力とうのしょう」として、政策目標と分野項目を定めています。

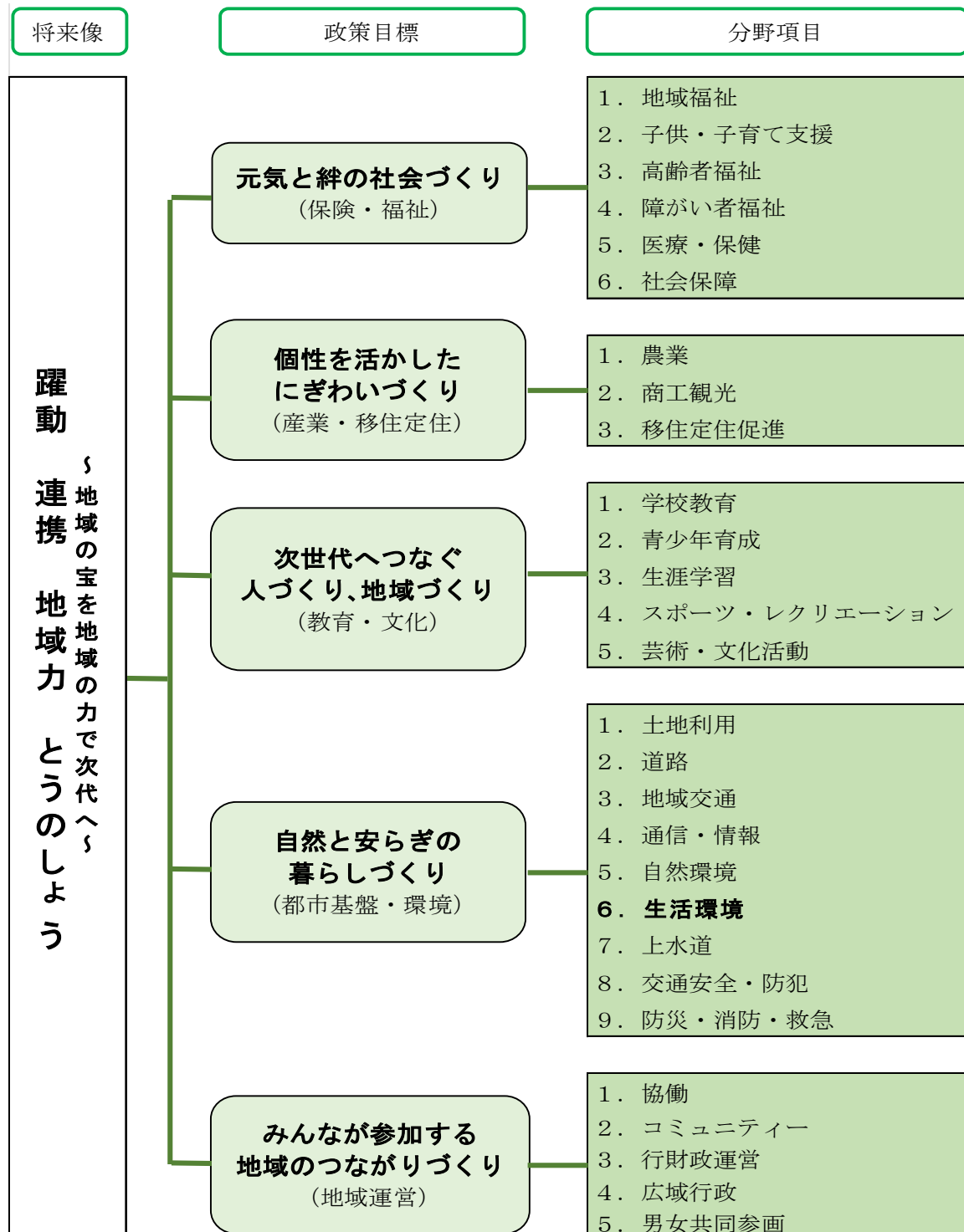


図2-10 東庄町の将来都市像実現への施策

2. 8 水環境、水質保全に関する状況

2. 8. 1 主な河川の現況

計画区域を流れる主な河川は図2-11に示すとおり、日本の代表河川の1つである利根川及びその支流の黒部川等があります。

利根川流域には「水郷筑波国定公園」、「県立大利根自然公園」が含まれ、近年はレジャーの場としても親しまれており人々の憩いの場となっています。

黒部川は計画区域の香取市、東庄町を貫流しており、その途中で清水川や桁沼川などの小河川が流入しています。

その他、計画区域の北部には与田浦川、横利根川等が、中央部には小野川、大須賀川等の河川が流れています。

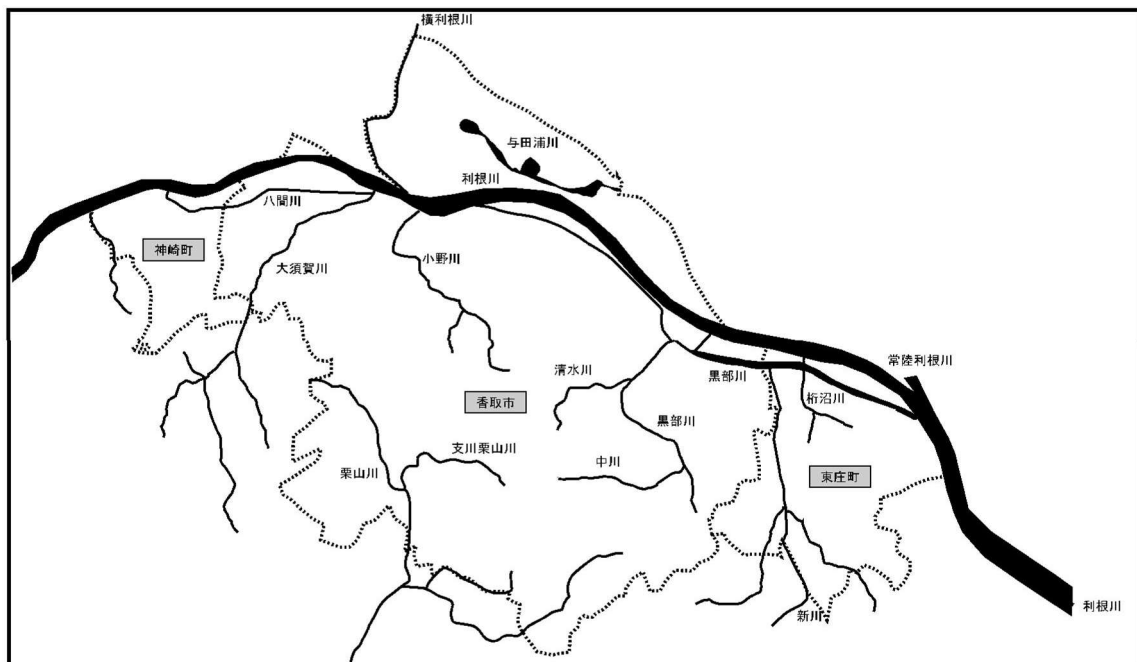


図2-11 流域河川図

2. 8. 2 水質に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、表2-16-1に示すいずれの水域にも適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と、表2-16-2及び表2-16-3に示す水域類型指定のある水域に適用される「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目」という）があります。

計画区域内において水域類型指定のある河川は表2-17に示すとおり、利根川、黒部川等があり、本地域を代表する利根川及び黒部川は「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を、利根川は昭和48年の3月に、黒部川は同年7月に指定を受けています。また、利根川は平成21年3月に表2-16-3に示す、全亜鉛の環境基準値の適用もを受けています。

表2-16-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下		
1, 1- ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1, 2- ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1, 1, 1- トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考：1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）

表2-16-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以上	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ 以下	
C	水産3級、工業用 水1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級環境 保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
備考 1 基準値は日間平均とする。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。							

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
「出典水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表2-16-3 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

本区域内の河川の水域類型指定状況を表2-17に示します。

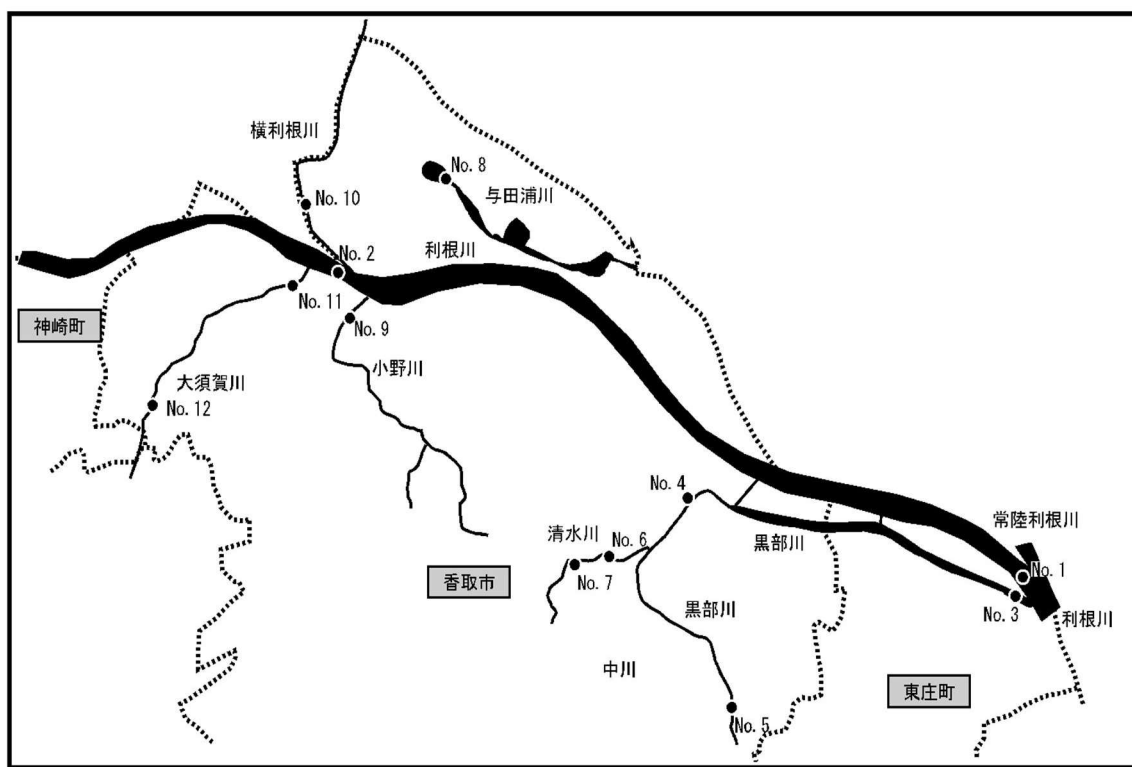
表2-17 計画区域内の河川の水域類型指定状況

指定河川名	指定類型
利根川	A、生物 B
黒部川（小堀川合流点より上流）	B、生物 B
黒部川（小堀川合流点より下流）	A、生物 B
清水川（香取市小見川区）	A、生物 B
小野川	B、生物 B
大須賀川	A、生物 B
栗山川上流（総武本線鉄道橋より上流）	A、生物 B

資料：「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」（千葉県ホームページ）

2. 8. 3 水質調査地点

本組合の主な水質調査地点を、図2-12に示します。



注) 調査担当機関が、国土交通省または千葉県の地点を選定しています。

図2-12 水質調査地点図

2. 8. 4 水質調査結果

水質の汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質質量）、DO（溶存酸素量）の調査結果を表2-18-1から表2-18-3に示します。

また、本組合の主要な河川である利根川及び黒部川の水質調査結果の推移を図2-13-1から図2-13-3に示します。

BOD（生物化学的酸素要求量）は、一部の地点で年度により、環境基準の値を超えている状況が続いています。その他の生活環境項目をみるとSS（浮遊物質質量）及びDO（溶存酸素量）については、ほぼすべて環境基準を満たした状態で推移しています。

表2-18-1 主な流入河川の水質状況（BOD：年間平均）

地点番号	河川名	地点名（町名）	生物化学的酸素要求量 BOD（mg/L）					環境基準	類型
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	利根川下流	河口堰（東庄町）	3.2	1.9	1.9	2.2	2.3	2	A
2	利根川下流	水郷大橋（香取市）	3.0	1.9	1.5	1.9	1.9	2	A
3	黒部川下流	黒部川水門（東庄町）	4.0	3.9	2.9	3.3	3.2	2	A
4	黒部川上流	中央大橋（香取市）	2.1	1.8	1.6	2.1	2.3	3	B
5	黒部川上流	迎田橋（香取市）	1.6	1.6	2.5	2.1	1.5	3	B
6	清水川	清水橋（香取市）	2.2	1.3	1.3	1.6	1.6	2	A
7	清水川	山川橋（香取市）	1.6	0.8	1.2	1.4	1.3	2	A
8	与田浦川	与田浦橋（香取市）	4.5	4.8	3.7	4.2	5.1	－	－
9	小野川	小野川水門（香取市）	1.7	1.6	1.8	1.8	2.0	3	B
10	横利根川	横利根閘門（香取市）	1.3	2.0	1.6	2.1	1.2	－	－
11	大須賀川	黄金橋（香取市）	2.8	2.3	2.5	3.4	4.8	2	A
12	大須賀川	関橋（香取市）	3.0	3.3	4.8	5.0	7.3	2	A

資料：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）

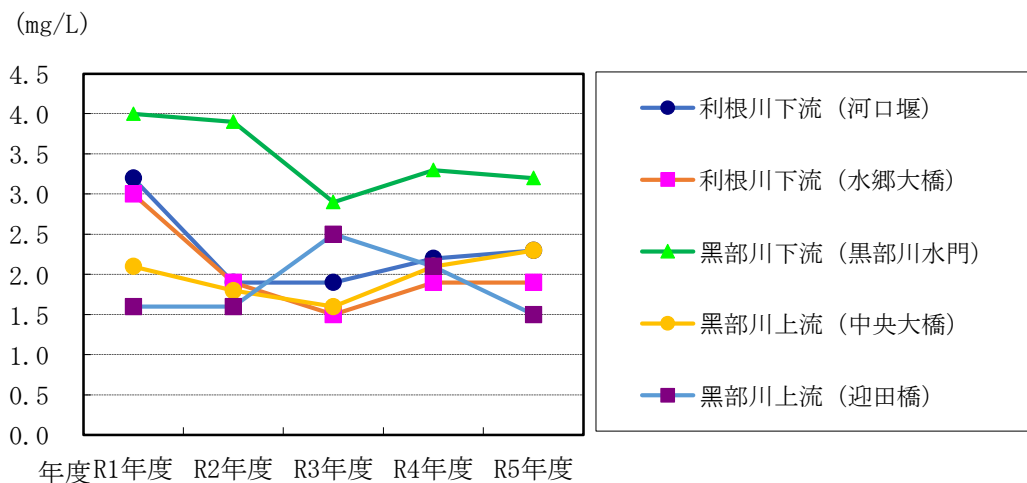


図2-13-1 利根川及び黒部川の水質調査結果推移（BOD）

表2-18-2 主な流入河川の水質状況（SS：平均値）

地点 番号	河川名	地点名（町名）	浮遊物質 SS（mg/L）					環境 基準	類型
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	利根川下流	河口堰（東庄町）	11	13	11	4	10	25	A
2	利根川下流	水郷大橋（香取市）	10	11	11	12	10	25	A
3	黒部川下流	黒部川水門（東庄町）	14	14	16	8	13	25	A
4	黒部川上流	中央大橋（香取市）	8	9	9	15	7	25	B
5	黒部川上流	迎田橋（香取市）	10	9	14	9	8	25	B
6	清水川	清水橋（香取市）	18	19	15	20	14	25	A
7	清水川	山川橋（香取市）	10	13	11	15	13	25	A
8	与田浦川	与田浦橋（香取市）	20	24	30	22	20	－	－
9	小野川	小野川水門（香取市）	8	10	9	10	7	25	B
10	横利根川	横利根閘門（香取市）	4	5	5	5	4	－	－
11	大須賀川	黄金橋（香取市）	7	9	9	9	10	25	A
12	大須賀川	関橋（香取市）	10	17	27	21	16	25	A

資料：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）

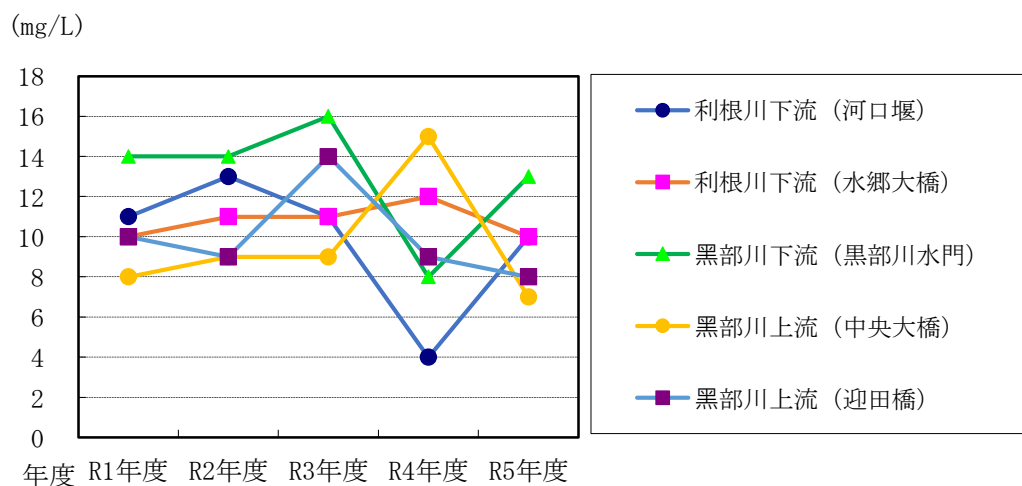


図2-13-2 利根川及び黒部川の水質調査結果推移（SS）

表2-18-3 主な流入河川の水質状況 (D0 : 平均値)

地点 番号	河川名	地点名 (町名)	溶存酸素 D0 (mg/L)					環境 基準	類型
			R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1	利根川下流	河口堰 (東庄町)	9.5	9.5	10.5	10.1	9.2	7.5	A
2	利根川下流	水郷大橋 (香取市)	9.2	9.3	10.0	9.4	9.1	7.5	A
3	黒部川下流	黒部川水門 (東庄町)	8.8	10.0	9.4	9.8	9.7	7.5	A
4	黒部川上流	中央大橋 (香取市)	7.8	8.1	8.5	7.9	7.5	6	B
5	黒部川上流	迎田橋 (香取市)	8.7	9.4	8.5	9.1	9.1	6	B
6	清水川	清水橋 (香取市)	9.3	9.4	9.3	9.1	9.1	7.5	A
7	清水川	山川橋 (香取市)	9.0	9.2	8.7	9.2	9.4	7.5	A
8	与田浦川	与田浦橋 (香取市)	9.6	10.1	8.3	9.3	9.4	-	-
9	小野川	小野川水門 (香取市)	7.7	7.9	8.3	7.9	7.5	6	B
10	横利根川	横利根閘門 (香取市)	8.7	10.0	8.7	11.0	7.6	-	-
11	大須賀川	黄金橋 (香取市)	7.3	7.7	8.8	8.3	7.6	7.5	A
12	大須賀川	関橋 (香取市)	8.0	8.5	8.1	7.7	7.7	7.5	A

資料：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」 (千葉県ホームページ)

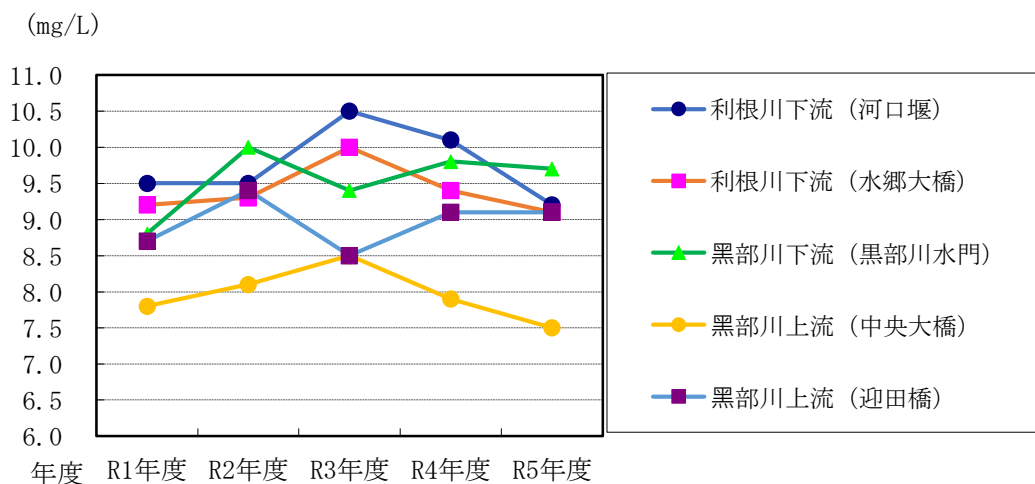


図2-13-3 利根川及び黒部川の水質調査結果推移 (D0)

第3章 生活排水処理の現況の把握

3. 1 生活排水の処理の流れ

本組合における生活排水の処理形態を図3-1に示します。

生活排水は、生活雑排水とし尿に分けられ、生活雑排水の多くは、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽にて処理を行い、処理水を公共用水域に放流します。それ以外の未処理の生活雑排水についてはそのまま公共用水域に放流されます。

し尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽で処理され、それ以外はし尿処理場で処理され、下水道に放流されます。農業集落排水の処理後の汚泥については、堆肥化され農地還元されます。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥については、し尿処理施設で処理を行います。

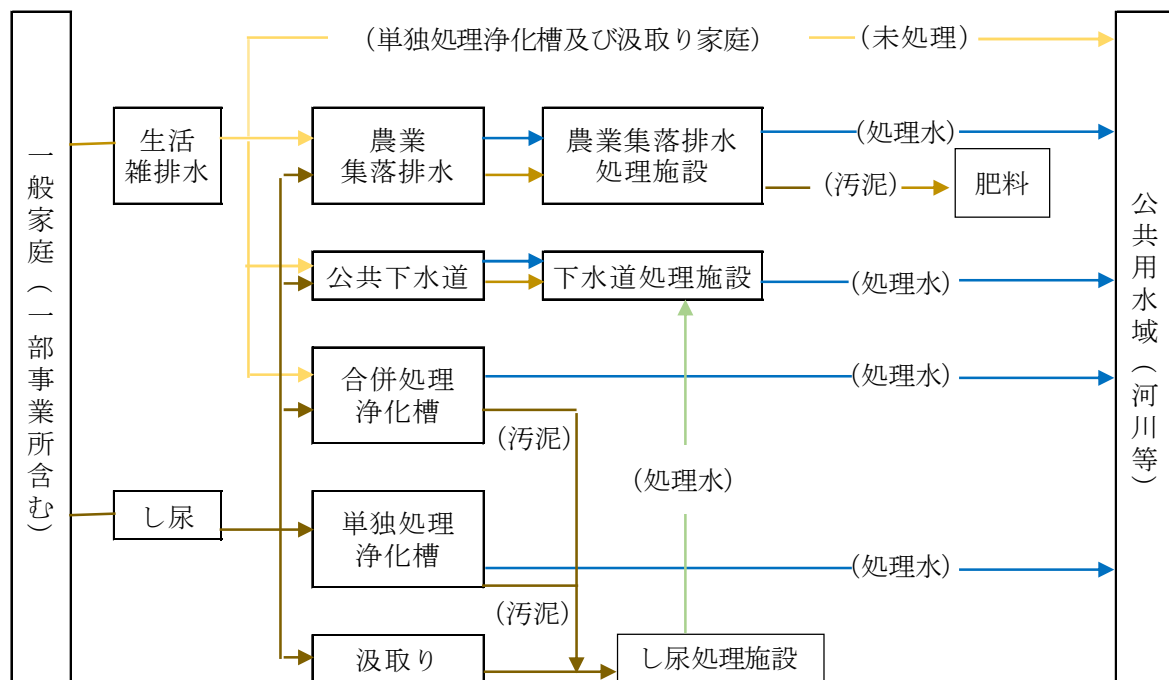


図3-1 生活排水処理の流れ

※1 合併処理浄化槽には、地域污水处理施設が含まれています。

※2 一部の生活雑排水は、未処理のまま排水されています。

3. 2 処理形態別人口の推移

3. 2. 1 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の実績

(1) 香取市

香取市における、過去10年間の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移を表3-1及び図3-2に示します。

生活排水処理人口は、過去10年間の推移をみると、人口の減少に伴い、年々減少傾向にあり、平成27年度の42,421人に対し令和6年度は40,968人と減少していますが、総人口の減少が多いため、生活排水処理率は、この10年間で52.9%から58.7%まで上昇しました。しかし、まだ、少ない状況です。

表3-1 香取市の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率（単位：人）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	80,199	79,174	78,062	77,082	75,810	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789
各種人口等	生活排水処理人口	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065	42,584	42,026	41,524	40,968
	下水道人口	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,505	18,279	17,930
	合併処理浄化槽人口	20,245	21,329	21,481	21,587	21,483	21,280	20,949	20,714	20,566
	農業集落排水人口	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,503	2,472
	その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	37,778	35,550	34,423	33,555	32,745	31,964	31,326	30,590	29,769
	単独処理浄化槽人口	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705	25,108	24,599	23,980	22,528
	し尿処理人口	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,856	6,727	6,610	6,293
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	52.9%	55.1%	55.9%	56.5%	56.8%	57.1%	57.3%	57.6%	58.7%

※合併処理浄化槽人口には地域污水处理施設が含まれています。

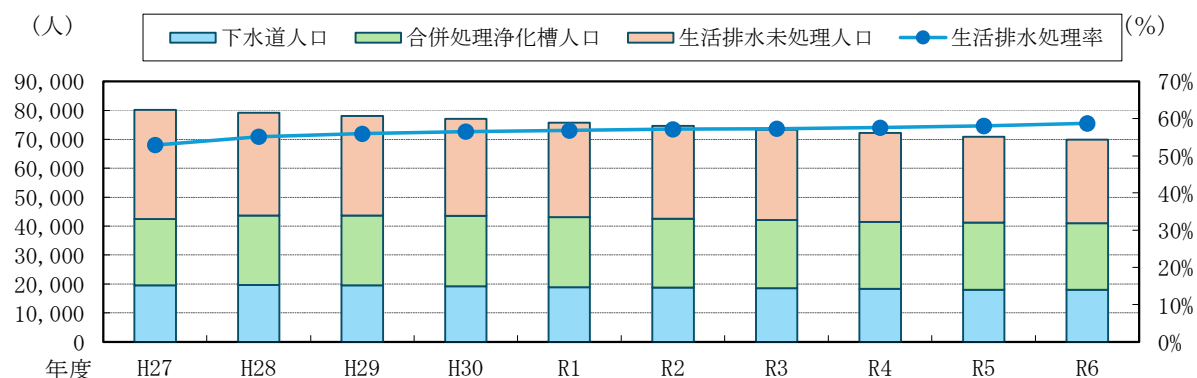


図3-2 香取市の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

(2) 神崎町

神崎町における、過去10年間の生活排水処理形態別人口の推移を表3-2及び図3-3に示します。

生活排水処理人口及び生活排水処理率とも、過去10年間の推移をみると、平成30年度以後は、生活排水処理人口は減少傾向にあります。生活排水処理率は、緩い増加を示しています。

合併処理浄化槽人口は、平成27年度の4,262人に対し令和6年度は4,274人と微増にとどまっていますが、総人口の減少が多いため、生活排水処理率は、この10年間で67.1%から75.8%まで上昇しました。

表3-2 神崎町の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率（単位：人）

項 目		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口		6,350	6,272	6,220	6,150	6,044	5,932	5,838	5,786	5,694	5,638
各種人口等	生活排水処理人口	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,269	4,274
	下水道人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,269	4,274
	農業集落排水人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	2,088	1,971	1,723	1,635	1,554	1,442	1,516	1,480	1,425	1,364
	単独処理浄化槽人口	1,634	1,542	1,347	1,279	1,230	1,179	1,137	1,113	1,100	1,054
	し尿処理人口	454	429	376	356	324	263	379	367	325	310
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	67.1%	68.6%	72.3%	73.4%	74.3%	75.7%	74.0%	74.4%	75.0%	75.8%

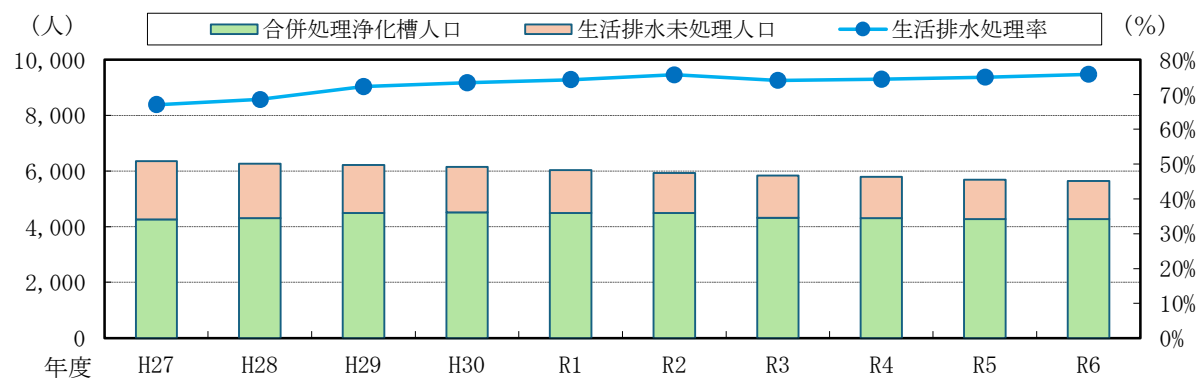


図3-3 神崎町の生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

(3) 東庄町

東庄町における、過去10の生活排水処理形態別人口の推移を表3-3及び図3-4に示します。

生活排水処理人口及び生活排水処理率の過去10年の推移を見ると、ともに、ほぼ毎年増加傾向にあります。令和3年度以後は、減少傾向も出てきています。

生活排水処理人口は、平成27年度で5,515人に対し、令和6年度は6,460人と増加し、生活排水処理率は、平成27年度の37.5%に対し、令和6年度は51.1%でした。

表3-3 東庄町生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率（単位：人）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	14,690	14,495	14,341	14,023	13,883	13,660	13,440	13,178	12,946	12,642
各種人口等	生活排水処理人口	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,460
	下水道人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,460
	農業集落排水人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	9,175	8,799	8,282	7,829	7,506	6,941	6,550	6,351	6,182
	単独処理浄化槽人口	7,438	6,799	7,142	6,447	6,282	6,213	5,394	5,192	5,105
	し尿処理人口	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224	728	1,156	1,113	1,077
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	生活排水処理率	37.5%	39.3%	42.2%	44.2%	45.9%	49.2%	51.3%	51.8%	51.1%

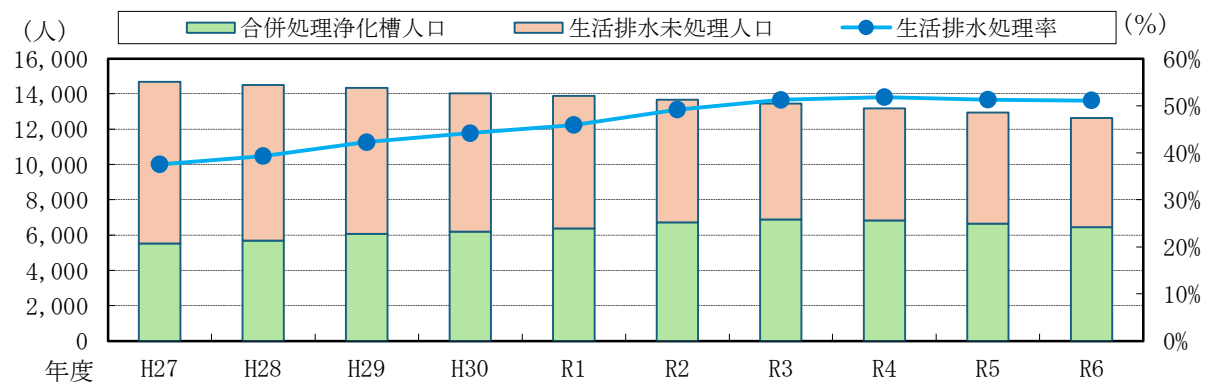


図3-4 東庄町生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

(4) 本組合

本組合における、過去10年間の生活排水処理形態別人口の推移を表3-4及び図3-5に示します。

生活排水処理人口は、人口減少の影響を受け、平成27年度の52,198人から令和6年度には51,702人へと緩やかな減少傾向にあります。

一方で、生活排水未処理人口については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等により減少しており、生活排水処理人口に占める合併処理浄化槽人口の割合は増加しています。

この結果、総人口の減少に加え、生活排水処理形態の転換が進んだことにより、生活排水処理率は平成27年度の51.6%から令和6年度には58.7%へと上昇しています。

表3-4 本組合生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率（単位：人）

項 目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	101,239	99,941	98,623	97,255	95,737	94,140	92,630	91,078	89,557	88,069
各種人口等	生活排水処理人口	52,198	53,621	54,195	54,236	53,932	53,793	53,238	52,657	51,702
	下水道人口	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,505	18,279	17,930
	合併処理浄化槽人口	30,022	31,326	32,037	32,296	32,350	32,489	32,161	31,847	31,300
	農業集落排水人口	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,531	2,472
	その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	49,041	46,320	44,428	43,019	41,805	40,347	39,392	38,421	37,499
	単独処理浄化槽人口	39,212	36,404	35,548	34,052	33,217	32,500	31,130	30,340	29,616
	し尿処理人口	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588	7,847	8,262	7,883	7,680
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.1%	57.5%	57.8%	58.1%

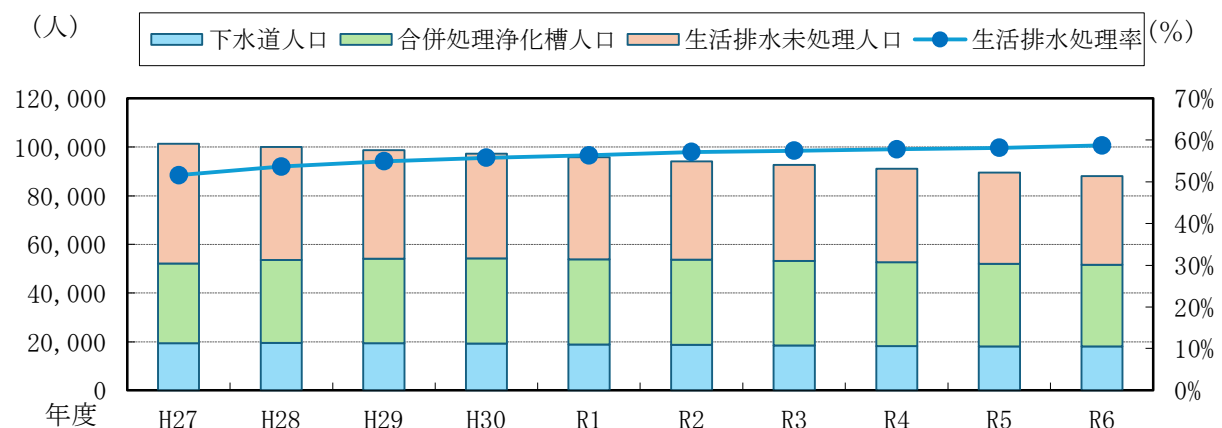


図3-5 本組合生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

3. 3 生活排水処理率の推移

構成市町の生活排水処理率の推移を表3-5及び図3-6に示します。

3市町とも年々増加傾向にあり、本組合としては、平成27年度は51.6%から令和6年度は58.7%と、7.1%増加しました。

平成27年度に比べ、令和6年度の生活排水処理率は、香取市は5.8%、神崎町は、8.7%、東庄町では13.6%増加しています。

表3-5 生活排水処理率の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
香取市	52.9%	55.1%	55.9%	56.5%	56.8%	57.1%	57.3%	57.6%	58.0%	58.7%
神崎町	67.1%	68.6%	72.3%	73.4%	74.3%	75.7%	74.0%	74.4%	75.0%	75.8%
東庄町	37.5%	39.3%	42.2%	44.2%	45.9%	49.2%	51.3%	51.8%	51.3%	51.1%
組合	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.1%	57.5%	57.8%	58.1%	58.7%

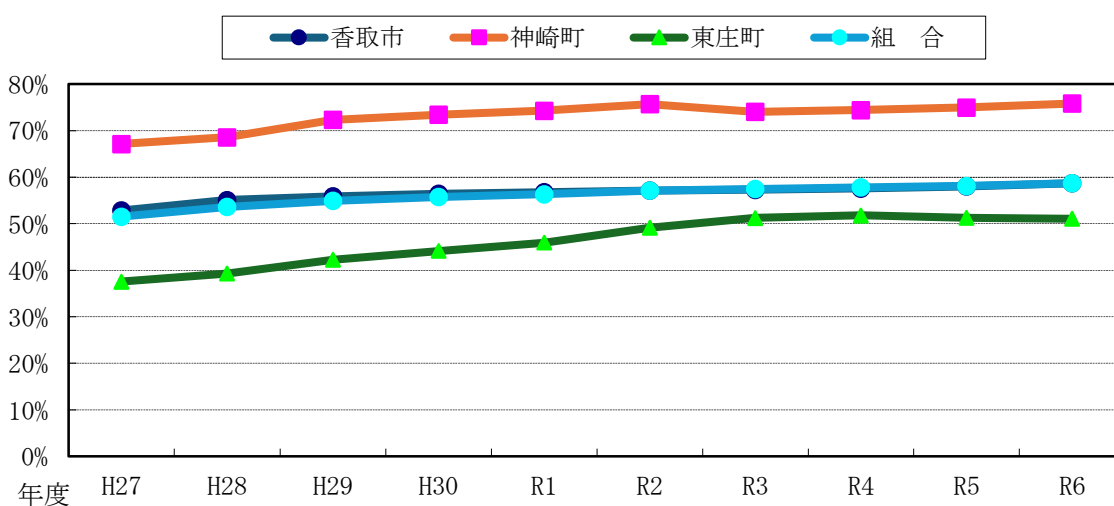


図3-6 生活排水処理率の推移

注：組合のデータと香取市のデータはほぼ同一のため、重なり合っています。

3. 4 し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び原単位の推移

3. 4. 1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び原単位

(1) 香取市

香取市のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と1人1日あたり発生量（原単位*）を表3-6に、年間発生量を図3-7-1に、原単位の推移を図3-7-2に示します。

し尿は減少傾向で、浄化槽汚泥はほぼ同程度で推移しており、総量としては、やや減少傾向です。原単位は、し尿は減少傾向で、浄化槽汚泥は、増加傾向にあります。

表3-6 香取市のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と原単位の推移

（単位：発生量＝kℓ、原単位＝ℓ/人日）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生量	し尿	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,635	3,514	3,219	3,115	2,768
	浄化槽汚泥	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	19,672	19,025	19,562	19,740	19,640
	混合	24,940	24,838	23,286	24,355	22,812	23,307	22,539	22,781	22,855	22,408
原単位	し尿	1.65	1.63	1.58	1.49	1.56	1.45	1.43	1.33	1.32	1.21
	浄化槽汚泥	1.10	1.13	1.07	1.17	1.09	1.16	1.14	1.20	1.23	1.25
	混合	1.17	1.20	1.14	1.21	1.15	1.20	1.18	1.22	1.24	1.24

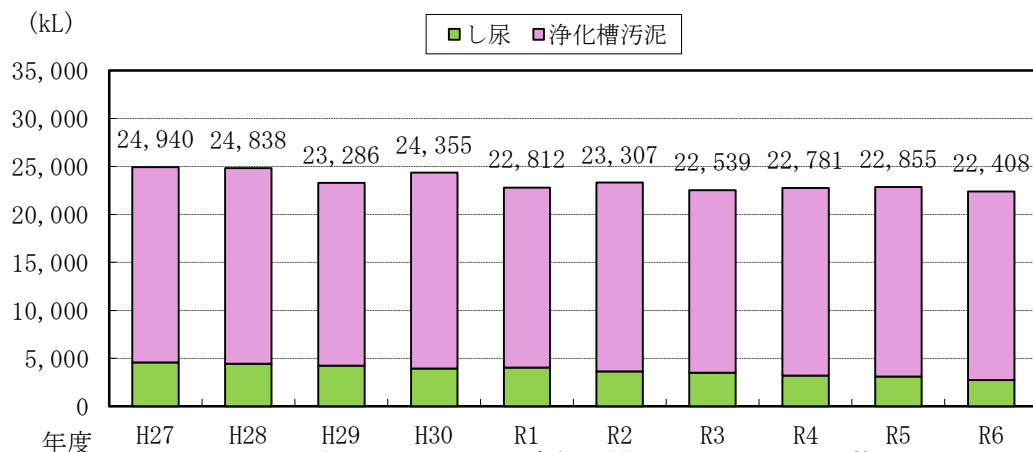


図3-7-1 香取市のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

（上の数字は合計値）

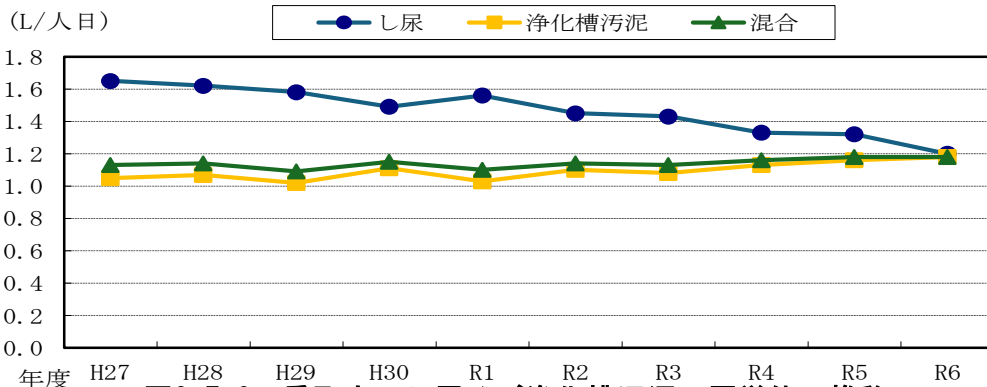


図3-7-2 香取市のし尿及び浄化槽汚泥の原単位の推移

（上の数字は合計値）

※原単位：原単位はし尿等の年間1人1日当たりの発生量で、単位は、（ℓ/人日）で表され、計算式は（年間発生量kℓ）÷年間日数÷当該人口×1,000です。

(2) 神崎町

神崎町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と1人1日あたり発生量（原単位）を表3-7及び図3-8-1（発生量）並びに図3-8-2（原単位）に示します。

発生量は、し尿、浄化槽汚泥共に令和に入ってから、やや減少傾向にあります。し尿の原単位は、令和2年度に一時的に上がりましたが、全体を通じては、やや減少傾向です。浄化槽汚泥の原単位は、ほぼ同程度で推移していましたが、令和4年度から、やや減少傾向となっています。

表3-7 神崎町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と原単位の推移

（単位：発生量＝kℓ、原単位＝ℓ/人日）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生量	し尿	221	207	183	160	151	146	139	142	145	100
	浄化槽汚泥	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,382	2,420	2,342	2,103	2,203
	混合	2,587	2,829	2,531	2,503	2,488	2,528	2,559	2,484	2,248	2,303
原単位	し尿	1.33	1.32	1.33	1.23	1.27	1.52	1.00	1.06	1.22	0.88
	浄化槽汚泥	1.10	1.23	1.10	1.11	1.12	1.15	1.21	1.18	1.07	1.13
	混合	1.11	1.24	1.11	1.12	1.12	1.17	1.20	1.18	1.08	1.12

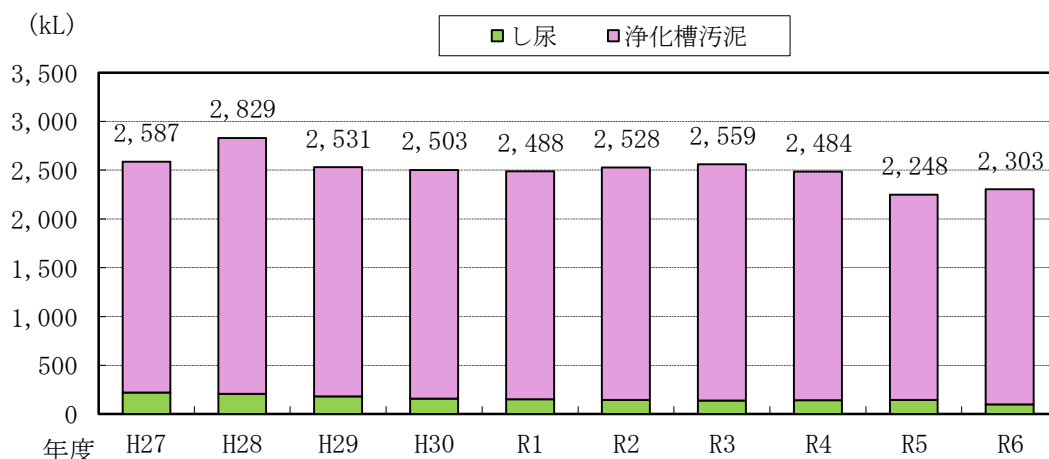


図3-8-1 神崎町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

（上の数字は合計値）

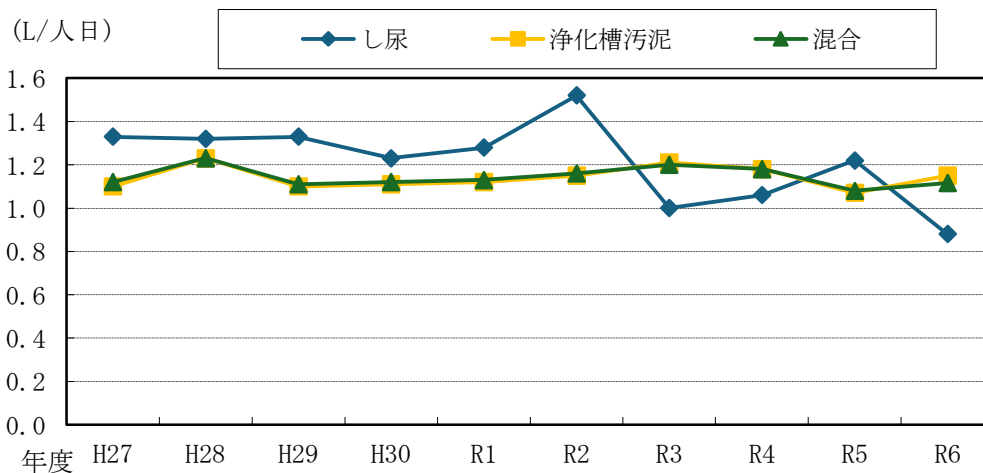


図3-8-2 神崎町のし尿及び浄化槽汚泥の原単位の推移

(3) 東庄町

東庄町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と1人1日あたり発生量（原単位）を表3-8及び図3-9-1（発生量）並びに図3-9-2（原単位）に示します。

し尿は減少傾向で、浄化槽汚泥は、やや減少傾向ながらも、ほぼ同程度で推移しており、全体としては、やや減少傾向です。原単位は、し尿は、ばらつきがあり、浄化槽汚泥は、1.0ℓ/人日前後でほぼ一定です。

表3-8 東庄町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と原単位の推移

（単位：発生量＝kℓ、原単位＝ℓ/人日）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生量	し尿	930	869	856	789	797	724	698	653	595	493
	浄化槽汚泥	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,440	4,342	4,478	4,462	4,393
	混合	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243	5,164	5,040	5,131	5,057	4,886
原単位	し尿	1.46	1.19	2.06	1.56	1.78	2.72	1.65	1.62	1.46	1.25
	浄化槽汚泥	0.94	1.04	0.94	1.03	0.96	0.94	0.97	1.02	1.03	1.04
	混合	1.00	1.06	1.03	1.08	1.03	1.04	1.03	1.07	1.07	1.06

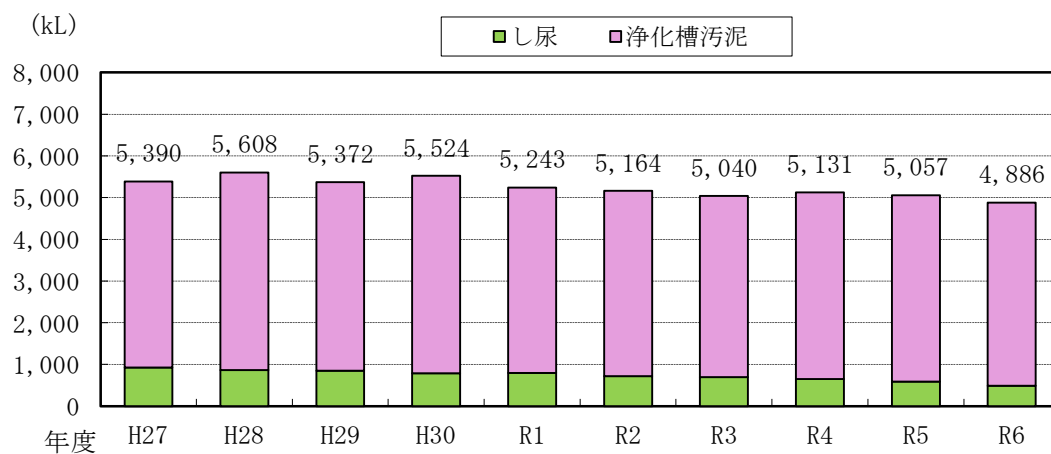


図3-9-1 東庄町のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

（上の数字は合計値）

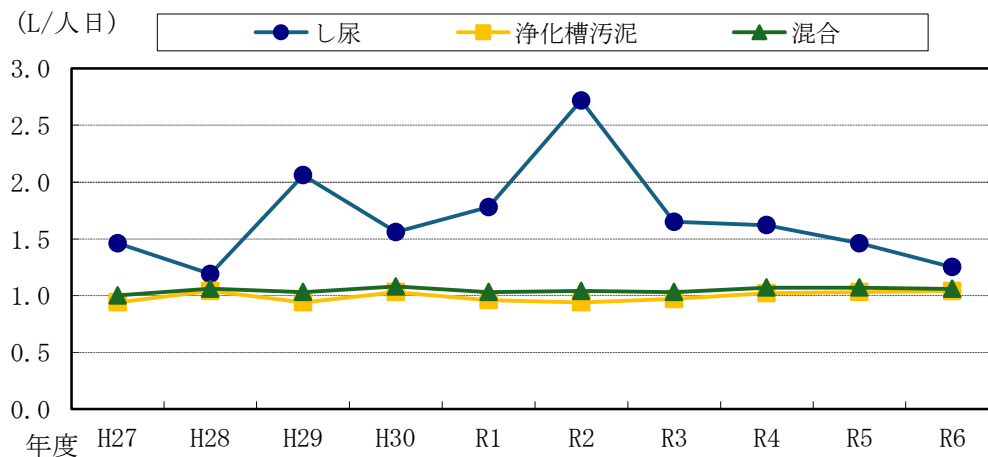


図3-9-2 東庄町のし尿及び浄化槽汚泥の原単位の推移

(4) 本組合

本組合のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と1人1日あたり発生量（原単位）を表3-9及び図3-10-1（発生量）並びに図3-10-2（原単位）に示します。

し尿は減少傾向であり、やや減少傾向にある浄化槽汚泥を合わせた総量は、平成30年度をピークに減少傾向となっています。

原単位は、し尿は減少傾向で、浄化槽汚泥はやや増加傾向です。

表3-9 本組合のし尿及び浄化槽汚泥の発生量と原単位の推移

（単位：発生量＝kℓ、原単位＝ℓ/人日）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発生量	し尿	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966	4,505	4,351	4,014	3,855	3,361
	浄化槽汚泥	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	26,494	25,787	26,382	26,305	26,236
	混合	32,917	33,275	31,189	32,382	30,543	30,999	30,138	30,396	30,160	29,597
原単位	し尿	1.60	1.52	1.63	1.49	1.58	1.57	1.44	1.36	1.34	1.20
	浄化槽汚泥	1.07	1.12	1.05	1.14	1.07	1.12	1.12	1.16	1.18	1.20
	混合	1.14	1.17	1.12	1.18	1.13	1.17	1.15	1.19	1.19	1.20

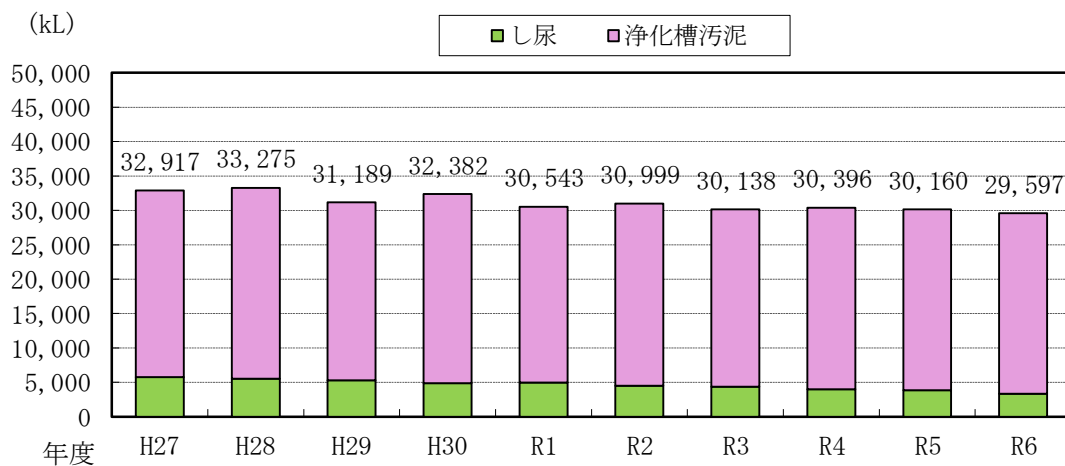


図3-10-1 本組合のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の推移

（上の数字は合計値）

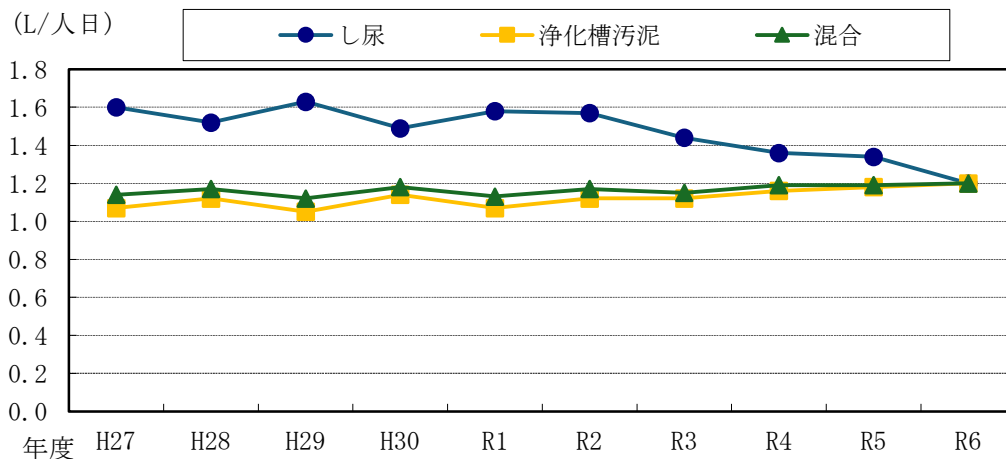


図3-10-2 本組合のし尿及び浄化槽汚泥の原単位の推移

3. 4. 2 し尿処理施設

牧野し尿処理場のし尿及び浄化槽汚泥処理量の状況は、前頁の表3-9に示すとおりです。し尿の処理量は減少傾向ですが、浄化槽汚泥処理量は、やや減少傾向ながらも変化が少ない状況です。

牧野し尿処理場（以下、「本施設」といいます。）は定格処理能力109kℓ/日で、香取広域が設置し管理運営している施設です。本施設は令和5年に稼働を開始した比較的新しい施設です。

そのため、現時点において施設の老朽化は見られず、今後は適切な維持管理を行いながら、安定的かつ効率的な施設運営を図っていく必要があります。

また、将来的には、処理量の動向や施設の稼働状況を踏まえ、長期的な視点から施設のあり方について検討していくことが望めます。

図3-11-1は、廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編：令和3年改定）による延命化事業等を実施したし尿処理施設数で、図3-11-2は、し尿処理施設の稼働終了時の供用年数を示します。

延命化に関しては、稼働開始後21～25年で延命化を行う施設が中央値で、次いで26年から30年で行う施設が多く、双方で半数近くを占めています。そのため、本施設は、延命化の時期に来ていると考えられます。

また、図3-11-2を見ると、供用開始から施設を停止した年数は、供用開始後、26年と36年の施設が多く、平均供用年数は、32.7年で、40年以上では、ほとんどの施設が供用を停止していると考えられます。

以上のことを考慮すると、本施設は、供用開始後すでに33年を経過しているため、施設の延命化（長寿命化）または、新たな施設の建設を検討する時期に来ていると考えられます。

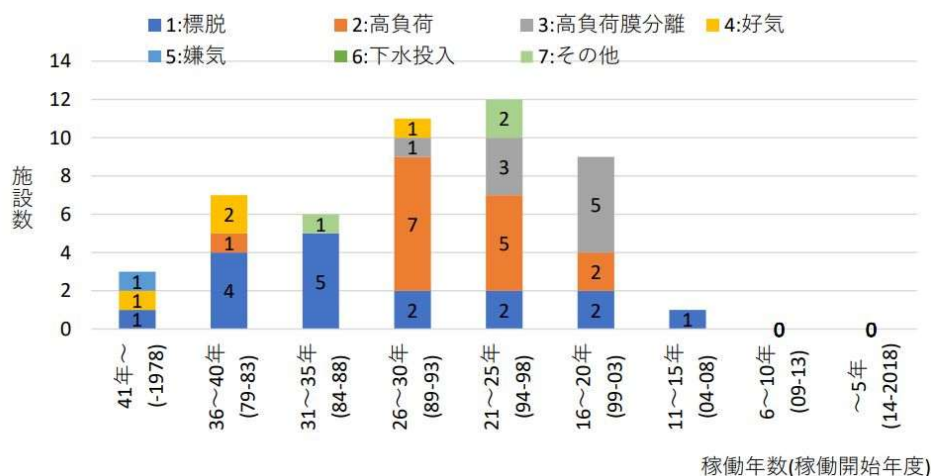


図3-11-1 延命化事業を実施したし尿処理施設数

出典：廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き



図3-11-2 し尿処理施設の稼働終了時の供用年数

3. 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

3. 5. 1 収集・運搬体制

(1) 収集・運搬の状況

し尿は香取広域が委託した収集運搬許可業者により、浄化槽汚泥は 収集運搬許可業者によって、し尿処理施設へ収集・運搬されています。農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、収集運搬許可業者により香北地区堆肥化施設へ収集・運搬されています。

収集・運搬車両の状況を表3-10に示します。

表3-10 し尿の収集・運搬車両（令和7年度）

項目	直営		香取広域 委託事業者		構成市町 許可業者	
	台数	t	台数	t	台数	t
収集車 (バキューム車)	0	0	8	23.4	37	120.4
運搬車	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	8	23.4	37	120.4

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

令和7年現在の香取広域における、し尿処理手数料を表3-11-1に、浄化槽汚泥手数料を表3-11-2に示します。

表3-11-1 し尿処理手数料

一 般	その他
1リットルにつき 11円	収集量300リットルまでの 仮設トイレ1基につき 3,300円 収集量300リットルを超える 仮設トイレ1リットルにつき 11円

表3-11-2 浄化槽汚泥処理手数料

各市町の許可業者
1リットルにつき 4円

3. 5. 2 処理・処分体制

(1) 公共下水道

① 処理施設

公共下水道を整備している区域は、香取市の佐原地域の一部と小見川地域の一部です。佐原処理区は佐原浄化センターで、小見川処理区は小見川浄化センターで処理した後、公共用水域に放流されます。各処理施設の概要を表3-12に示します。

表3-12 処理施設の概要（香取市：令和6年度末現在）

項目 \ 名称	佐原処理区	小見川処理区
終末処理場	佐原浄化センター	小見川浄化センター
所在地	香取市佐原イ 3746 番地 1	香取市阿玉川 844 番地 1
計画区域面積	1,117ha	845ha
整備面積	471ha	323 ha
処理方式	標準活性汚泥法	回分式活性汚泥法
排除方式	分流式、一部合流式	分流式
放流先	利根川	

② 整備状況

公共下水道の整備状況を表3-13に示します。

表3-13 公共下水道の整備状況（香取市）

各3月31日現在

項目 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
行政面積（ha）	26,235					
総人口（人）	75,810	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789
計画区域面積（ha）	1,962	1,962	1,962	1,962	1,962	1,962
整備面積（ha）	789	790.94	791.90	792.36	793.54	794.86
整備人口（人）	22,716	22,537	22,278	21,908	21,832	21,657
整備率（面積比％）	40.2	40.3	40.4	40.4	40.4	40.5
普及率（人口比％）	30.2	30.5	30.7	30.7	31.08	31.32

注：神崎町及び東庄町に公共下水道はありません。

(2) 農業集落排水処理施設

香取市内に農業集落排水処理施設として、表3-14-1に示すとおり、令和6年度現在7施設が稼働しています。

なお、香北地区には表3-14-2に示すし尿汚泥（農業集落排水処理施設から発生したものに限る）の堆肥化施設があり、香北地区の農業集落排水処理施設から発生した脱水汚泥は、この堆肥化施設へ、他の6施設から発生した脱水汚泥についても収集運搬許可業者により本堆肥化施設へ運搬し、発酵処理しています。

また、脱水機に投入する濃縮汚泥の計測機器が無いため、濃縮汚泥量でのデータは無く、脱水汚泥の発生量を表3-15-1から表3-15-3に記載しています。

表3-14-1 農業集落排水処理施設の整備状況

名称	処理区域及び処理方式
香取市香北地区 農業集落排水処理施設	香取市八筋川の一部、大島、三島、境島の一部 回分式活性汚泥方式
香取市阿玉台久保地区 農業集落排水処理施設	香取市阿玉台の一部、久保の一部 嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式
香取市岡飯田地区 農業集落排水処理施設	香取市岡飯田の一部、下飯田の一部、布野の一部 流量調整、嫌気性ろ床、接触ばっ気及び接触ばっ気と急速砂ろ過を組合せた方式
香取市白井山川地区 農業集落排水処理施設	香取市白井の一部、山川の一部 連続流入間欠ばっ気方式
香取市八本地区 農業集落排水処理施設	香取市八本の一部 連続流入間欠ばっ気方式及び接触ばっ気と急速砂ろ過を組合せた方式
香取市新福寺地区 農業集落排水処理施設	香取市上小堀の一部、富田の一部、虫幡の一部 回分式活性汚泥方式
香取市黒部川右岸地区 農業集落排水処理施設	香取市小見の一部、川上の一部、高野の一部 回分式活性汚泥方式

表3-14-2 堆肥化施設の概要

名称	香取市香北地区農業集落排水処理施設
施設の種類	し尿処理施設（発酵施設）
処理する一般廃棄物の種類	し尿汚泥（農業集落排水処理施設から発生したものに限る）
所在地	香取市三島1210番地1
処理能力	4.3 m ³ /日
処理方式	攪拌
肥料の登録番号	生第89842号
肥料の種類	汚泥発酵肥料
肥料の名称	農村汚泥コンポ

表3-15-1 脱水污泥発生量（単位：m³）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
脱水污泥	香北地区	45.8	48.8	52.4	49.0	53.8	50.0
	黒部川右岸地区	48.0	44.0	48.0	48.0	48.0	40.0
	阿玉台久保他4地区	64.7	69.2	65.2	55.7	39.3	32.8
合計		158.5	162.0	165.6	152.7	141.	122.8

表3-15-2 堆肥化施設脱水污泥搬入量（単位：m³）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
脱水污泥	香北地区	45.8	48.8	52.4	49.0	53.8	50.0
	黒部川右岸地区	48.0	44.0	48.0	48.0	48.0	40.0
	阿玉台久保他4地区	64.7	69.2	65.2	55.7	39.3	32.8
合計		158.5	162.0	165.6	152.7	141.1	122.8

表3-15-3 資源化量（粒状肥料生産量）（単位：t）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
肥料	香北地区	9.6	26.95	26.95	40.2	32.3	25.6
	黒部川右岸地区						
	阿玉台久保他4地区						

(3) 合併処理浄化槽（地域污水处理施設）

香取市内において、地域污水处理施設は表3-16のとおり2施設を稼働させています。（令和6年度現在）

与倉污水处理施設については令和元年度から、みずほ台団地污水处理施設については令和2年度から香取市により、維持管理・運営を行っています。当該施設から発生した浄化槽污泥については、収集運搬許可業者によりし尿処理施設へ搬入し、処理しています。

表3-16 地域污水处理施設（合併浄化槽）概要

施設名称	与倉污水处理施設	みずほ台団地污水处理施設
所在地	香取市与倉 812 番地 17	香取市みずほ台二丁目 1160 番地 1
供用開始	平成 31 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
処理区域	香取市与倉の一部、鳥羽の一部、 大戸の一部	香取市みずほ台、堀之内の一部、 寺内の一部
処理方式	間欠注入回分式活性汚泥法、 凝集剤添加方式	標準活性汚泥法に三次処理として 接触ばっ気法及び急速砂ろ過法を 付加した方式
浄化槽の規模	500 人槽	5, 129 人槽
処理水質	BOD 10mg/ℓ	BOD 10mg/ℓ

(4) し尿処理施設

香取広域のし尿処理施設の概要を表3-17に示します。

表3-17 牧野し尿処理場の概要

項目	内容
対象区域	香取市・神崎町・東庄町
所在地	香取市牧野2788-1
敷地面積	20, 130㎡
建物延面積	2, 159. 79㎡
稼働開始年度	2023年（令和5年）
処理能力	109kℓ/日
処理方法	高負荷脱窒素処理方式
汚泥等の処理方法	脱水（脱水汚泥は民間で焼却処理）
最終処分・資源化までの概要	ごみ焼却施設で焼却⇒焼却残渣は埋立処分
放流先	公共下水道



参考）牧野し尿処理場施設写真

3. 5. 3 し尿・浄化槽汚泥処理フローシート（令和6年度実績）

令和6年度の上尿及び浄化槽汚泥処理フローは図3-12-1から図3-12-4に示すとおりです。

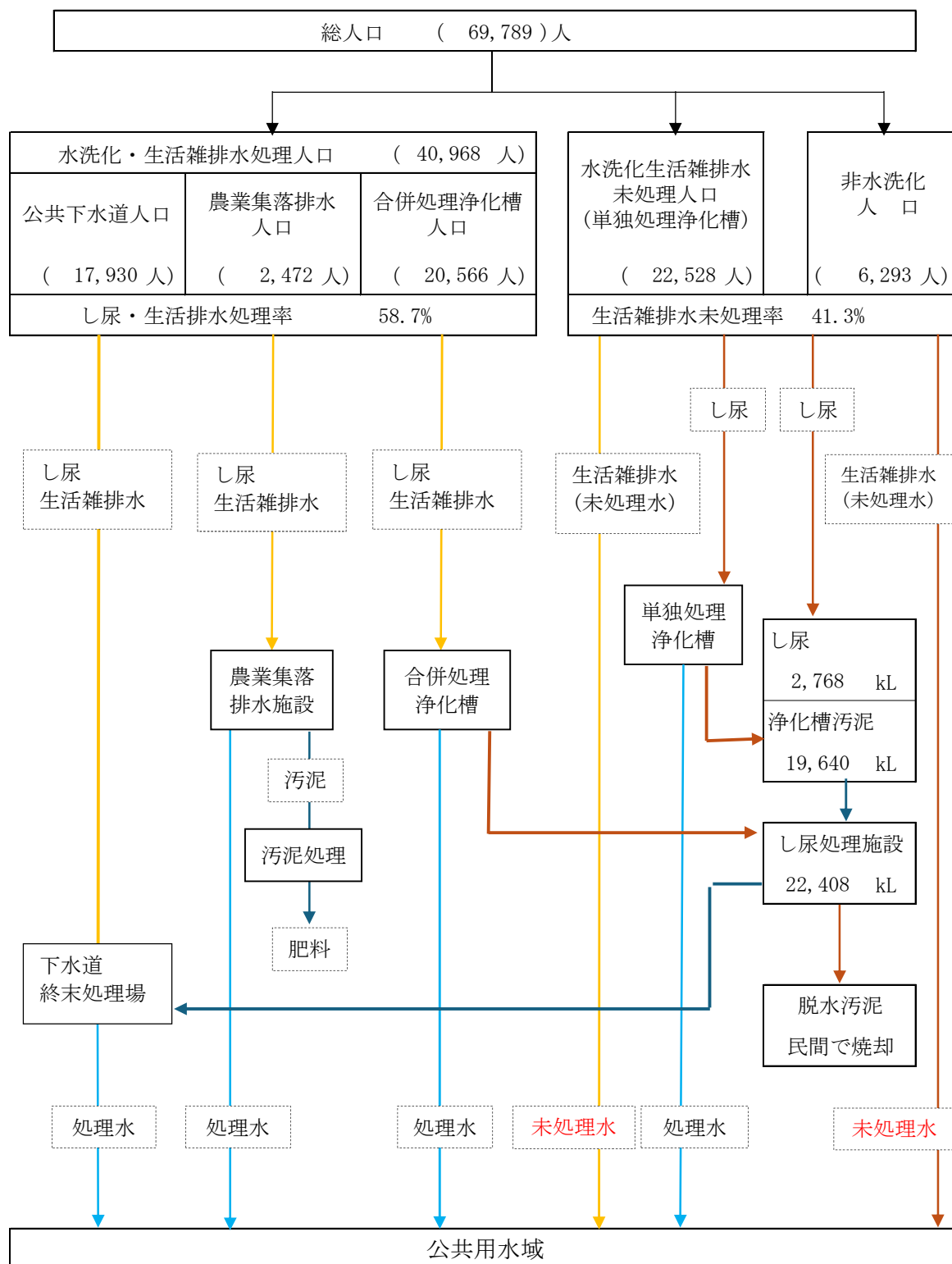


図3-12-1 し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図（令和6年度実績：香取市）

※合併処理浄化槽人口には地域污水处理施設人口が含まれています。

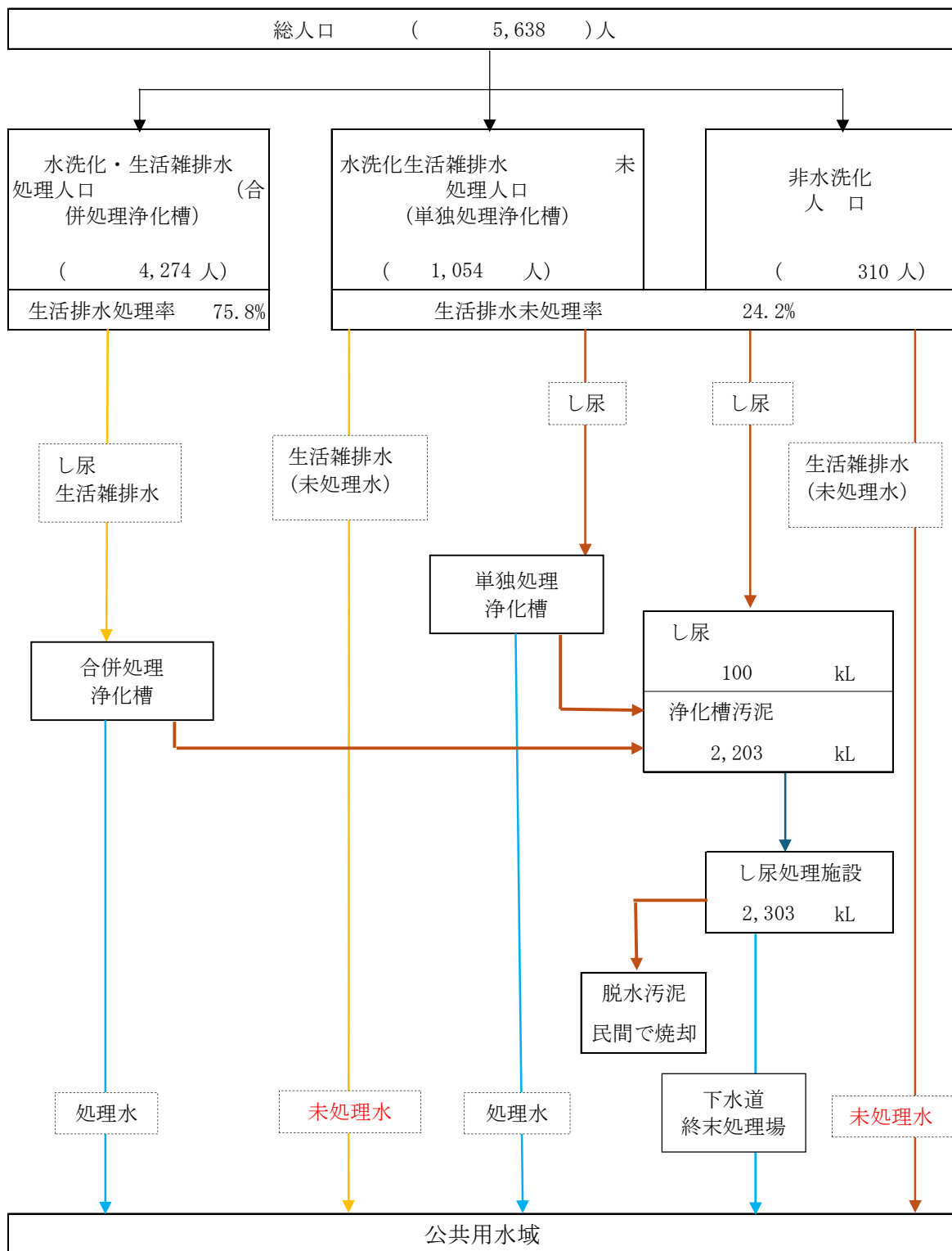


図3-12-2 し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図（令和6年度実績：神崎町）

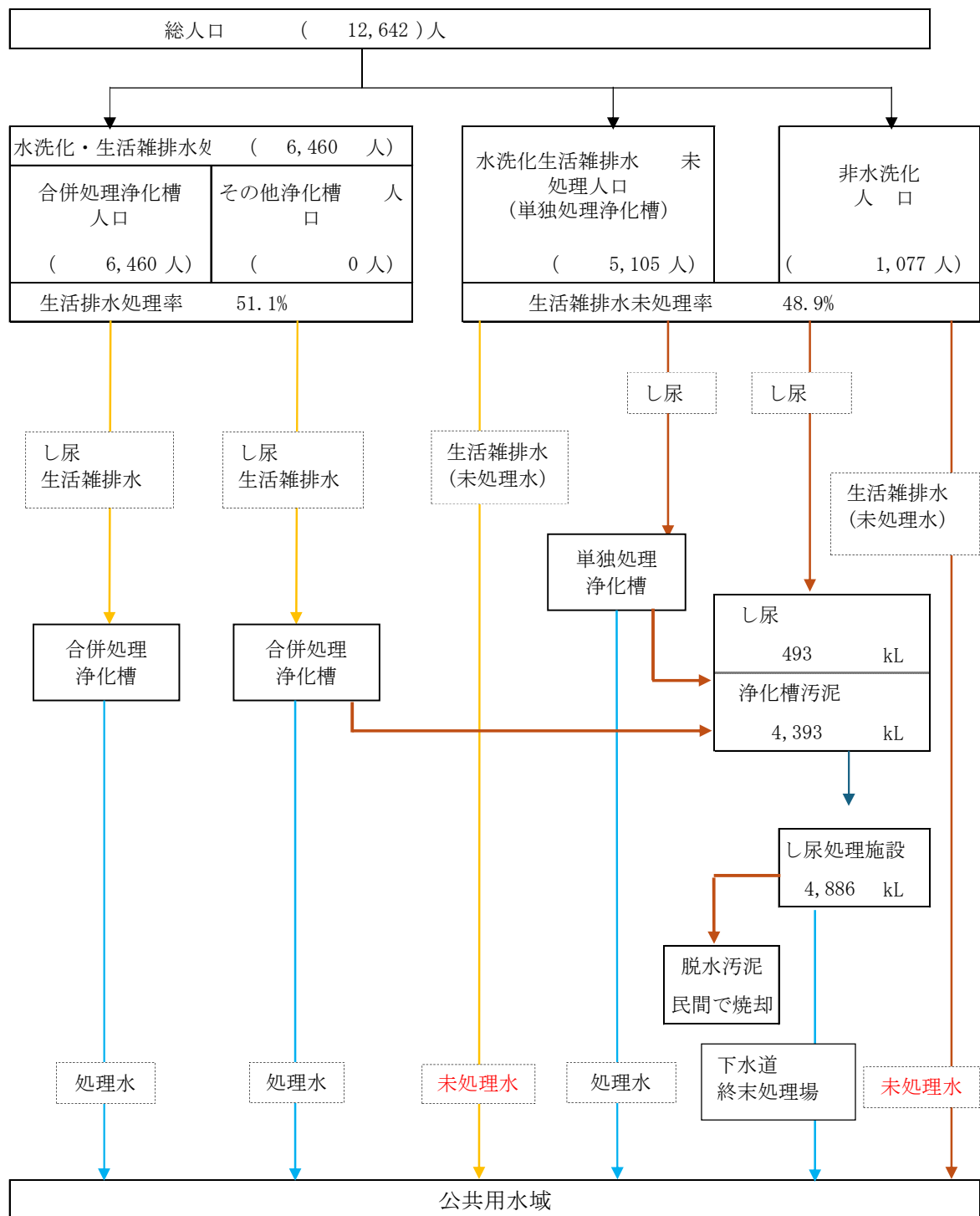


図3-12-3 し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図（令和6年度実績：東庄町）

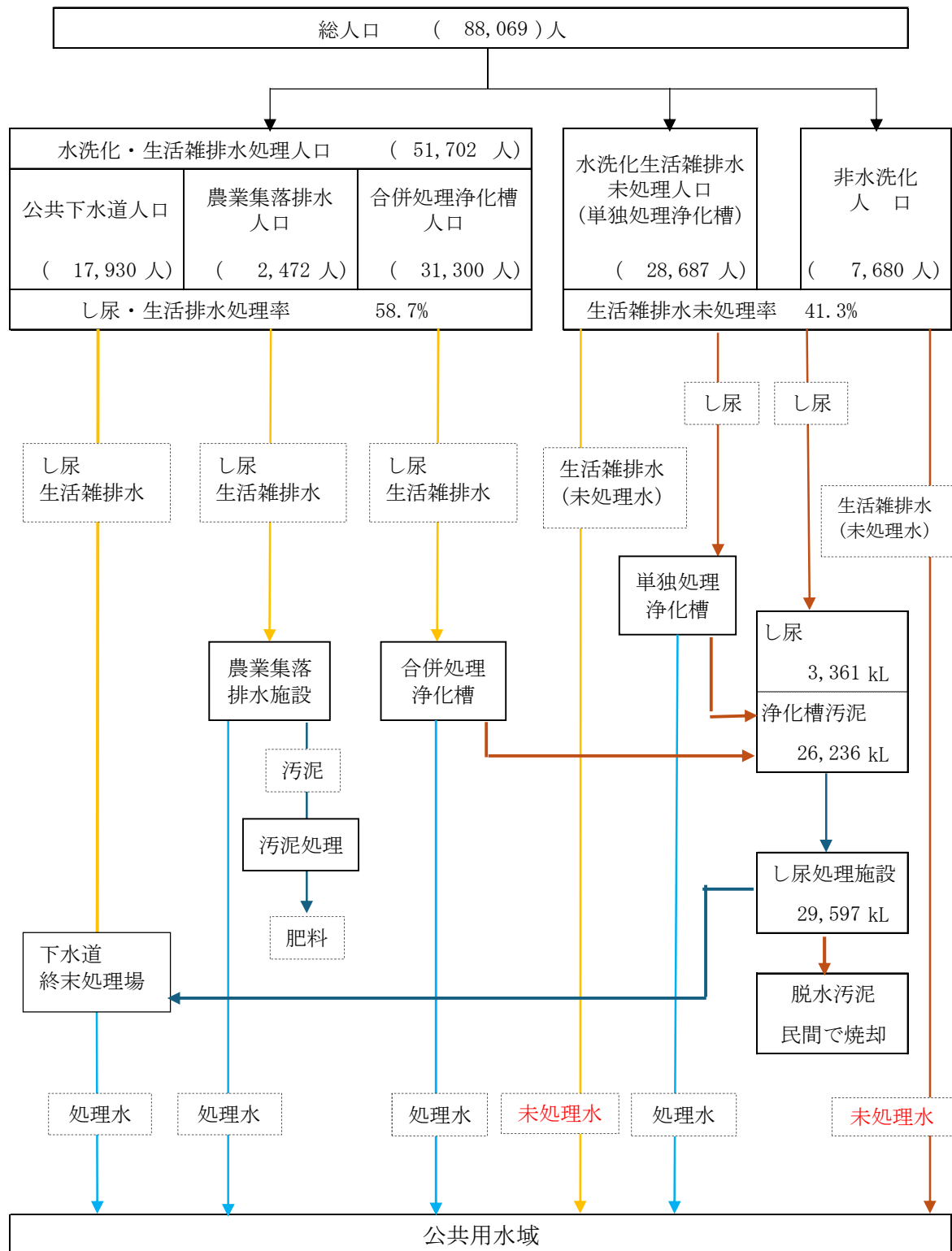


図3-12-4 し尿及び浄化槽汚泥処理フロー図（令和6年度実績：本組合）

3. 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理技術動向

3. 6. 1 生活排水の処理の概要

し尿を含む生活排水処理施設の特徴（技術）を表3-18-1に示します。また、主な生活排水関係施設の概要を表3-18-2に示します。

表3-18-1 生活排水処理施設の特徴等

処理施設	事業の進め方の特徴	普及している地域、または普及し易いと考えられる地域
合併処理 浄化槽	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅、建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	・新規に団地等が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域あるいは集落毎にもしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が求められている地域
コミュニティ・プラント	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	・新規に団地等が開発される地域 ・地域あるいは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
農業集落排水施設	農業振興地域の集落の面整備を行う。	・農業振興地域に集落が発達している地域
流域下水道	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。	・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域
公共下水道	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	・既成都市の中心部 ・都市の宅地等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている都市
特定環境保全公共下水道、簡易な下水道	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年衛環200号）

表3-18-2 主な生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区等	1000 人程度 以下	農業振興地域 内の農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水 工場排水	市町村	1 万人以上	主として 市街地
	流域下水道	同上 (雨水等)	都道府県	(第一種) 15万人以上 当分の間は 10万人以上 (第二種) 3 万人以上 15万人未満	2 以上の 市町村区
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		し尿 生活雑排水	市町村	101～ 3 万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設		生活雑排水	市町村	101人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥	市町村	—	—

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 2 年衛環200号）

3. 6. 2 生活排水処理方法の概要

(1) 処理方法

生活排水処理の方法は、次の２種類があります。

① 下水道処理

下水道処理は、表3-13-2のように1万人以上の市街地に設置され、市町村で設置する公共下水道及び都道府県で設置する流域下水道があります。また、方式としては分流式（雨水と別に処理する）及び合流式（雨水ともに処理する）があります。香取市の佐原処理区及び小見川処理区は、香取市が運営している公共下水道で、方式は分流式（一部合流式）です。

② 合併浄化槽処理

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」の全てを浄化するものです。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水（家庭系雑排水）をそのまま河川に流してしまい、自然（公共用水域）に大きな負担をかけてしまいます。

そのため、香取市、神崎町及び東庄町ともに、合併処理浄化槽を設置する人に向けて「合併浄化槽設置補助金制度」が設けられています。

(2) 汚泥再生処理センター

汚泥再生処理センターでは、し尿及び浄化槽等から発生する汚泥を処理するほか、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、堆肥を製造するほか、メタンガスを回収してエネルギーの有効利用を行う施設です。

この施設は、受入・前処理設備、水処理設備、脱水設備、資源化設備及び脱臭設備等の附属設備で構成されています。

汚泥再生処理センターの方式はおよそ次のとおりです。

① 標準脱窒素処理方式

この処理方式は、昭和50年代に公共用水域の富栄養化防止のため、窒素、リン除去の必要性に対応するために開発された技術であり、し尿中の2大汚染物質である有機物（BOD）とアンモニア（窒素）を同時に除去する生物学的脱窒素処理法として実用化したものです。

この処理方式の利点は、次のとおりであり、長年にわたり主流の処理方式の1つとなっています。

1. 富栄養化の要因である窒素の除去率が高いこと。
2. 低希釈（5～10倍）で、それまでの処理方式と同等以上の水質が得られるため、処理水の汚濁負荷が低いこと。
3. 高度処理がしやすく、好気性硝化方式と運営費が変わらないこと。

② 高負荷脱窒素処理方式

高負荷脱窒素処理方式（以下「高負荷方式」といいます。）処理の原理については、標準脱窒素処理方式と同じ生物学的脱窒素法ですが、微生物濃度（MLSS）を濃くし、酸素吸収効率をよくすることなどにより、ほぼ無希釈のままで生物処理を行うことで、施設を小型化した方式です。

③高負荷膜分離方式

この処理方式は、高負荷方式で行う固液分離の工程に、ろ過膜（UF膜）による膜分離を採用したものです。

このため、この処理方式は高負荷方式の変法とも言えますが、高負荷方式における難点であった固液分離工程が改善されており、近年の実績も多く、主要方式の1つとなっています。

④浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式

この処理方式の生物処理槽は、膜分離方式や高負荷方式と同様の高負荷での処理方式です。

特徴としては、生物処理の前段階で、投入したし尿等を直接脱水機等により固液分離し、生物処理の負荷を軽減、安定化していることです。また、交換費用の高いろ過膜を一段（膜分離方式の場合は、二段で処理）とし、建設費及び補修費の低減を図っていることです。

一方、処理設備を簡素化しているため、し尿の比率が高い場合には臭気発生等により不向きであり、浄化槽汚泥の混入比率の高い場合（おおむね70%以上）に有効な処理方式です。

(3)資源化・エネルギー化技術

処理施設で発生した汚泥は、堆肥化設備により、有機肥料や土壌改良材等に再資源化できます。

また、発生した汚泥や食品残渣等から発生するメタンガスの回収が可能で、エネルギーとして利用することもできます。

そのほかの資源化方式としては、リン回収、炭化等があります。

3. 7 廃棄物処理事業費（し尿処理費）

3. 7. 1 構成市町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費

構成市町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費の状況は表3-19及び図3-13-1から図3-13-3に示すとおりです。

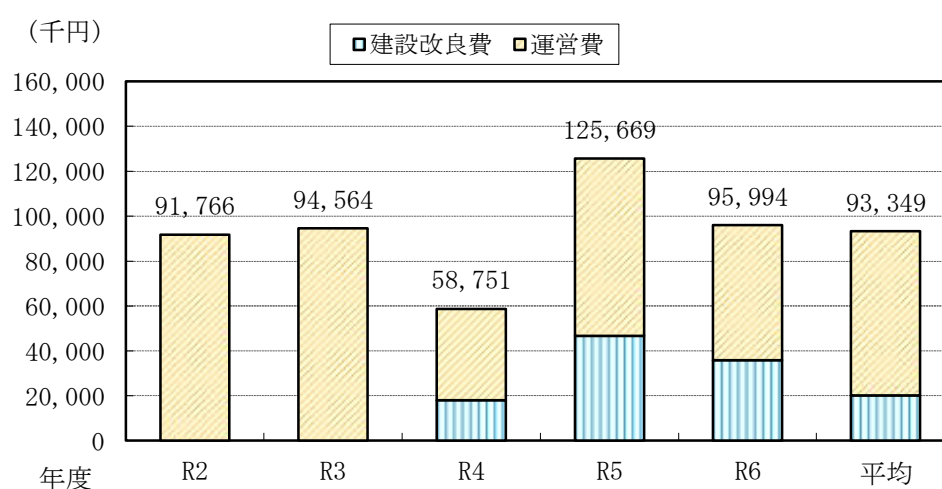
建設改良費、処理及び維持管理費及び合計ともに香取市が費用の約67%から79%を占めています。

表3-19 構成市町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費（単位：千円）

		R2	R3	R4	R5	R6	平均	割合
香取市	建設改良費	0	0	17,946	46,611	35,742	20,060	66.8%
	運営費	91,766	94,564	40,805	79,058	60,252	73,289	78.7%
	合計	91,766	94,564	58,751	125,669	95,994	93,349	75.8%
神崎町	建設改良費	1,607	3,256	2,079	4,955	3,730	3,125	10.4%
	運営費	4,450	6,950	4,726	8,405	6,288	6,164	6.6%
	合計	6,057	10,206	6,805	13,360	10,018	9,289	7.5%
東庄町	建設改良費	4,988	6,672	4,059	10,795	7,631	6,829	22.8%
	運営費	13,814	14,242	9,229	18,310	12,865	13,692	14.7%
	合計	18,802	20,914	13,288	29,105	20,496	20,521	16.7%
合計	建設改良費	6,595	9,928	24,084	62,361	47,103	30,014	100.0%
	運営費	110,030	115,756	54,760	105,773	79,405	93,145	100.0%
	合計	116,625	125,684	78,844	168,134	126,508	123,159	100.0%

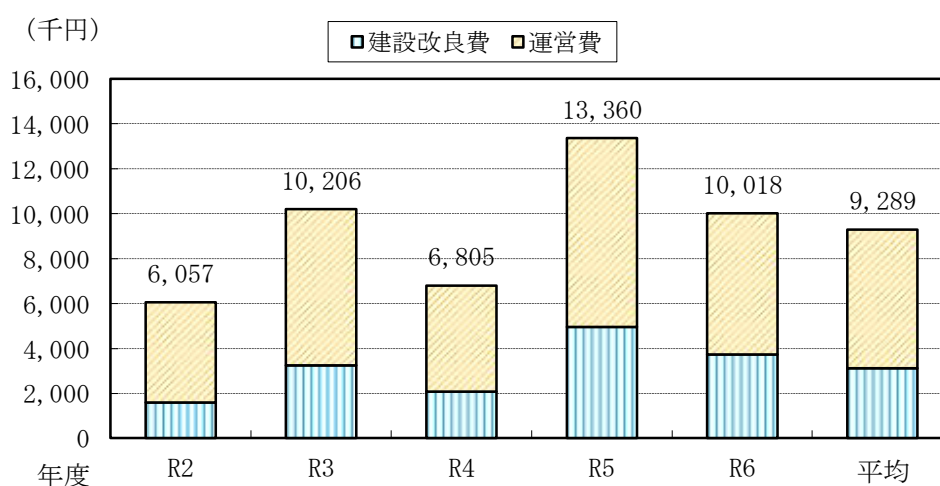
注：改良費：建設改良費、 運営費：処理及び維持管理費

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査)



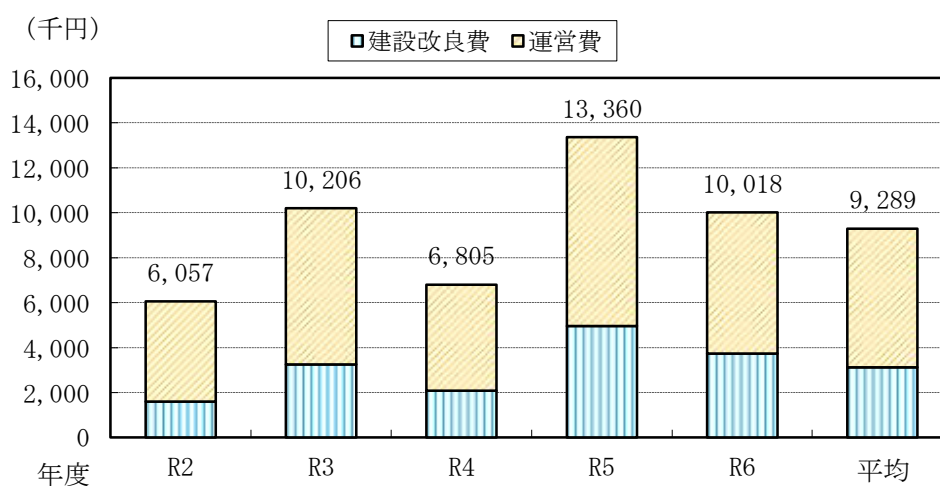
注) 上の数値は、総額を示す

図3-13-1 香取市のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費



注) 上の数値は、総額を示す

図3-13-2 神崎町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費



注) 上の数値は、総額を示す

図3-13-3 東庄町のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費

3. 7. 2 組合のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費

本組合のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費の状況を表3-20及び図3-14-1から図3-14-3に示します。

建設改良費は、ほぼ毎年増加しており、運営費（処理及び維持管理費）は年度による差がありますが、ほぼ増加傾向です。全体としても、増加傾向です。

また、し尿等1kℓ当たりの収集運搬費は、およそ1,600円から1,900円程度で、大きな変化はなく、中間処理費はおよそ4,000円から4,500円程度です。

人件費は、令和3年度から大きく減少し、令和4年度以後は0千円です。この理由は、令和3年度から運転委託を行いました。令和3年度は組合職員も参加した体制で運転を行ったため、組合の人件費も多少かかっていました。翌、令和4年度からは、組合人件費は0千円となりました。一方、委託費の中間処理費は、運転委託により増加しています。

表3-20 組合のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費（単位：千円）

	R2	R3	R4	R5	R6	平均
建設改良費	70,109	70,109	82,980	104,902	112,453	88,111
中間処理	70,109	70,109	82,980	104,902	112,453	88,111
処理及び維持管理費	194,147	192,893	188,667	177,930	189,576	188,643
人件費	48,008	24,682	157	0	0	14,569
一般職	8,001	8,227	52	0	0	3,256
収集運搬	0	0	0	0	0	0
中間処理	40,007	16,455	105	0	0	11,313
最終処分	0	0	0	0	0	0
処理費	56,893	70,111	79,671	60,101	59,778	65,311
収集運搬	0	0	0	0	0	0
中間処理	56,893	70,111	79,671	60,101	59,778	65,311
最終処分	0	0	0	0	0	0
委託費	89,246	98,100	108,839	117,829	129,798	108,763
収集運搬	53,559	51,739	48,646	53,779	55,605	52,666
中間処理	33,893	44,432	58,154	62,027	72,179	54,137
最終処分	0	0	0	0	0	0
その他	1,794	1,929	2,039	2,023	2,014	1,960
その他	23,013	32,037	14,437	50,132	22,569	28,438
収分量（kℓ）	31,001	30,138	30,396	30,160	29,598	29,598
1kℓ						
収集運搬費	1,728	1,717	1,600	1,783	1,879	1,779
中間処理費	4,219	4,347	4,538	4,049	4,458	4,418
合計	6,263	6,400	6,207	5,900	6,405	6,374

注）1kℓ 当たり単価の単位は円/kℓ で、合計欄には一般職人件費及びその他費用を含む。

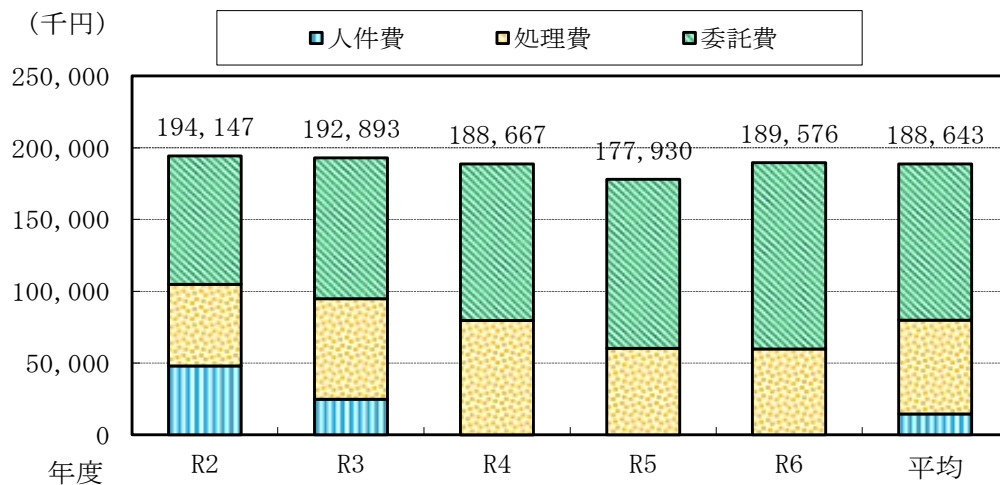
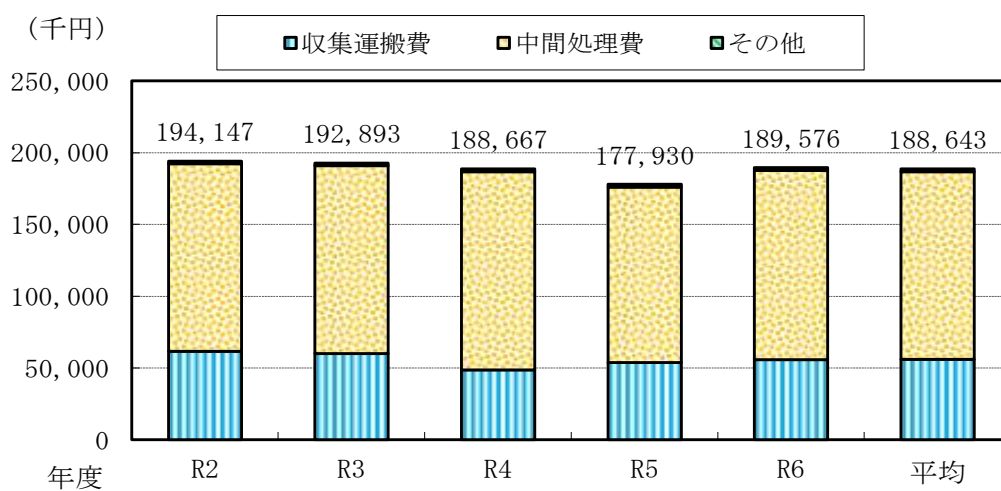


図3-14-1 組合のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費



注) 上の数値は、総額を示す

図3-14-2 組合の収集運搬費及び中間処理費

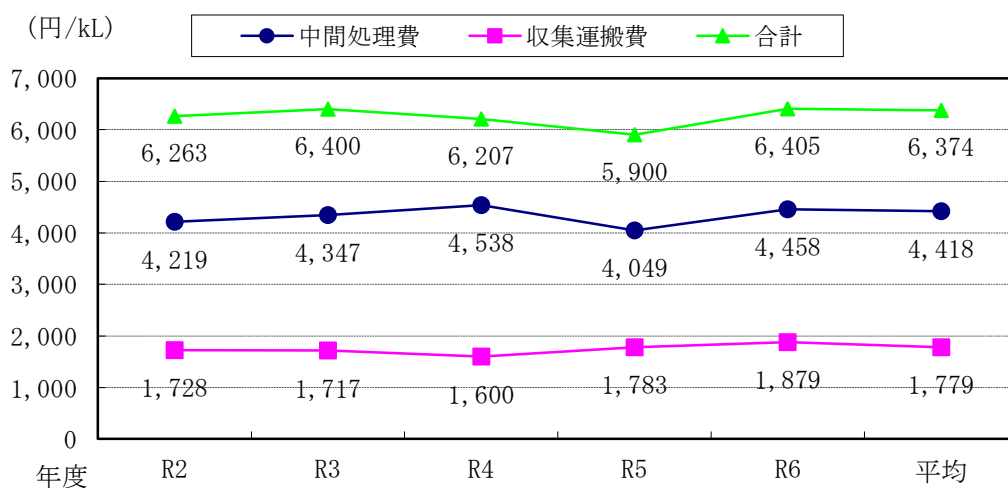


図3-14-3 組合の1kL当たりし尿及び浄化槽汚泥処理に係る事業費

3. 7. 3 補助金等

各市町のし尿等の処理における補助金等の状況を表3-21-1から表3-21-4に示します。

表3-21-1 し尿処理における補助金等の状況（令和6年度現在）

市町名	補助対象	補助内容	備考
香取市	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	※1：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費18万円及び配管工事費10万円をそれぞれ限度額として加算。（既存住宅の建て替え・増築等を伴う場合は、配管工事費は対象外。） ※2：汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費10万円及び配管工事費10万円をそれぞれ限度額として加算。（既存住宅の建て替え・増築等を伴う場合は、撤去費及び配管工事費は対象外。）。
神崎町	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	単独処理浄化槽または汲み取り便所からの転換には補助。
東庄町	合併処理浄化槽の設置	費用の一部	※1：単独処理浄化槽または汲み取り便所からの転換及び住宅新設の場合に補助。 ※2：高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併浄化槽への補助。

表3-21-2 香取市の合併処理浄化槽設置補助の状況

浄化槽の種類	人槽	限度額
合併処理浄化槽	5人槽	332,000
	6～7人槽	414,000
	8～10人槽	548,000
高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽	5人槽	674,000
	6～7人槽	770,000
	8～10人槽	923,000

種類	限度額
単独処理浄化槽の撤去	180,000
単独処理浄化槽の宅内配管工事費※	100,000
汲み取り便槽の撤去※	100,000
汲み取り便槽の宅内配管工事費※	100,000

※既存住宅の建て替え・増築等を伴うものを除く

種類	限度額
放流先のない場合の処理装置の設置	100,000

表3-21-3 神崎町の合併処理浄化槽設置補助の状況

区分	人槽区分	限度額
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換	5 人槽	512,000 円
	6～7 人槽	594,000 円
	8～10 人槽	728,000 円
くみ取便所から合併処理浄化槽への転換	5 人槽	432,000 円
	6～7 人槽	514,000 円
	8～10 人槽	648,000 円

表3-21-4 東庄町の合併処理浄化槽設置補助の状況

人槽	通常型合併浄化槽	高度処理型合併浄化槽 窒素又はりん型
5	512,000 円	824,000 円
6～7	594,000 円	866,000 円
8～10	728,000 円	956,000 円

人槽	高度処理型合併浄化槽窒素又はりん型
5	644,000 円
6～7	686,000 円
8～10	776,000 円

3. 8 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等

3. 8. 1 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例等

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する主な条例等を、下記に示します。

(1) 香取広域市町村圏事務組合

香取広域では、し尿等の処理に関して次のような主な条例を定めています。

① 香取広域市町村圏事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年2月)

この条例は、廃棄物処理法その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬、再生及び処分等に関し、必要な事項を定めています。

② 香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例 (平成19年4月)

この条例は、地方自治法の規定により、香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めています。

③ 香取広域市町村圏事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成19年4月)

香取広域市町村圏事務組合牧野し尿処理施設の設置及び管理運営に関して必要な事項を定めています。

(2) 香取市

① 香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例(平成19年3月)

この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源循環型都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

② 香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成18年3月)

この要綱は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の設置促進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的としています。

③ 香取市下水道条例(平成18年3月)

この条例は、下水道法その他の法令で定めるもののほか、公共下水道の設置、管理及び使用、施設の構造の基準等に関し必要な事項を定めています。

④ 香取市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成18年3月)

この条例は、農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、香取市農業集落排水処理施設を設置することに関し必要な事項を定めています。

⑤ 香取市地域汚水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成30年11月)

この条例は、公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与するため、香取市地域汚水処理施設を設置することに関し、必要な事項を定めています。

(3) 神崎町

① 神崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和50年3月）

この条例は廃棄物処理法その他別に定めあるもののほか、一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

② 神崎町合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱（平成元年5月）

この要綱は、合併処理浄化槽の普及を図るため、その設置を行う者（個人を対象としています。）に対して、合併処理浄化槽設置促進事業補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的としています。

③ 神崎町浄化槽清掃並びに一般廃棄物収集運搬（浄化槽汚泥に限る）許可基準要綱（平成20年2月）

この要綱は、浄化槽清掃業の許可及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥に限ります。）の許可（許可の更新を含みます。）に関し、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

(4) 東庄町

① 東庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月）

この条例は、廃棄物処理法その他別に定めのあるもののほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分等に関し必要な事項を定めています。

② 東庄町合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成3年5月）

この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、合併処理浄化槽設置補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、し尿と雑排水を併せて処理する事による生活環境の保全及び公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的としています。

3. 9 国及び県の目標等

3. 9. 1 社会資本整備重点計画

国では、社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備の方向性を示す第5次社会資本整備重点計画が令和3年5月28日に閣議決定されています。

それに基づき、千葉県では流域下水道事業等に関しては、具体的な数値として主に表3-22に示す指標等が定められています。

表3-22 千葉県下水道事業に係る社会資本整備重点計画における指標

計画の名称	計画の成果目標
千葉県の流域下水道整備による快適な生活環境の実現（重点計画）	- 流域下水道の処理人口普及率を 88.8%（R3）から 91.7%（R7）に向上させる。 - 下水道人口普及率を 89%（R3）から 92%（R7）とする。 - 良好な水環境創出のための高度処理実施率を 29%（R3）から 32%（R7）とする。
千葉県の流域下水道整備による快適な生活環境の実現	- 流域別下水道整備総合計画を策定する。 - 計画策定数を 3 計画とする。
千葉県における流域下水道の地震対策と浸水対策（防災・安全）（重点計画）	- 処理場・ポンプ場の施設のうち、地震時に機能が確保できている施設数を 40%（R3）から 48%（R7）に上昇させる。 - 想定浸水深に対して下水処理施設の機能が確保できている施設数を 0%（R3）から 36%（R7）とする
千葉県における流域下水道の地震対策と老朽化対策（防災・安全）	- 総合地震対策計画による幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場の地震対策実施率を 31%（R3）から 100%（R7）とする。 - 更新・長寿命化対策が行われた設備数を 18%（R3）から 100%（R7）とする

3. 9. 2 水質汚濁防止法による生活排水対策重点地域の指定

「水質汚濁防止法」では、生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域を県が「生活排水対策重点地域」に指定し、市町村は、生活排水対策推進計画の策定、啓発、浄化施設の整備などを行い、計画的な生活排水対策を促進することとされています。

本組合構成区域では、香取市及び東庄町の一部において生活排水対策重点地域として指定されています。

3. 9. 3 千葉県 全県域污水適正処理構想

千葉県では平成8年度に「千葉県全県域污水適正処理構想」（以下、処理構想とします。）を策定し、令和5年度に見直しを行いました。その結果を表3-23に示します。

この結果、中間年の令和16年度には96.8%の汚水処理率*とし、最終目標年度の令和31年度は100%としています。

表3-23 千葉県全県域污水適正処理構想（最終目標）

整備手法				実績値		見直しにおける目標値			
				R3年度末		R16年度		最終目標(R31)	
				計画 処理人口 (千人)	割合 (%)	計画 処理人口 (千人)	割合 (%)	計画 処理人口 (千人)	割合 (%)
処理	集合 処理	公共 下水道	流域関連公共下水道	3,190	50.6	3,365	55.4	3,288	56.9
			単独公共下水道	1,640	26.0	1,719	283.0	1,636	29.3
				4,830	76.6	5,084	838.0	4,924	88.2
			農業集落排水	46	0.7	35	0.6	30	0.5
			コミュニティー・プラント	8	0.1	4	0.1	3	0.1
			4,884	77.5	5,123	84.4	4,957	88.8	
	個別 処理	合併処理浄化槽		795	12.6	753	12.4	627	11.2
				5,679	90.1	5,876	96.8	5,584	100.0
	未処理（単独処理浄化槽、汲取）			626	9.9	196	3.2	－	0.0
合 計			6,305	100.0	6,072	100.0	5,584	100.0	

出典：千葉県全県域污水適正処理構想 令和5年度

※汚水処理率とは、本計画における生活排水処理率と同義語で、生活排水全体に対する、生活排水を処理した割合です。

第4章 生活排水処理の課題の抽出

4. 1 生活排水処理に関する課題

(1) 生活排水の性状と処理

図4-1は、排水の種類を示します。このうち、生活排水は、固定発生源のうち、家庭や処理施設から発生するものです。

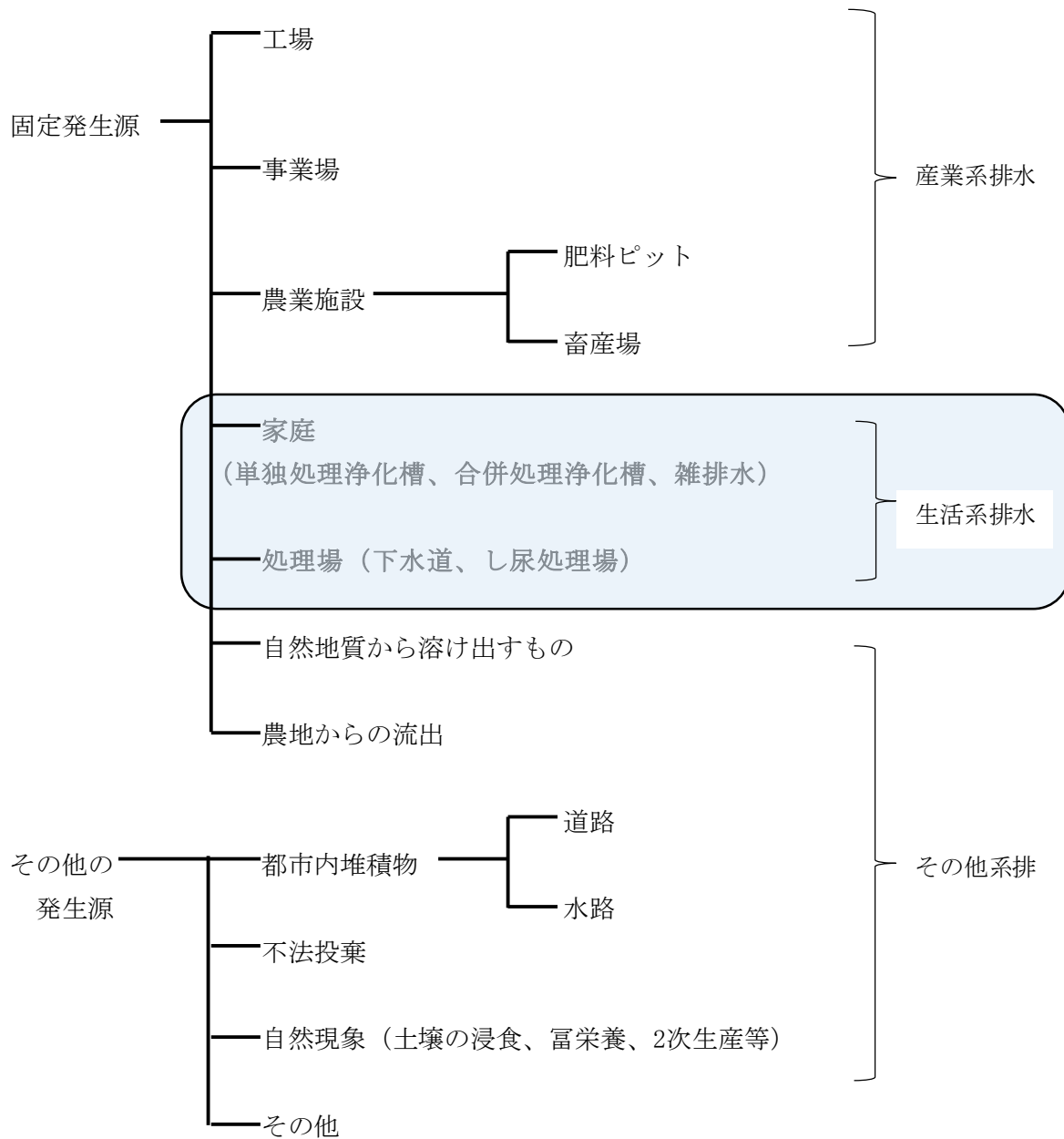


図4-1 排水の種類と発生源

図4-2は、川の汚れの原因の図です。この図によると、川の汚れの原因の73.8%が生活排水によるものです。

生活排水全体のBOD^{※1}総量のうち、し尿（トイレ）が占める割合は、30%であり、70%が生活雑排水^{※2}で、その中でも台所の排水が40%を占めます。



図4-2 川の汚れの原因

- ※1 BODとは、生物化学的酸素要求量といい、有機物による水質汚濁の指標となる数字で、値が高いほど汚濁が進んでいることを示します。
- ※2 生活排水には、図4-2の種類がありますが、このうちトイレを除く（台所、風呂、洗濯等）を総称して「生活雑排水」と呼びます。単独処理浄化槽は、トイレ排水のみを浄化する設備のため、BODの70%を占める生活雑排水は、全て未処理で公共用水域に流れ出ます。なお、公共用水域とは水質汚濁防止法によって定められた、河川、湖沼、港湾、沿岸海域など公共の利用に供される水域や水路のことを指します。ただし、下水道は含まれません。

次に、環境省による生活排水のBOD、窒素及びリンの汚濁負荷を図4-3-1に示します。

また、図4-3-1のように、BOD以外でも、富栄養化の大きな原因である窒素及びリンも生活雑排水が占める割合は、生活排水全体の80%にもなります。そのため、公共用水域の水質保全には、生活雑排水の処理が大きな要因となります。

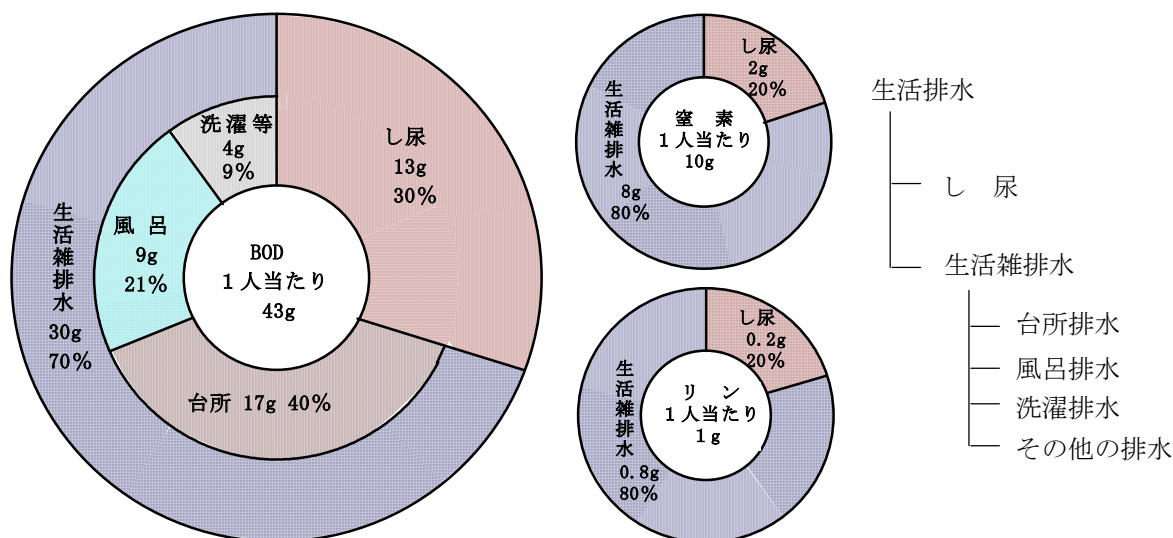


図4-3-1 生活雑排水の汚れ（BOD）の内訳

出典：環境省「浄化槽管理者への設置と維持管理に関する指導・助言マニュアル」（H19年）
及び環境省「子供環境白書」（H20年）

本組合の生活排水処理率は、令和6年度で60％程度であり、充分とはいえません。一方、香取市が下水道処理を行っています、香取市の総人口に占める下水道普及率は25％程度です。また、構成市町には、将来的な農業集落排水施設等の計画はないため、将来の水質保全のためには、合併処理浄化槽の設置または転換を推進する必要があります。

図4-3-2は、処理形態別の生活排水の処理状況です。単独浄化槽及び汲み取り家庭では、生活雑排水が公共用水域（河川等）に流出します。

なお、本組合のし尿処理場からの処理水は下水道に接続しているため、下の図の処理に加えて更に浄化されています。

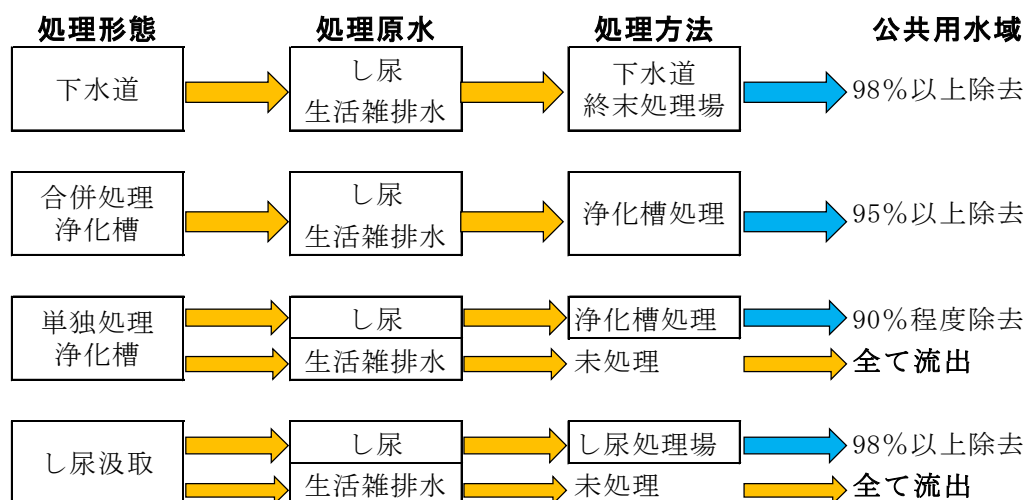


図4-3-2 処理方式別生活雑排水処理後の汚れ（BOD）

(2) 生活排水処理率

表4-1及び図4-4は、本組合及び構成市町の生活排水処理率（生活排水を全て処理している人口÷総人口）です。令和6年度の生活排水処理率は、本組合及び香取市では、58.7%ですが、神崎町は75.8%、東庄町は51.1%です。

いずれの市町も、増加傾向にはありますが、その増加率は緩い傾向です。

一方、香取市污水適正処理構想における「污水处理の現況と課題」では、香取市の污水处理人口普及率（生活排水処理率と同意語）は、令和3年3月末時点で、63.1%、（公共下水道で30.7%、農業集落排水で、4.0%、合併処理浄化槽は26.1%など）となっていますが、同時期では、千葉県は89.0%、全国は90.7%の普及率となっていることから、本区域の生活排水処理率は、かなり低いといえます。（出典：環境省一般廃棄物処理実態調査より計算）

これらのことから、香取市及び東庄町は、今後は強力な生活排水処理施策が必要と考えられます。

表4-1 本組合及び構成市町の生活排水処理率

	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
組合	生活排水処理	人	52,198	53,621	54,195	54,236	53,932	53,793	53,238	52,657	51,702
	生活排水未処理	人	49,041	46,320	44,428	43,019	41,805	40,347	39,392	38,421	36,367
	生活排水処理率	—	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.1%	57.5%	57.8%	58.7%
香取市	生活排水処理	人	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065	42,584	42,026	41,524	40,968
	生活排水未処理	人	37,778	35,550	34,423	33,555	32,745	31,964	31,326	30,590	29,769
	生活排水処理率	—	52.9%	55.1%	55.9%	56.5%	56.8%	57.1%	57.3%	57.6%	58.0%
神崎町	生活排水処理	人	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,274
	生活排水未処理	人	2,088	1,971	1,723	1,635	1,554	1,442	1,516	1,480	1,364
	生活排水処理率	—	67.1%	68.6%	72.3%	73.4%	74.3%	75.7%	74.0%	74.4%	75.0%
東庄町	生活排水処理	人	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,641
	生活排水未処理	人	9,175	8,799	8,282	7,829	7,506	6,941	6,550	6,351	6,182
	生活排水処理率	—	37.5%	39.3%	42.2%	44.2%	45.9%	49.2%	51.3%	51.8%	51.1%

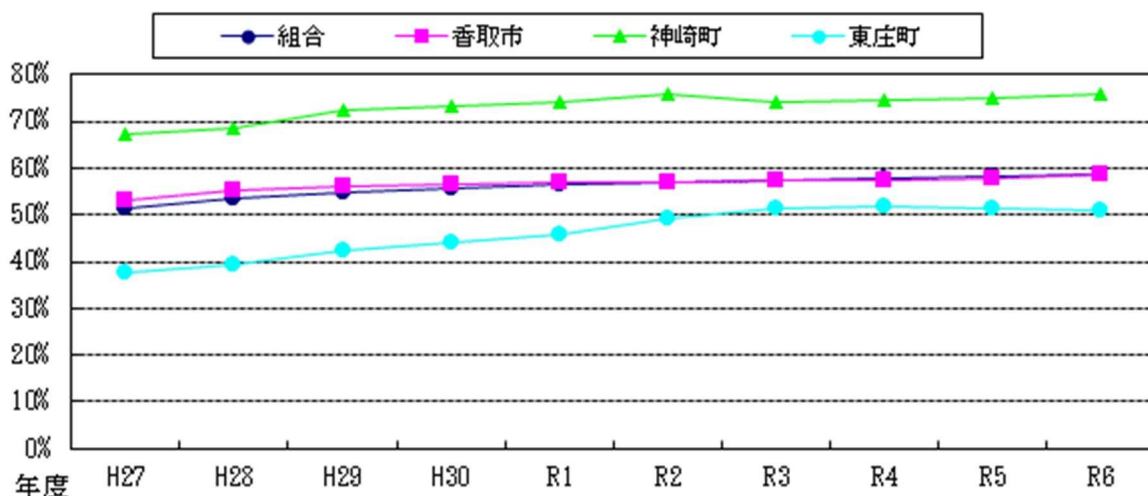


図4-4 本組合及び構成市町の生活排水処理率の推移

(3) 水質汚濁負荷（汚濁量）の概算

表4-2は、本組合及び構成市町の河川に対するBOD（生物化学的酸素要求量：水中の有機物濃度を示す指標）の負荷（河川等に流出したBODの量）の処理形態別の概算量及びその割合を示したものです。このうち、表の青表示は生活排水全体を処理している人口等の値で、黄色の表示は、し尿のみを処理し、生活雑排水は処理していない（川に流れている）人口等の値を示します。

なお、負荷とは、処理形態別の人口が河川等に与えるBODの流出量を表し、負荷率とは、市町のBOD負荷のうち、当該処理形態別人口が占める河川等への負荷の割合を示します。すなわち、負荷量も負荷の割合も少ない方が河川への悪影響は小さいことを示します。

①本組合

本組合では、下水道人口と合併処理浄化槽人口（生活排水処理人口）が全体の約60%を占めていますが、BODの負荷割合は合計で17.0%（119g）に過ぎません。これに対し、人口の約40%と少ない単独処理浄化槽及び汲み取り人口（生活排水未処理人口）のBOD負荷の割合は83.0%（581g）と、かなり大きな負荷量、負荷割合を示しています。

②香取市

香取市では、下水道人口と合併処理浄化槽人口が全体の約58.7%を占めていますが、負荷割合は合計で17.3%です。これに対し人口の約41.3%である単独処理浄化槽及び汲み取り人口の負荷割合は、82.7%（465g）とかなり大きな負荷量、負荷割合を示しています。

③神崎町

神崎町は下水道がないため、生活排水の処理を行っているのは合併処理浄化槽のみです。合併処理浄化槽人口は全体の約75.8%を占めていますが、負荷割合は29.0%です。これに対し人口の24.2%である単独処理浄化槽及び汲み取り人口のBODの負荷割合は71.9%（22g）と、かなり大きな負荷量、負荷割合を示しています。

④東庄町

東庄町は下水道がないため、生活排水の処理を行っているのは合併処理浄化槽のみです。合併処理浄化槽人口が全体の約51.1%を占めていますが、負荷割合は12.1%です。これに対し人口の48.9%である単独処理浄化槽及び汲み取り人口の負荷割合は87.9%（84g）と、かなり大きな負荷量、負荷割合を示しています。

以上のように、構成市町のいずれも下水道の進捗及び合併処理浄化槽の設置促進が河川等への負荷を減少するために必要な状況です。

表4-2 本組合及び構成市町の排水による負荷の概算（令和6年度）

項 目		処理人口 人	排水量 原単位 m ³ /人日	排水量 m ³ /日	原単位 g / m ³	BOD 負荷量 kg/日	割 合
本組合	下水道終末処理場	17,930	200	10,162	5	51	7.3%
	合併処理浄化槽	33,772	200	6,755	10	68	9.7%
	単独処理浄化槽	28,687	50	1,434	245	351	50.1%
	直接排水	7,680	150	1,153	200	230	32.9%
	計	88,069	—	13,752	—	700	100.0%
香取市	下水道終末処理場	17,930	200	10,162	5	51	9.1%
	合併処理浄化槽	23,038	200	4,608	10	46	8.2%
	単独処理浄化槽	22,528	50	1,126	245	276	49.1%
	直接排水	6,293	150	944	200	189	33.6%
	計	69,789	—	16,840	—	562	100.0%
神崎町	合併処理浄化槽	4,274	200	855	10	9	29.0%
	単独処理浄化槽	1,054	50	53	245	13	41.9%
	直接排水	310	150	47	200	9	29.0%
	計	5,638	—	955	—	31	100.0%
東庄町	合併処理浄化槽	6,460	200	1,292	10	13	12.1%
	単独処理浄化槽	5,105	50	255	245	62	57.9%
	直接排水	1,077	150	162	200	32	29.9%
	計	12,642	—	1,709	—	107	100.0%

・・・生活排水処理人口
 ・・・生活排水未処理人口

【表4-2の計算について】

- ①下水道の排水量は、香取市公共下水道事業 業務状況報告書 令和6年度の下期データによります。（単位：m³/日）

	令和5年度	令和6年度	平均
佐原浄化センター	8,375	6,845	7,610
小見川浄化センター	2,569	2,535	2,552
合計	10,944	9,380	10,162

- ②合併処理浄化槽の排水量は、一般値である200ℓ/日としました。また、単独処理浄化槽の場合は、し尿を50ℓ/日、雑排水を200ℓ/日としました。
- ③排水の原単位については、下水道処理は、下水道法施行令により放流水のBODは10mg/ℓ以下と定められています。また、浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽があります。それぞれの処理能力は単独浄化槽ではBOD除去率65%以上、放流水のBOD濃度90mg/ℓ以下、合併浄化槽ではBOD除去率90%以上、放流水のBOD濃度20mg/ℓ以下であることが浄化槽法により定められています。このことから、表4-2の計算では、各処理方式ごとに次のように放流水質を定めて計算しています。

- ・下水道の放流水質は、放流基準の10mg/ℓの50%の5mg/ℓとします。
- ・合併処理浄化槽の放流水質は、放流基準の20mg/ℓの50%の10mg/ℓとします。
- ・単独処理浄化槽の放流水質は、放流基準の90mg/ℓの30%の27mg/ℓとします。

④負荷の計算

排水が河川に与える負荷は、次の計算によります。

$$\text{BOD負荷} = \text{排水量} \times \text{原単位} \div 1,000 \text{kg/日}$$

(4) 構成市町のBOD負荷の割合

図4-5に、構成市町及び本組合の処理形態別の河川に対するBOD負荷の割合及び生活排水処理人口と生活排水未処理人口を示します。

香取市は、人口の約41%の未処理人口が、約83%のBODを河川に流しており、神崎町は人口の約24%の未処理人口が、約70%のBODを河川に流しています。東庄町では、人口の49%の未処理人口が、約87%のBODを河川に流しています。

これを考慮すると、生活雑排水の処理は大きな課題といえます。

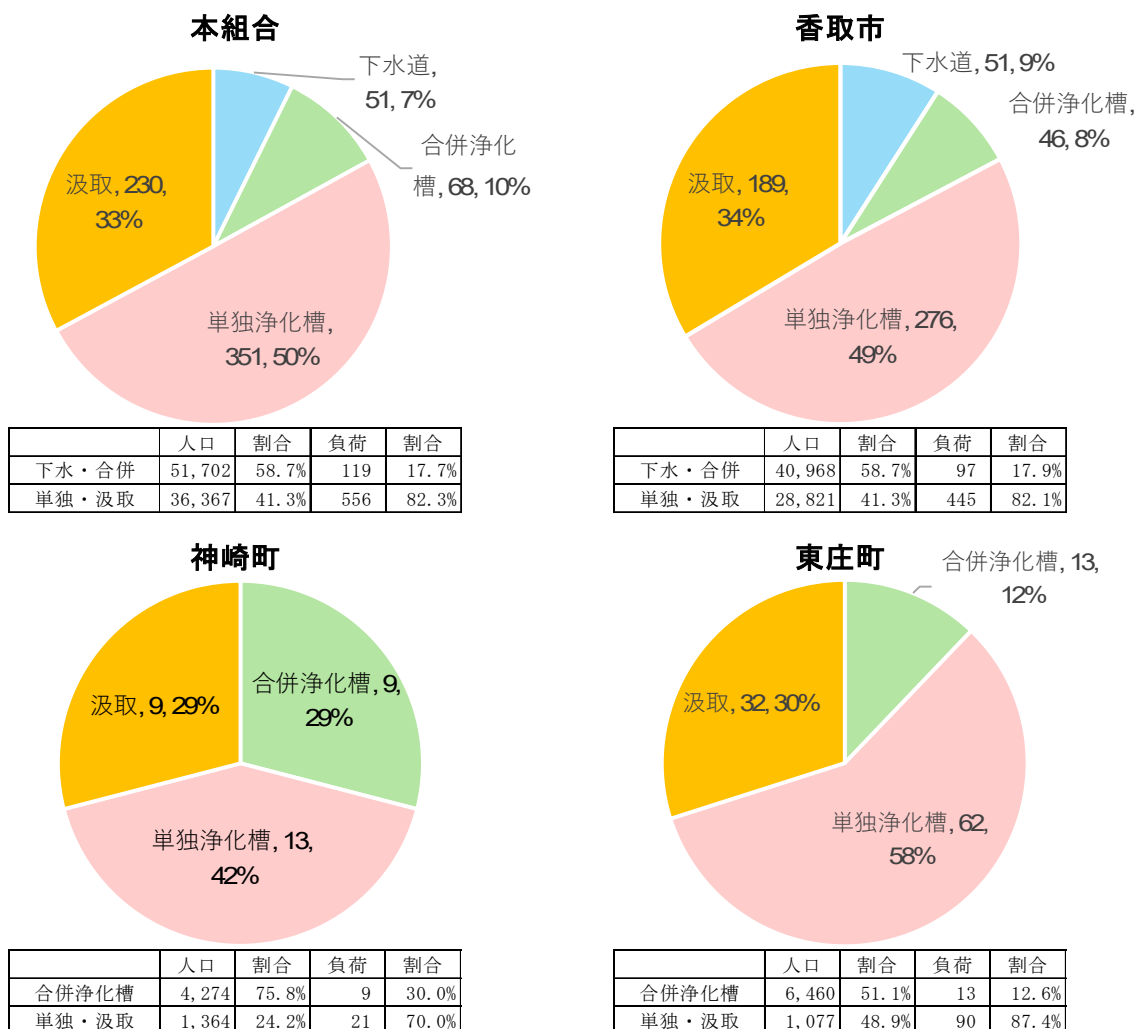


図4-5 本組合及び構成市町の生活排水処理の実態と河川へのBOD負荷

図の見かた：円グラフの数字はBOD負荷量（kg/日）、割合（％）は、全排出量に占めるBOD負荷の割合を示します。また、青と緑が生活排水全量処理家庭で、オレンジ系統が未処理家庭です。

以上のことから、下記のことが大きな課題となります。

課題 1：構成区域の生活排水処理率は、国や千葉県の値と比較しても、かなり低いため、香取市では下水道接続人口の増加を推進するとともに、神崎町、東庄町とともに、合併処理浄化槽の普及・転換の推進を進める必要があります。

注：単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が特に重要です。

4. 2 その他の課題

(1) 集合排水処理施設

公共下水道、農業集落排水処理施設などの集合排水処理施設を推進し、生活環境及び水環境への負荷を軽減していかなければなりません。本区域は、人口希薄地帯や農村地帯が多く、合併処理浄化槽などの個別処理が適している地域もあります。

既に公共下水道、農業集落排水処理施設が整備されている区域で、単独処理浄化槽や汲み取り便所を使用している世帯には、当該施設への接続を働きかけていく必要があります。

(2) 水環境保全に対する教育活動

生活排水処理対策による水環境保全の役割や、家庭からの汚濁原因物質に対する知識や対策等を広く啓発していく必要があります。

特に図4-3を十分認識してもらい、構成区域の河川を美しく保全することに理解を示してもらうことが大切です。

(3) し尿及び浄化槽汚泥処理に関する課題

① 収集・運搬段階

各市町及び収集運搬許可業者と連携し、効率的な収集運搬体制を維持する必要があります。また、定期的な浄化槽の清掃を実施しなければなりません。

② 中間処理段階

中間処理は「牧野し尿処理場」の1施設で処理を行っており、平成5年（1993年）の稼働開始後、すでに33年を経過し、老朽化が進んでいることから、同施設の計画的な延命化措置を図るとともに、今後の中、長期的な中間処理のあり方について検討する必要があります。

③ 再資源化・最終処分段階

し尿及び浄化槽汚泥の処理から発生する無害な残渣は、焼却処分するのではなく、堆肥化などの再利用や再資源化を進める必要があります。

課題 2：① 生活雑排水の汚濁負荷が多いことを十分に認識する教育活動が必要です。
② 老朽化したし尿処理場の今後のあり方を検討するとともに、脱水汚泥等の再利用などの検討を行う必要があります。

第5章 生活排水処理基本計画

5. 1 生活排水処理の基本理念

本組合の構成区域は、日本で流域面積の大きい一級河川である利根川の下流に位置し、大小河川が多い地域であり、古くから“水郷”として知られています。

各河川の水質汚濁の主原因は、家庭から排出される生活排水であり、その対策を講じることが求められており、今後も自然豊かな水環境を保全していく上で、公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が重要な課題となっています。

本計画は、各市町の総合計画等を参考に下記のとおり基本理念を掲げ、生活排水対策を行います。

基本理念

地域の特性に応じた生活排水処理による、水環境の保全を図る

5. 2 生活排水処理の基本方針

計画対象区域において生活排水を適正に処理するため、各市町の総合計画・基本計画、下水道事業計画等を踏まえ、適正な生活排水の処理施設を逐次整備していくこととします。その基本方針は次のとおりです。

(1) 人口の密集地域

人口の密集地域においては、地域の規模、特性等を勘案して公共下水道または農業集落排水施設等の集合型処理施設を整備し、利用を促進していきます。また、香取市では下水道区域内の接続を推進します。

(2) 人口の非密集地域

人口散在地域に立地している家屋については、各戸又は共同で合併処理浄化槽による処理を推進します。単独処理浄化槽や汲み取り便所を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を強力に推進していきます。

(3) 合併処理浄化槽設置補助の活用

現在進めている、構成市町の状況に応じて、合併処理浄化槽の設置補助及び単独処理浄化槽、汲み取り便槽からの転換等への補助を継続するとともに、広報等により、合併処理浄化槽の設置を進めます。

なお、市町の状況に応じてBOD除去能力に関する高度処理型の合併処理浄化槽・変則合併処理浄化槽の設置補助も進めることとします。

※変則合併処理：し尿のみを処理する浄化槽（単独処理浄化槽）に生活雑排水の処理装置を付加し、合併処理を行う浄化槽

5. 3 生活排水の処理主体

計画目標年次における生活排水の処理は、表5-1に示すいずれかの処理施設において行うこととします。

表5-1 生活排水の処理主体

項目	処理主体	対象排水
公共下水道	香取市	し尿、生活雑排水、 特定施設
農業集落排水処理施設	香取市	し尿、生活雑排水
合併処理浄化槽※	個人等（構成市町補助）	し尿、生活雑排水
し尿処理施設	香取広域	し尿、浄化槽汚泥
単独処理浄化槽	個人等（転換は構成市町補助）	し尿

※合併処理浄化槽は地域污水处理施設を含みます。

5. 4 生活排水の処理計画

5. 4. 1 生活排水処理の目標

生活排水の適正処理を図るため、各種の生活排水施設の整備が行われています。本計画では構成市町の総合計画、各施設の整備等の状況及び地域特性等を踏まえ、表5-2及び図5-1に示す水洗化・生活雑排水処理人口の増加及び生活排水処理率の向上を目指します。

(1) 香取市

香取市は、現在の生活排水処理率が60％程度のため、下水道の接続と合併処理浄化槽の設置を強力に進め、計画目標年度の令和17年度には、生活排水処理率80％以上を目指します。

(2) 神崎町

神崎町は、現在の生活排水処理率は75％以上と構成市町の中では高い状況ですが、千葉県又は全国の現状より低いため、合併処理浄化槽の設置を進め、計画目標年度の令和17年度には、生活排水処理率85％以上を目指します。

(3) 東庄町

東庄町は、現在の生活排水処理率は約51％であるため、合併処理浄化槽の設置を強力に進め、計画目標年度の令和17年度には、生活排水処理率約75％以上を目指します。

(4) 香取広域

香取広域は、構成市町的生活排水処理の進行をバックアップするとともに、増加する浄化槽汚泥に適切に対応できるよう、し尿処理施設の運営、改善及び延命化策などを検討します。

生活排水処理率の目標（令和17年度）

- (1) 香取市 約80%
- (2) 神崎町 約85%
- (3) 東庄町 約75%

※香取市の生活排水処理率は、香取市污水適正処理構想の目標に合わせた令和17年度の値です。

表5-2 生活排水の処理率の予測結果

		H27	R2	R7	R12	R17
			実績←	→予測		目標年度
香取市	計画処理区域内人口	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
	水洗化・生活雑排水処理人口	42,421	42,584	42,576	48,596	48,770
	生活排水処理率	52.9%	57.1%	61.6%	74.5%	79.5%
神崎町	計画処理区域内人口	6,350	5,932	5,498	5,182	4,867
	水洗化・生活雑排水処理人口	4,262	4,490	4,264	4,214	4,164
	生活排水処理率	67.1%	75.7%	77.6%	81.3%	85.6%
東庄町	計画処理区域内人口	14,690	13,660	12,491	11,651	10,793
	水洗化・生活雑排水処理人口	5,515	6,719	6,610	7,360	8,110
	生活排水処理率	37.5%	49.2%	52.9%	63.2%	75.1%
本組合	計画処理区域内人口	101,239	94,140	87,109	82,059	76,987
	水洗化・生活雑排水処理人口	52,198	53,793	53,450	60,170	61,044
	生活排水処理率	51.6%	57.1%	61.4%	73.3%	79.3%

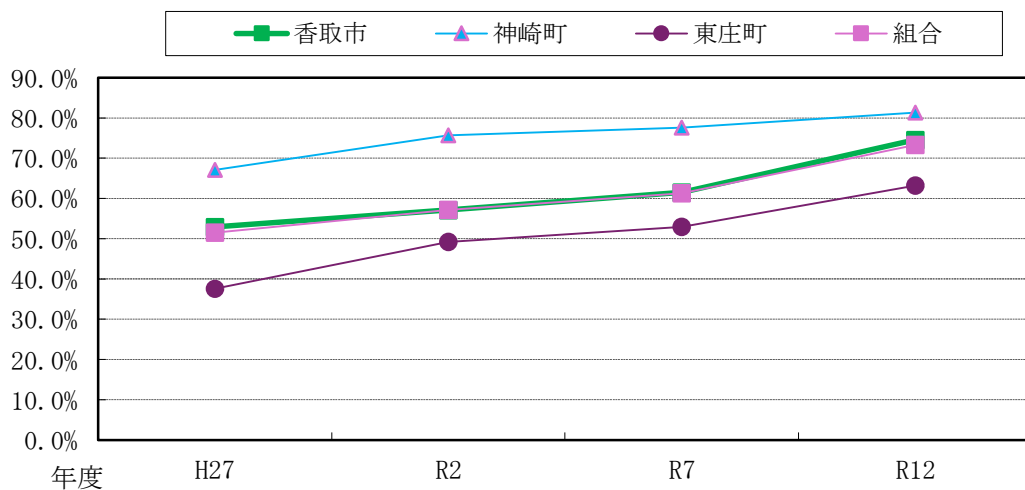


図5-1 生活排水処理率の予測

※香取市及び組合の値はほぼ同じため、重なっています。

5. 4. 2 行政区域内人口の予測

(1) 各市町における基本計画等の人口推計

人口の将来予測は、各市町の人口ビジョン等の計画人口をもとに算出しました。
市町における人口ビジョン等の計画人口は表5-3及び図5-2に示すとおりです。

表5-3 構成市町及び本組合の計画人口（単位：人）

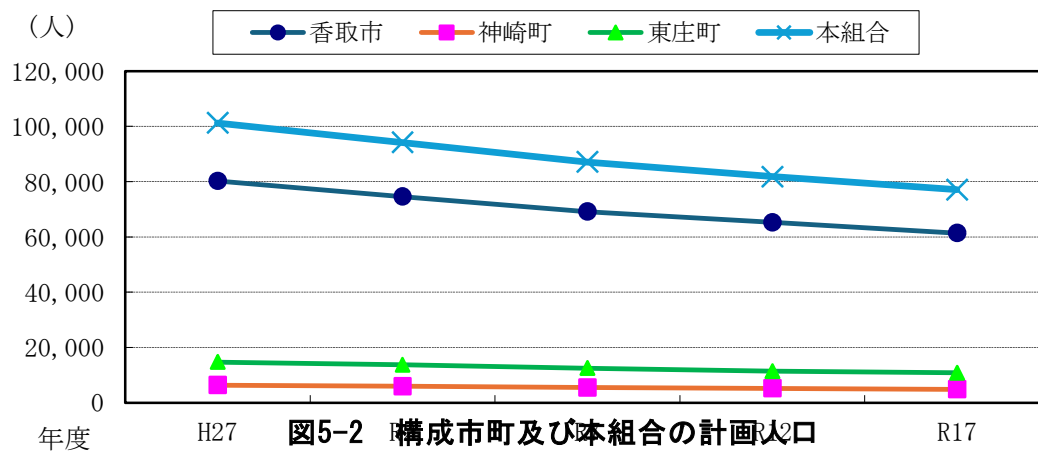
	H27	R2	R7	R12	R17
香取市	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
神崎町	6,350	5,932	5,498	5,182	4,867
東庄町	14,690	13,660	12,491	11,651	10,793
本組合	101,239	94,140	87,109	82,059	76,987

出典：香取市：第2期香取市まち・ひと・しごと地方創生/香取市人口ビジョン

神崎町：まち・ひと・しごと地方創生・神崎町

東庄町：東庄町総合戦略/人口ビジョン

※いずれも国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口に各種施策を反映した推計人口。



(2) 将来人口の予測結果

本組合の将来人口の推計結果は、表5-4及び図5-3に示すとおりです。実績人口は、一般廃棄物処理実態調査人口であり、将来人口は各市町の人口ビジョンの推定値のうち、高めの値を採用しています。

表5-4 将来人口推計値

	組合	香取市	神崎町	東庄町
H27	101,239	80,199	6,350	14,690
H28	99,941	79,174	6,272	14,495
H29	98,623	78,062	6,220	14,341
H30	97,255	77,082	6,150	14,023
R1	95,737	75,810	6,044	13,883
R2	94,140	74,548	5,932	13,660
R3	92,630	73,352	5,838	13,440
R4	91,078	72,114	5,786	13,178
R5	89,557	70,917	5,694	12,946
R6	88,069	69,789	5,638	12,642
R7	87,109	69,120	5,498	12,491
R8	86,099	68,341	5,435	12,323
R9	85,089	67,562	5,372	12,155
R10	84,079	66,783	5,309	11,987
R11	83,069	66,004	5,246	11,819
R12	82,059	65,226	5,182	11,651
R13	81,044	64,446	5,119	11,479
R14	80,029	63,666	5,056	11,307
R15	79,014	62,886	4,993	11,135
R16	77,999	62,106	4,930	10,963
R17	76,987	61,327	4,867	10,793

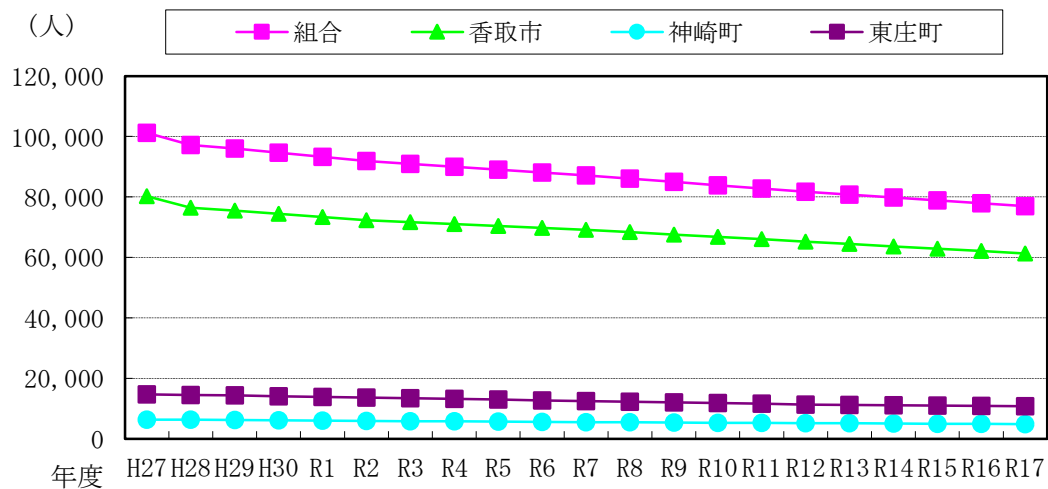


図5-3 将来人口推計値

5. 4. 3 処理形態別人口の予測

(1) 香取市

①このままの状況が続いた場合の香取市の予測

香取市の過去の実績では、下水道人口、合併処理浄化槽人口ともに減少しています。そこで、このままの状況が続いた場合の生活排水処理の予測結果を表5-5-1及び図5-4-1に示しますが、合併処理浄化槽人口は多少増加するものの、人口減少に伴い下水道人口は、減少することで、生活排水処理率は微小な増加にとどまり、令和17年度では約66%で、約80%という目標を達成することはいえない状況です。

表5-5-1 このままの状況が続いた場合の香取市の生活排水の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測

	単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口	人	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
各種人口等	生活排水処理人口	人	42,584	40,938	40,788	40,638
	下水道人口	人	19,467	17,840	17,390	16,940
	合併処理浄化槽人口	人	20,245	20,646	21,046	21,446
	農業集落排水人口	人	2,709	2,452	2,352	2,252
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	37,778	28,182	24,438	20,689
	単独処理浄化槽人口	人	30,140	22,109	19,465	16,816
	し尿処理人口	人	7,638	6,073	4,973	3,873
	自家処理人口	人	0	0	0	0
生活排水処理率	—	52.9%	57.1%	59.2%	62.5%	66.3%

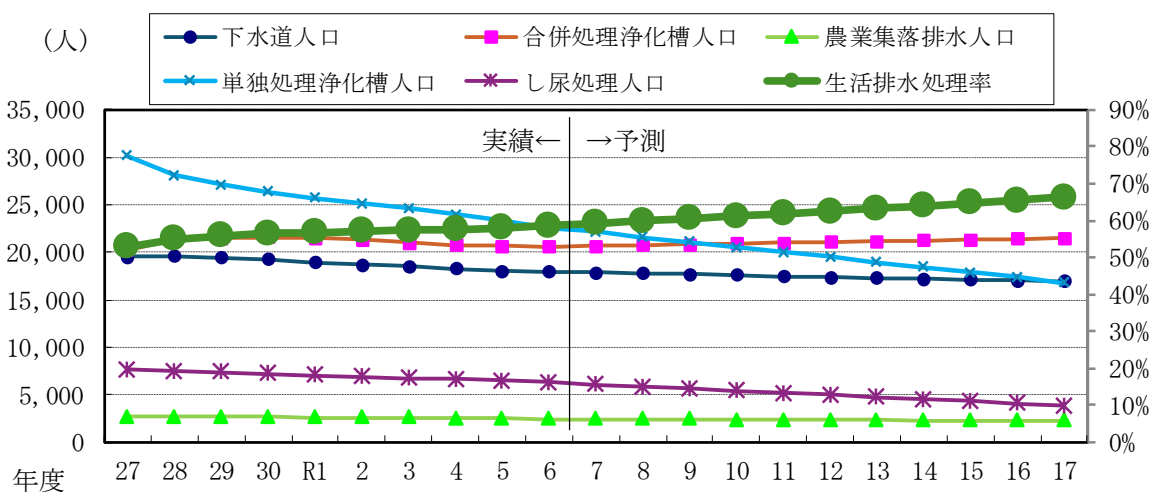


図5-4-1 このままの状況が続いた場合の香取市の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測（●が生活排水処理率）

②強力な生活排水処理施策を行った場合の香取市の予測

表5-5-2及び図5-4-2は、令和17年度に生活排水処理率を約80%にするための香取市の処理形態別人口の予測です。市では、強力に下水道整備・接続計画及び合併処理浄化槽設置計画を進めるなど、目標を達成するための施策を行います。

そのためには、市の施策である香取市污水適正処理構想に基づいた処理形態別人口を定め、表5-4-2に示す人口及び生活排水処理率としました。

表5-5-2 強力な生活排水処理施策を行った場合の香取市の生活排水の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
各種人口等	生活排水処理人口	人	42,421	42,584	42,576	48,596	48,770
	下水道人口	人	19,467	18,703	18,705	21,616	20,684
	合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,280	21,356	24,325	25,583
	農業集落排水人口	人	2,709	2,601	2,515	2,655	2,503
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	37,778	31,964	26,544	16,630	12,557
	単独処理浄化槽人口	人	30,140	25,108	20,748	12,999	9,815
	し尿処理人口	人	7,638	6,856	5,796	3,631	2,742
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	52.9%	57.1%	61.6%	74.5%	79.5%

※下水道香取市污水適正処理構想の人口等との整合を図っているため、四捨五入により、小計等が合わない場合があります。

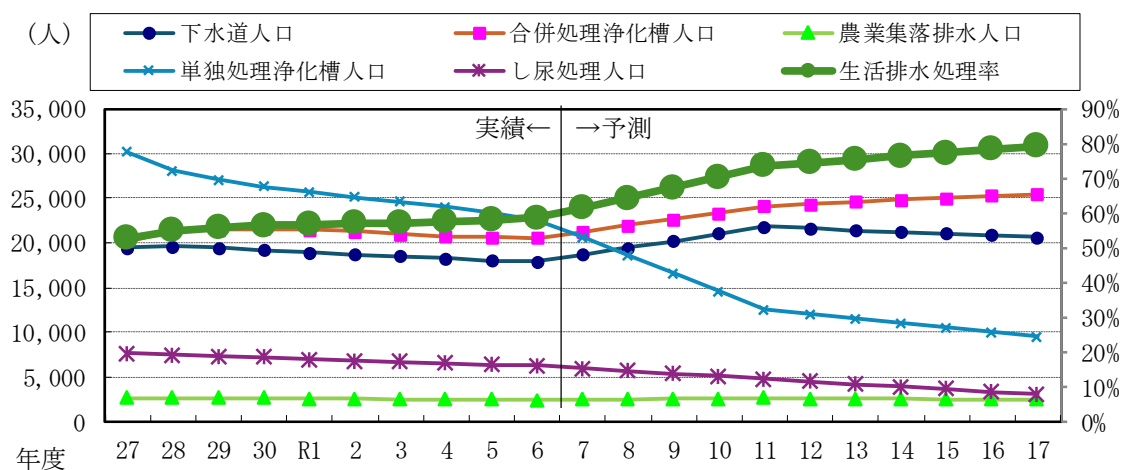


図5-4-2 強力な生活排水処理施策を行った場合の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測（●が生活排水処理率）

(2) 神崎町

神崎町の処理形態別人口及び生活排水処理率の予測を、表5-6及び図5-5に示します。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、合併処理浄化槽を整備することにより、生活雑排水処理率は、平成27年度の67.1%から令和17年度には約85.6%に増加すると推計され、その後も増加は続くものと思われます。

表5-6 生活排水の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	6,350	5,932	5,498	5,182	4,867
各種人口等	生活排水処理人口	人	4,262	4,490	4,264	4,214	4,164
	下水道人口	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	人	4,262	4,490	4,264	4,214	4,164
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	2,088	1,442	1,234	968	703
	単独処理浄化槽人口	人	1,634	1,179	1,009	784	559
	し尿処理人口	人	454	263	225	184	144
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率		—	67.1%	75.7%	77.6%	81.3%	85.6%

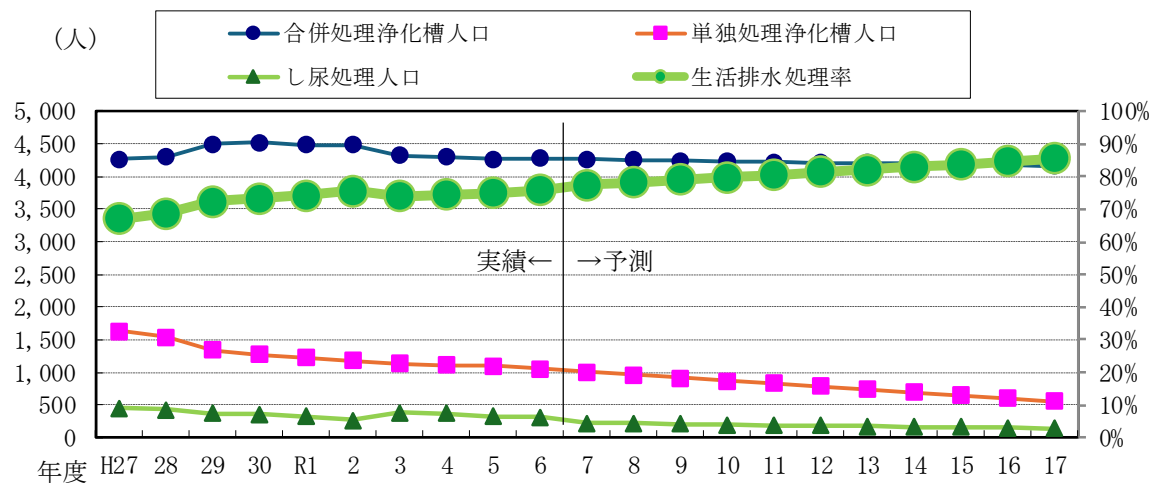


図5-5 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測 (●が生活排水処理率)

(3) 東庄町

東庄町の処理形態別人口及び生活排水処理率の予測を、表5-7及び図5-6に示します。計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、合併処理浄化槽を整備することにより、生活雑排水処理率は、平成27年度の37.5%から令和17年度には、約75.1%に増加すると推計されます。その後も増加は続くと思われます。

表5-7 生活排水の処理形態別の人口及び生活排水処理率の予測

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	14,690	13,660	12,491	11,651	10,793
各種人口等	生活排水処理人口	人	5,515	6,719	6,610	7,360	8,110
	下水道人口	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	人	5,515	6,719	6,610	7,360	8,110
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	9,175	6,941	5,881	4,291	2,683
	単独処理浄化槽人口	人	7,438	6,213	4,834	3,394	1,936
	し尿処理人口	人	1,737	728	1,047	897	747
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率		—	37.5%	49.2%	52.9%	63.2%	75.1%

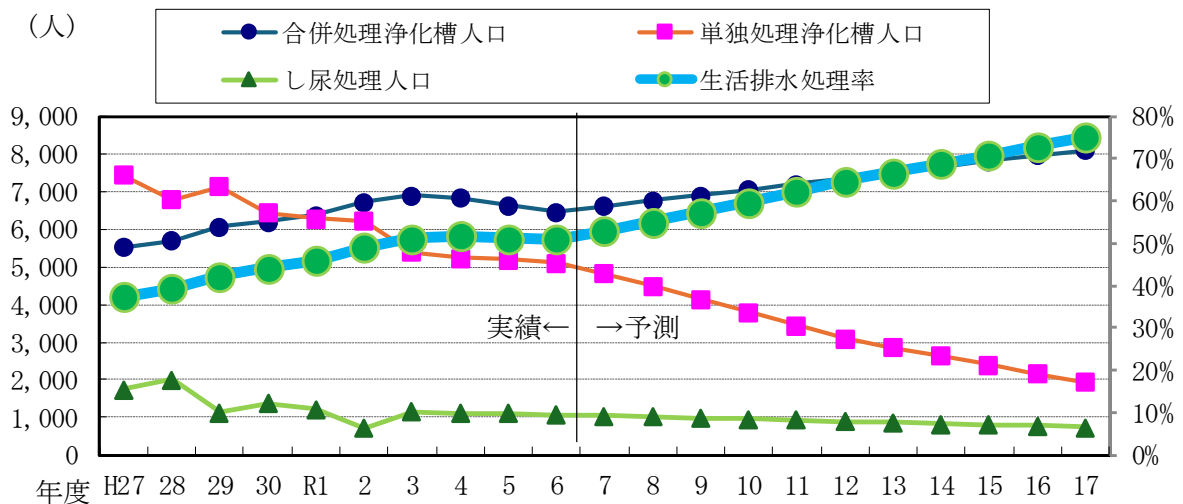


図5-6 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測（●が生活排水処理率）

(4) 本組合

① 香取市がこのままの状況で続く場合

香取市の生活排水処理の進捗がこのままの状況である場合の本組合の処理形態別人口及び生活排水処理率の予測を、表5-8-1及び図5-7-1に示します。

計画処理区域内人口は減少傾向を示します。それに伴い、下水道人口は減少傾向で、合併処理浄化槽人口は、やや増加傾向となります。単独処理浄化槽人口及びし尿処理人口は減少しますが、水洗化・生活雑排水処理率は、平成27年度の51.6%から令和17年度には、約69%程度であると推計されます。

**表5-8-1 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測（香取市がこのままの状況で続く場合）**

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	101, 239	94, 140	87, 109	82, 059	76, 987
各種人口等	生活排水処理人口	人	52, 198	53, 793	51, 812	52, 362	52, 912
	下水道人口	人	19, 467	18, 703	17, 840	17, 390	16, 940
	合併処理浄化槽人口	人	30, 022	32, 489	31, 520	32, 620	33, 720
	農業集落排水人口	人	2, 709	2, 601	2, 452	2, 352	2, 252
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	49, 041	40, 347	35, 297	29, 697	24, 075
	単独処理浄化槽人口	人	39, 212	32, 500	27, 952	23, 643	19, 311
	し尿処理人口	人	9, 829	7, 847	7, 345	6, 054	4, 764
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	51. 6%	57. 1%	59. 5%	63. 8%	68. 7%

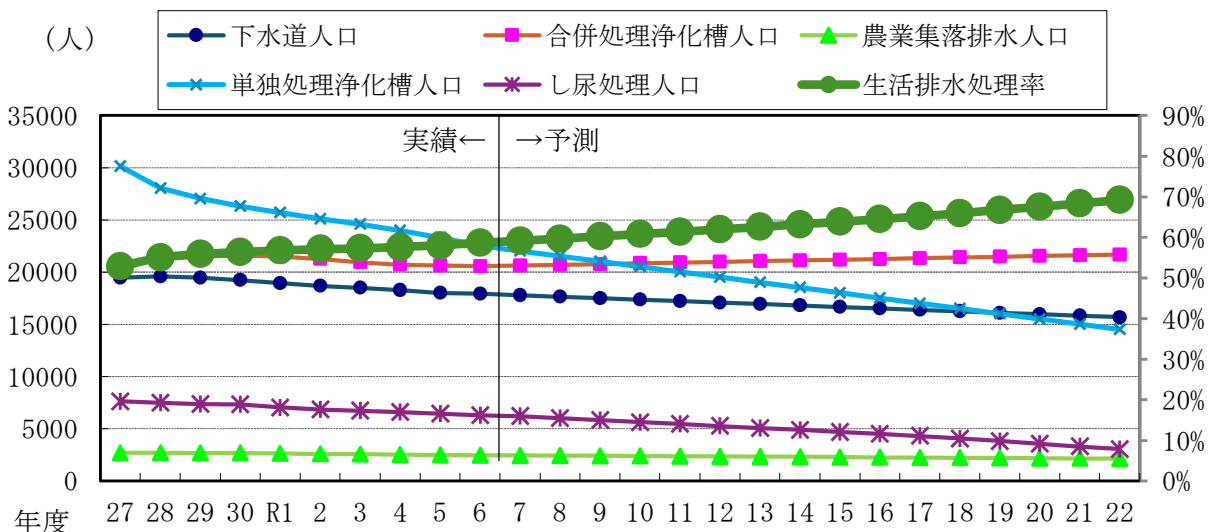


**図5-7-1 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測（●が生活排水処理率）**

②香取市が強力な生活排水処理施策を行う場合

香取市が強力な生活排水処理対策を行った場合の処理形態別人口及び生活排水処理率の予測を、表5-8-2及び図5-7-2に示します。

計画処理区域内人口は減少傾向を示しますが、香取市では下水道接続人口を増やし、合併処理浄化槽の強力な推進を行うことにより、水洗化・生活雑排水処理率は、平成27年度の51.6%から令和17年度には、約79%程度になると予測されます。

**表5-8-2 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測（香取市が強力な施策を行った場合）**

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	101, 239	94, 140	87, 109	82, 059	76, 987
各種人口等	生活排水処理人口	人	52, 198	53, 793	53, 450	60, 170	61, 044
	下水道人口	人	19, 467	18, 703	18, 705	21, 616	20, 684
	合併処理浄化槽人口	人	30, 022	32, 489	32, 230	35, 899	37, 857
	農業集落排水人口	人	2, 709	2, 601	2, 515	2, 655	2, 503
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	49, 041	40, 347	33, 659	21, 889	15, 943
	単独処理浄化槽人口	人	39, 212	32, 500	26, 591	17, 177	12, 310
	し尿処理人口	人	9, 829	7, 847	7, 068	4, 712	3, 633
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	51. 6%	57. 1%	61. 4%	73. 3%	79. 3%

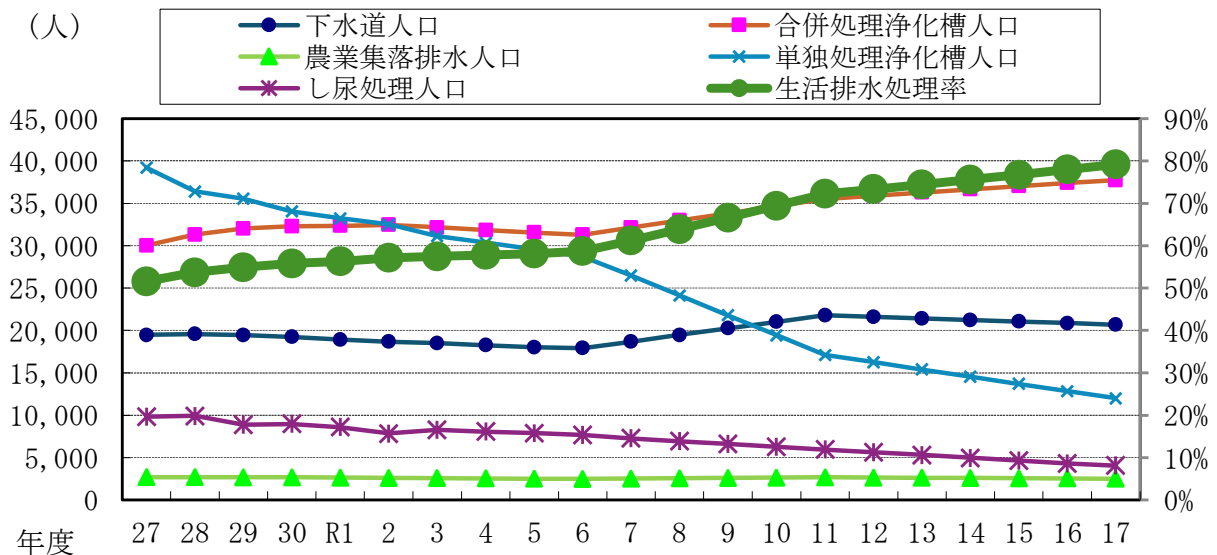


**図5-7-2 生活排水の処理形態別の人口
及び生活排水処理率の予測（●が生活排水処理率）**

5. 4. 4 生活排水処理施設の整備計画

生活排水の処理に関しては、地域特性を踏まえた方法とし、公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設を基本に整備を行います。

(1) 公共下水道

計画対象区域内では、香取市が下水道計画区域を定め、公共下水道の整備を推進しています。

香取市では、「公共下水道事業経営戦略（令和7年度から令和16年度）」を立て、その中で「下水道については、衛生的で快適な生活を送るために欠かせない施設であるにも関わらず、普段は目につくことが少ないため、住民の理解を得られにくい状況にあります。下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくためにも、地域住民に対して下水道の役割や仕組み等の理解促進を進め、下水道管路への接続の促進を図っていきます。」とし、より一層の下水道接続を推進しています。また、今後の公共下水道整備については、人口減少や財政状況を踏まえ、効率的かつ計画的に実施していく方針です。

なお、香取市では「香取市污水適正処理構想」で、平成27年度策定の目標に対して、令和4年度に目標値を変更し、污水处理人口普及率（本計画書の生活排水処理率）の目標を表5-9のように変更しています。

表5-9 香取市污水適正処理構想の目標値

策定日	平成 27 年度 策定の目標	令和 4 年度 策定の目標
目標年	中期：令和 6 年度 長期：令和 16 年度	短期：令和 6 年度 中期：令和 16 年度 長期：令和 31 年度
污水处理人口 普及率	中期（R6）： 57% 長期（R16）：100%	短期（R 6）：69% 中期（R16）：78% 長期（R31）：100%

(2) 合併処理浄化槽

構成市町は、非水洗化人口や単独処理浄化槽人口が多いことから、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽や汲み取り便所からの転換には、今後も補助制度を活用し、整備を推進していきます。

また、浄化槽を使用する者に対しては、浄化槽の点検・清掃、法定検査の実施が適正に行われるよう啓発していきます。

構成市町における合併処理浄化槽の整備計画は、表5-10に示すとおりです。

表5-10 合併処理浄化槽の整備計画

事業主体	香取市	神崎町	東庄町
事業名称	合併処理浄化槽 設置整備事業	合併処理浄化槽 助成事業	合併処理浄化槽 助成事業
現有設備の内容			
直近の整備済み基数 (基) (令和6年度)	60 基	1 基	33 基
処理人口	312 人	5 人	173 人
整備計画			
整備計画基数 (基)	365 基	20 基	210 基
整備計画人口	1930 人	120 人	775 人
事業期間	R 8 ～R12	R 8 ～R12	R 8 ～R12
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	香取市国土強靱化 地域計画	—	—

(3) 農業集落排水処理施設

香取市における農業集落排水処理施設は、香北地区、阿玉台久保地区、岡飯田地区、白井山川地区、八本地区、新福寺地区、黒部川右岸地区の7つの処理区があり、これらの整備済区域については、適正な維持管理を徹底していきます。

また、効率的な維持管理のため、一部地区について、公共下水道との統合についても検討していきます。

(4) 合併処理浄化槽（地域污水处理施設）

合併処理浄化槽（地域污水处理施設）の整備済区域については、適正な維持管理を徹底していきます。

また、同施設については施設の更新時等に係る財源確保を勘案する中で、集合住宅等は、廃棄物処理法に基づく処理施設（コミュニティ・プラント）への位置付けも含め検討していきます。

5. 5 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

5. 5. 1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測

(1) 発生量の予測方法

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測は、図5-8のように行いました。

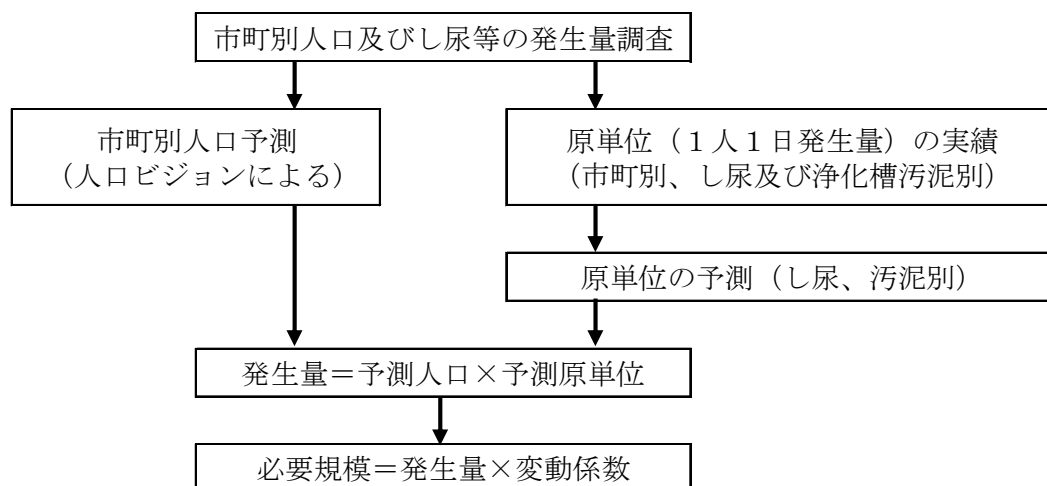


図5-8 し尿等の発生量及び必要規模の予測

市町別に人口実績、し尿及び浄化槽汚泥の発生量を調査しました。

- ①人口と発生量をもとに原単位（1人1日当たり発生量）の実績をまとめました。
- ②人口の予測は、表5-4のとおりです。香取市の処理形態別人口は、香取市污水適正処理構想の各人口を参考としています。
- ③原単位の予測を行いました。（予測方法は、次項(2)で述べます。）
- ④予測した人口及び原単位から、年間処理量を求め、年間日数で除して1日の処理量を求めました。
- ⑤変動係数（月毎にどの程度の搬入量の変動があるか）を日処理量に乗じて必要規模を求めました。本計画書では、変動係数として、一般的な数値である1.15を用いました。

(参考)

※原単位（1人1日当たり発生量：ℓ/人日）

＝年間搬入量（kℓ）÷人口÷年間日数×1,000（ℓ/人日）

※必要規模＝原単位×人口÷1,000×変動係数

（ここで、人口とは、し尿の場合は、汲み取り人口を、浄化槽汚泥の場合は、合併浄化槽人口等及び単独浄化槽人口を示します。）

(2) 原単位の実績

①原単位の実績

平成27年度から令和6年度の構成市町の原単位の実績を表5-11及び図5-9及び図5-10に示します。

表5-11 原単位の実績（単位：ℓ/人日）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
香取市	し尿	1.65	1.63	1.58	1.49	1.56	1.45	1.43	1.33	1.32	1.21
	浄化槽汚泥	1.10	1.13	1.07	1.17	1.09	1.16	1.14	1.20	1.23	1.25
神崎町	し尿	1.33	1.32	1.33	1.23	1.27	1.52	1.00	1.06	1.22	0.88
	浄化槽汚泥	1.10	1.23	1.10	1.11	1.12	1.15	1.21	1.18	1.07	1.13
東庄町	し尿	1.46	1.19	2.06	1.56	1.78	2.72	1.65	1.62	1.46	1.25
	浄化槽汚泥	0.94	1.04	0.94	1.03	0.96	0.94	0.97	1.02	1.03	1.04

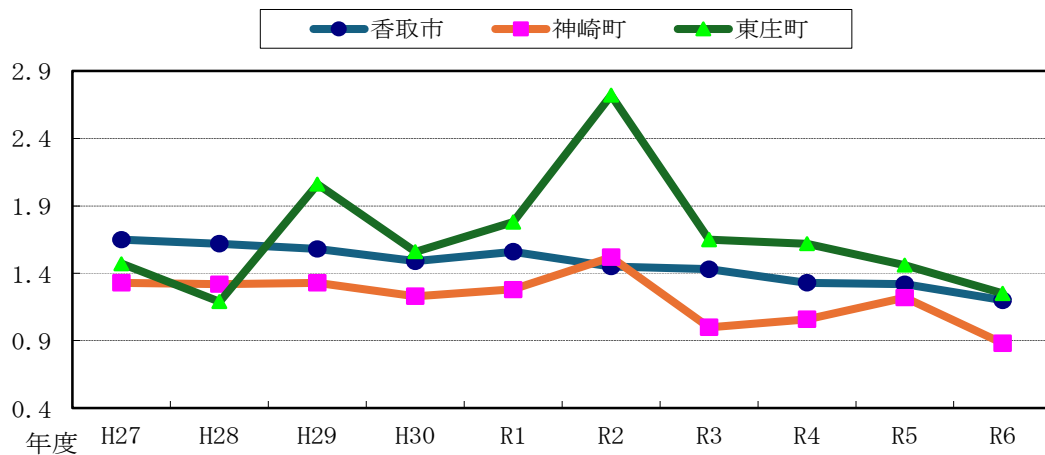


図5-9 し尿の原単位の実績（単位：ℓ/人日）

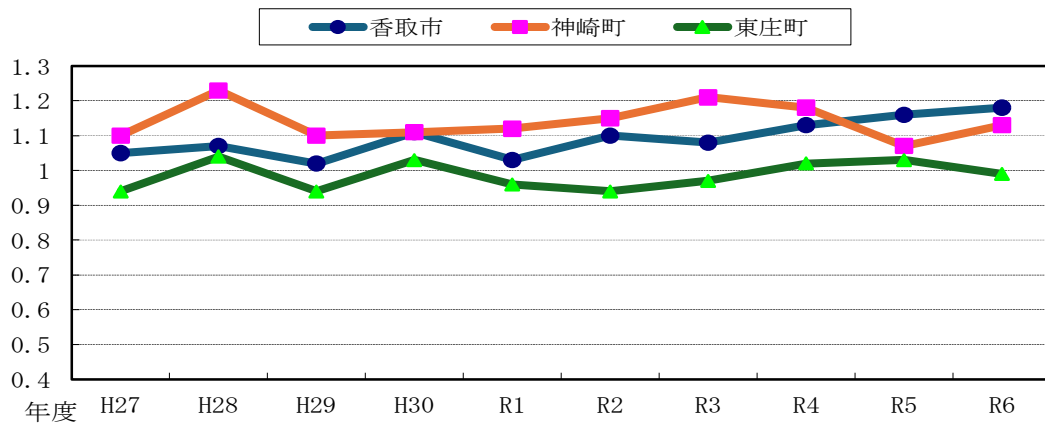


図5-10 浄化槽汚泥の原単位の実績

②浄化槽汚泥の一般的原単位

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の一般的な原単位は、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」（2021年版）（以下「設計要領」といいます。）で表5-12のように示されています。

ただし、構成市町の合併浄化槽汚泥の原単位は、この値より低くなっています。そのため、この比率に合う程度の原単位を設定しました。

すなわち、図5-11に示すような手順で原単位及び各浄化槽汚泥量を計算し、表の値を設定しました。

表5-12 設計要領による一般的な原単位

	原単位	単位
し尿	1.82	L/人日
合併処理浄化槽汚泥	1.80	L/人日
単独処理浄化槽汚泥	0.85	L/人日

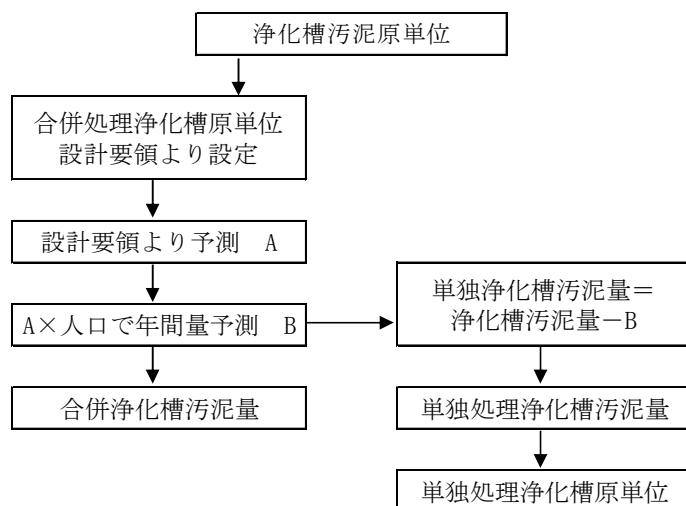


図5-11 原単位の設定と浄化槽汚泥量の計算

(3) 原単位の設定

し尿及び浄化槽汚泥の原単位は、表5-12に示したとおりですが、浄化槽汚泥には、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があり、その処理上の理由から、これらの原単位は、異なるはずです。そのため、ここでは構成市町ごとに単独及び合併処理浄化槽汚泥の原単位の設定を行いました。

設定の詳細は資料1に示しますが、結果的に次のように原単位を設定しました。

①香取市

香取市の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の人口及び浄化槽汚泥量から、設計要領の比率を参考に表5-13-1のように設定しました。

表5-13-1 香取市のし尿、汚泥等の原単位の設定

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口 (人)	し尿	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,856	6,727	6,610	6,445	6,293
	合併	22,954	24,032	24,176	24,277	24,127	23,881	23,521	23,245	23,140	23,038
	単独	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705	25,108	24,599	23,980	23,324	22,528
量 (kL)	し尿	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,635	3,514	3,219	3,115	2,768
	汚泥	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	19,672	19,025	19,562	19,740	19,640
原単位 (L/人日)	し尿	1.65	1.63	1.58	1.49	1.56	1.45	1.43	1.33	1.32	1.21
	汚泥	1.10	1.13	1.07	1.17	1.09	1.16	1.14	1.20	1.23	1.25
	合併	1.61	1.62	1.52	1.64	1.53	1.63	1.60	1.67	1.70	1.72
	単独	0.76	0.76	0.72	0.78	0.72	0.77	0.76	0.79	0.80	0.81

②神崎町

神崎町の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の人口及び浄化槽汚泥量から、設計要領の比率をもとに表5-13-2のように設定しました。

表5-13-2 神崎町のし尿、汚泥等の原単位の設定

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口 (人)	し尿	454	429	376	356	324	263	379	367	325	310
	合併	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,269	4,274
	単独	1,634	1,542	1,347	1,279	1,230	1,179	1,137	1,113	1,100	1,054
量 (kL)	し尿	221	207	183	160	151	146	139	142	145	100
	汚泥	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,382	2,420	2,342	2,103	2,203
原単位 (L/人日)	し尿	1.33	1.32	1.33	1.23	1.27	1.52	1.00	1.06	1.22	0.88
	汚泥	1.10	1.23	1.10	1.11	1.12	1.15	1.21	1.18	1.07	1.13
	合併	1.28	1.43	1.25	1.25	1.26	1.29	1.36	1.33	1.20	1.26
	単独	0.61	0.67	0.59	0.59	0.60	0.61	0.65	0.63	0.57	0.60

③東庄町

東庄町の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の人口及び浄化槽汚泥量から、設計要領の比率をもとに表5-13-3のように設定しました。

表5-13-3 東庄町のし尿、汚泥等の原単位の設定

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口 (人)	し尿	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224	728	1,156	1,104	1,113	1,077
	合併	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,641	6,460
	単独	7,438	6,799	7,142	6,447	6,282	6,213	5,394	5,247	5,192	5,105
量 (kL)	し尿	930	869	856	789	797	724	698	653	595	493
	汚泥	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,440	4,342	4,478	4,462	4,393
原単位 (L/人日)	し尿	1.46	1.19	2.06	1.56	1.78	2.72	1.65	1.62	1.46	1.25
	汚泥	0.94	1.04	0.94	1.03	0.96	0.94	0.97	1.02	1.03	1.04
	合併	1.35	1.46	1.31	1.40	1.30	1.26	1.26	1.32	1.34	1.36
	単独	0.64	0.69	0.62	0.66	0.61	0.60	0.59	0.62	0.63	0.64

(4) 香取市のし尿等の発生量の予測

①このままの状況が続いた場合の予測

香取市で、このままの状況が続いた場合のし尿等の発生量の予測を表5-14-1及び図5-12-1に示します。

生活排水未処理人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の23,307kℓから計画目標年度の令和17年度には20,819kℓに減少すると予測されます。

表5-14-1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（香取市）
(このままの状況が続いた場合)

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
各種人口等	生活排水処理人口	人	42,421	42,584	40,938	40,788	40,638
	下水道人口	人	19,467	18,703	17,840	17,390	16,940
	合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,280	20,646	21,046	21,446
	農業集落排水人口	人	2,709	2,601	2,452	2,352	2,252
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	37,778	31,964	28,182	24,438	20,689
	単独処理浄化槽人口	人	30,140	25,108	22,109	19,465	16,816
	し尿処理人口	人	7,638	6,856	6,073	4,973	3,873
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	52.9%	57.1%	59.2%	62.5%	66.3%
収集量と原単位	総収集量	kℓ	24,940	23,307	22,323	21,464	20,819
	原単位	L/人日	1.17	1.20	1.25	1.29	1.35
	浄化槽汚泥合計	kℓ	20,340	19,672	19,574	19,340	19,203
	同原単位	L/人日	1.10	1.16	1.25	1.31	1.37
	合併浄化槽汚泥	kℓ	11,944	12,633	13,037	13,443	13,972
	同原単位	L/人日	1.61	1.63	1.73	1.75	1.78
	単独浄化槽汚泥	kℓ	8,396	7,039	6,537	5,897	5,231
	同原単位	L/人日	0.76	0.77	0.81	0.83	0.85
	し尿収集量	kℓ	4,600	3,635	2,749	2,124	1,616
	原単位	L/人日	1.65	1.45	1.24	1.17	1.14

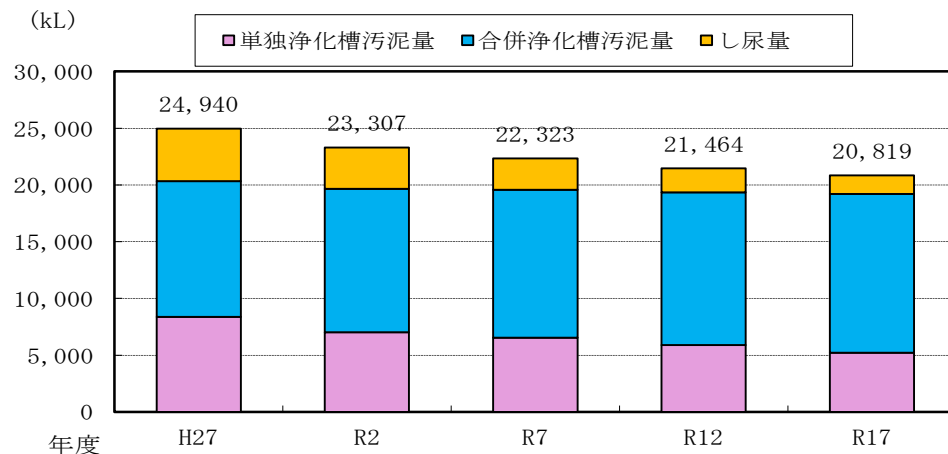


図5-12-1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量予測

②強力な施策を行った場合の予測

香取市で、強力な生活排水処理施策を行った場合のし尿等の発生量の予測を表5-14-2及び図5-12-2に示します。

生活排水処理人口は増加するものの、総人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の23,307kℓから計画目標年度の令和17年度には20,864kℓに減少すると予測されます。

表5-14-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（香取市）
(強力な施策を行った場合)

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	80,199	74,548	69,120	65,226	61,327
各種人口等	生活排水処理人口	人	42,421	42,584	42,576	48,596	48,770
	下水道人口	人	19,467	18,703	18,705	21,616	20,684
	合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,280	21,356	24,325	25,583
	農業集落排水人口	人	2,709	2,601	2,515	2,655	2,503
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	37,778	31,964	26,544	16,630	12,557
	単独処理浄化槽人口	人	30,140	25,108	20,748	12,999	9,815
	し尿処理人口	人	7,638	6,856	5,796	3,631	2,742
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	52.9%	57.1%	61.6%	74.5%	79.5%
収集量と原単位	総収集量	kℓ	24,940	23,307	22,242	21,027	20,864
	原単位	L/人日	1.17	1.20	1.27	1.41	1.49
	浄化槽汚泥合計	kℓ	20,340	19,672	19,619	19,476	19,720
	同原単位	L/人日	1.10	1.16	1.28	1.43	1.52
	合併浄化槽汚泥	kℓ	11,944	12,633	13,485	15,538	16,667
	同原単位	L/人日	1.61	1.63	1.73	1.75	1.78
	単独浄化槽汚泥	kℓ	8,396	7,039	6,134	3,938	3,053
	同原単位	L/人日	0.76	0.77	0.81	0.83	0.85
	し尿収集量	kℓ	4,600	3,635	2,623	1,551	1,144
	原単位	L/人日	1.65	1.45	1.24	1.17	1.14

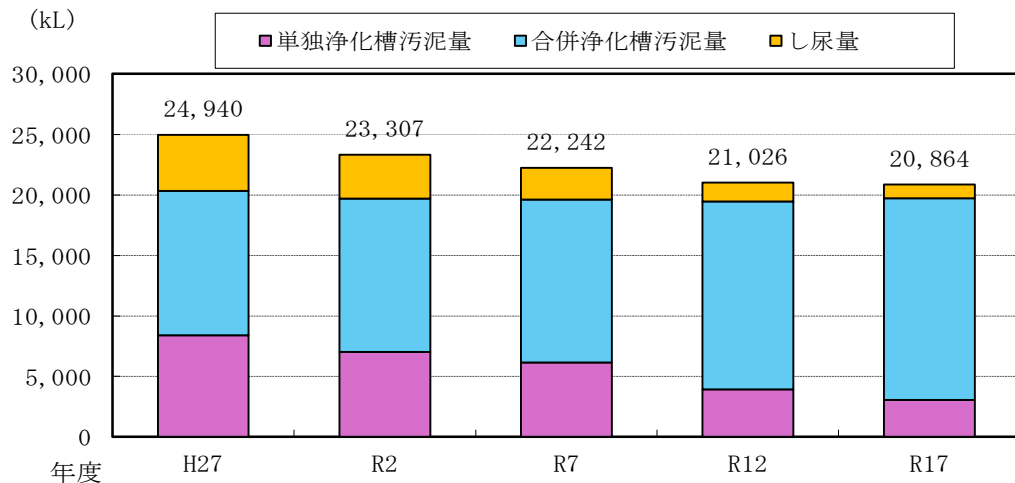


図5-12-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測

(5) 神崎町の発生量及び必要規模の予測

神崎町の計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測を表5-15及び図5-13に示します。

総人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の2,528kℓから令和17年度には2,098kℓに減少すると推計されます。

表5-15 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（神崎町）

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	6,350	5,932	5,498	5,182	4,867
各種人口等	生活排水処理人口	人	4,262	4,490	4,264	4,214	4,164
	下水道人口	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	人	4,262	4,490	4,264	4,214	4,164
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	2,088	1,442	1,234	968	703
	単独処理浄化槽人口	人	1,634	1,179	1,009	784	559
	し尿処理人口	人	454	263	225	184	144
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	67.1%	75.7%	77.6%	81.3%	85.6%
収集量と原単位	総収集量	kℓ	2,587	2,528	2,268	2,181	2,098
	原単位	L/人日	1.11	1.17	1.13	1.15	1.18
	浄化槽汚泥合計	kℓ	2,366	2,382	2,182	2,110	2,043
	同原単位	L/人日	1.10	1.15	1.13	1.16	1.18
	合併浄化槽汚泥	kℓ	2,004	2,119	1,961	1,938	1,920
	同原単位	L/人日	1.28	1.29	1.26	1.26	1.26
	単独浄化槽汚泥	kℓ	362	263	221	172	123
	同原単位	L/人日	0.61	0.61	0.60	0.60	0.60
	し尿収集量	kℓ	221	146	86	71	55
	原単位	L/人日	1.33	1.52	1.05	1.05	1.05

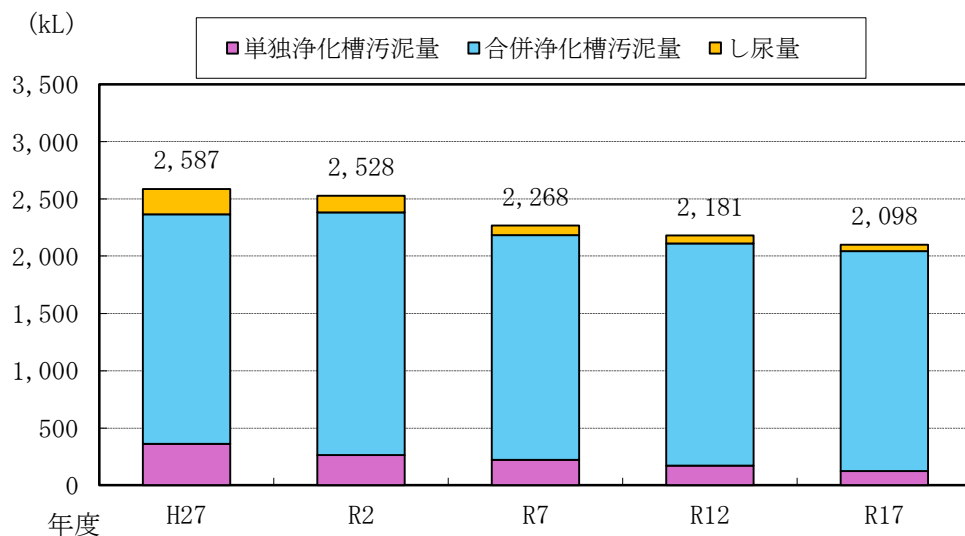


図5-13 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測

(6) 東庄町の発生量及び必要規模の予測

東庄町の計画目標年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測を表5-16及び図5-14に示します。

生活排水処理人口は増加するものの、総人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の5,164kℓから令和17年度には4,751kℓに減少すると推計されます。

表5-16 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（東庄町）

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	14,690	13,660	12,491	11,651	10,793
各種人口等	生活排水処理人口	人	5,515	6,719	6,610	7,360	8,110
	下水道人口	人	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	人	5,515	6,719	6,610	7,360	8,110
	農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	9,175	6,941	5,881	4,291	2,683
	単独処理浄化槽人口	人	7,438	6,213	4,834	3,394	1,936
	し尿処理人口	人	1,737	728	1,047	897	747
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	37.5%	49.2%	52.9%	63.2%	75.1%
収集量と原単位	総収集量	kℓ	5,390	5,164	4,823	4,779	4,751
	原単位	L/人日	1.00	1.04	1.06	1.12	1.20
	浄化槽汚泥合計	kℓ	4,460	4,440	4,345	4,380	4,423
	同原単位	L/人日	0.94	0.94	1.04	1.12	1.20
	合併浄化槽汚泥	kℓ	2,725	3,090	3,233	3,600	3,977
	同原単位	L/人日	1.35	1.26	1.34	1.34	1.34
	単独浄化槽汚泥	kℓ	1,735	1,350	1,112	780	446
	同原単位	L/人日	0.64	0.60	0.63	0.63	0.63
	し尿収集量	kℓ	930	724	478	399	328
	原単位	L/人日	1.46	2.72	1.25	1.22	1.20

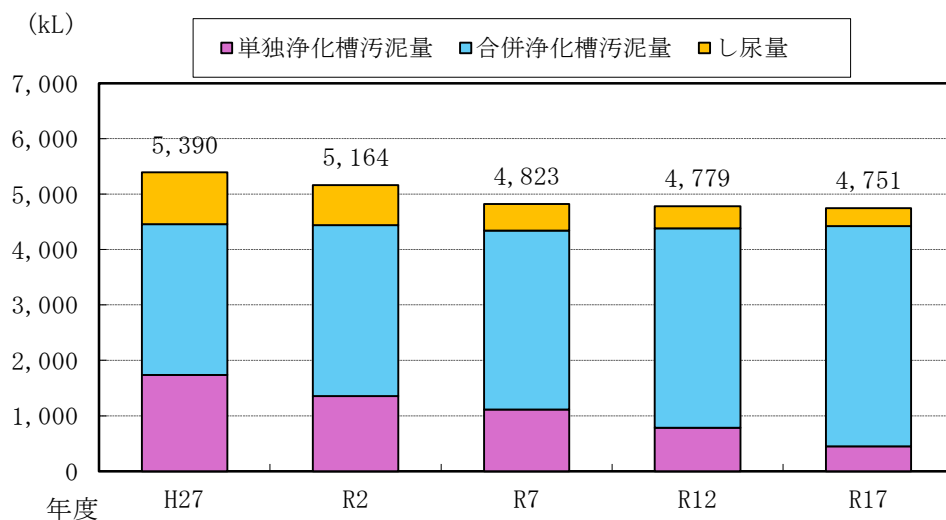


図5-14 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測

(7)本組合の発生量の予測

①香取市でこのままの状況が続いた場合の予測

香取市でこのままの状況が続いた場合の本組合の将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測を表5-17-1及び図5-15-1に示します。

香取市の下水道人口の減少や構成市町の非水洗化人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の30,999kℓから計画目標年度の令和17年度には27,668kℓに、減少すると推計されます。

表5-17-1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（組合）
（香取市でこのままの状況が続いた場合）

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	101,239	94,140	87,109	82,059	76,987
各種人口等	生活排水処理人口	人	52,198	53,793	51,812	52,362	52,912
	下水道人口	人	19,467	18,703	17,840	17,390	16,940
	合併処理浄化槽人口	人	30,022	32,489	31,520	32,620	33,720
	農業集落排水人口	人	2,709	2,601	2,452	2,352	2,252
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	49,041	40,347	35,297	29,697	24,075
	単独処理浄化槽人口	人	39,212	32,500	27,952	23,643	19,311
	し尿処理人口	人	9,829	7,847	7,345	6,054	4,764
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	51.6%	57.1%	59.5%	63.8%	68.7%
収集量と原単位	総収集量	kℓ	32,917	30,999	29,414	28,424	27,668
	原単位	L/人日	1.14	1.17	1.21	1.25	1.31
	浄化槽汚泥合計	kℓ	27,166	26,494	26,101	25,830	25,669
	同原単位	L/人日	1.07	1.12	1.20	1.26	1.32
	合併浄化槽汚泥	kℓ	16,673	17,842	18,231	18,981	19,869
	同原単位	L/人日	1.52	1.50	1.58	1.59	1.61
	単独浄化槽汚泥	kℓ	10,493	8,652	7,870	6,849	5,800
	同原単位	L/人日	0.73	0.73	0.77	0.79	0.82
	し尿収集量	kℓ	5,751	4,505	3,313	2,594	1,999
	原単位	L/人日	1.60	1.57	1.24	1.17	1.15

(kℓ)

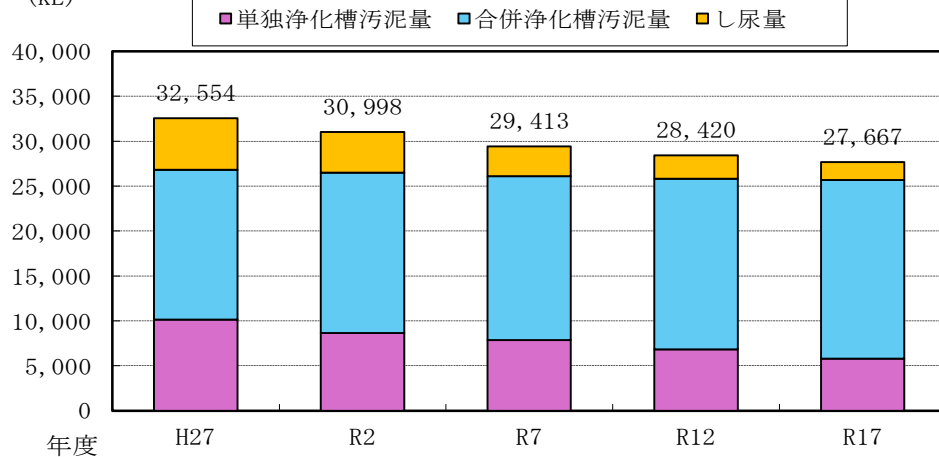


図5-15-1 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測
（香取市でこのままの状況が続いた場合）

②香取市で強力な施策を行った場合

香取市で強力な施策を行った場合の本組合の将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測を表5-17-2及び図5-15-2に示します。

香取市の下水道人口は増加するものの総人口の減少及び生活排水未処理人口の減少などにより、し尿及び浄化槽汚泥発生量は令和2年度の30,999kℓから計画目標年度の令和17年度には27,713kℓに、減少すると推計されます。

表5-17-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測（組合）
（香取市で強力な施策を行った場合）

		単位	H27	R2	R7	R12	R17
総人口		人	101,239	94,140	87,109	82,059	76,987
各種人口等	生活排水処理人口	人	52,198	53,793	53,450	60,170	61,044
	下水道人口	人	19,467	18,703	18,705	21,616	20,684
	合併処理浄化槽人口	人	30,022	32,489	32,230	35,899	37,857
	農業集落排水人口	人	2,709	2,601	2,515	2,655	2,503
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	49,041	40,347	33,659	21,889	15,943
	単独処理浄化槽人口	人	39,212	32,500	26,591	17,177	12,310
	し尿処理人口	人	9,829	7,847	7,068	4,712	3,633
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率		—	51.6%	57.1%	61.4%	73.3%	79.3%
収 集 量 と 原 単 位	総収集量	kℓ	32,917	30,999	29,333	27,987	27,713
	原単位	L/人日	1.14	1.17	1.22	1.33	1.41
	浄化槽汚泥合計	kℓ	27,166	26,494	26,146	25,966	26,186
	同原単位	L/人日	1.07	1.12	1.22	1.34	1.43
	合併浄化槽汚泥	kℓ	16,673	17,842	18,679	21,076	22,564
	同原単位	L/人日	1.52	1.50	1.59	1.61	1.63
	単独浄化槽汚泥	kℓ	10,493	8,652	7,467	4,890	3,622
	同原単位	L/人日	0.73	0.73	0.77	0.78	0.80
	し尿収集量	kℓ	5,751	4,505	3,187	2,021	1,527
	原単位	L/人日	1.60	1.57	1.24	1.18	1.15

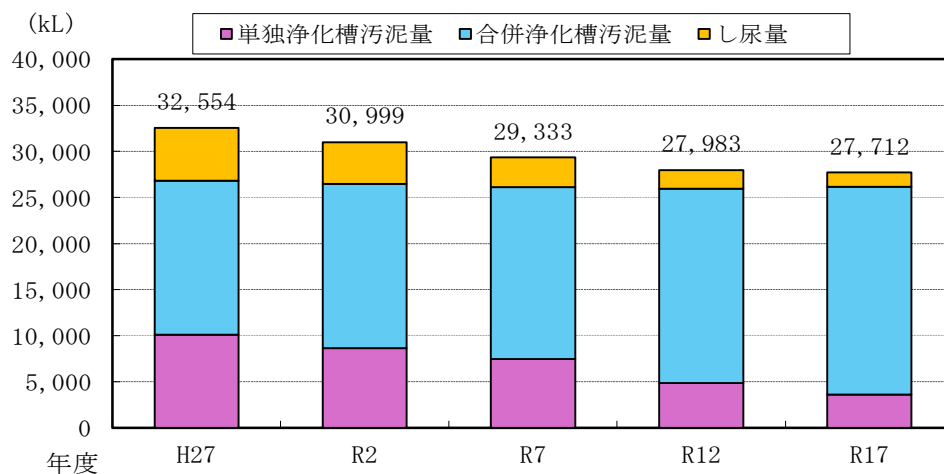


図5-15-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の予測
（香取市で強力な施策を行った場合）

(8) し尿処理施設の規模

以上の将来予測結果をもとに、将来計画するし尿処理施設（汚泥再生処理センター）の計画規模を求めました。香取市で、このままの状況が続いた場合及び強力な生活排水処理施策を行った場合の規模等を表5-18に示します。

この結果、香取市の施策後でも、原単位の大きい合併処理浄化槽汚泥が増加するため、施策前及び施策後では、大きな差はないことが分かります。

表5-18 し尿処理施設の計画規模の概算（香取市での生活排水処理施策前後の値）

			R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
施策前	年間量 (kL)	浄化槽汚泥	25,986	25,947	25,830	25,929	25,740	25,763	25,642	25,669
		し尿量	2,858	2,727	2,594	2,473	2,337	2,227	2,101	1,999
		総収集量	28,844	28,674	28,424	28,402	28,077	27,990	27,743	27,668
	日量 (kL/日)	浄化槽汚泥	71.2	71.1	70.8	70.8	70.5	70.6	70.3	70.1
		し尿	7.8	7.5	7.1	6.8	6.4	6.1	5.8	5.5
		計	79.0	78.6	77.9	77.6	76.9	76.7	76.0	75.6
	必要施設規模(kL/日)		91	91	90	90	89	89	88	87
施策後	年間量 (kL)	浄化槽汚泥	26,031	26,007	25,966	26,128	26,013	26,100	26,054	26,186
		し尿量	2,377	2,130	2,021	1,922	1,810	1,719	1,616	1,527
		総収集量	28,408	28,137	27,987	28,050	27,823	27,819	27,670	27,713
	日量 (kL/日)	浄化槽汚泥	71.3	71.3	71.1	71.4	71.3	71.5	71.4	71.5
		し尿	6.5	5.8	5.5	5.3	5.0	4.7	4.4	4.2
		計	77.8	77.1	76.7	76.6	76.2	76.2	75.8	75.7
	必要施設規模(kL/日)		90	89	89	89	88	88	88	88
定数	年間日数		365	365	365	366	365	365	365	366
	変動係数		1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15

注1：必要規模＝日平均処理量×変動係数（一般値：1.15）なお、規模の結果は、小数点以下を切り上げています。

注2：変動係数：月間処理量を年間月平均処理量で除し、その最大値を変動係数と言います。ここでは一般値の1.15を使用しました。

5. 5. 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画

し尿は香取広域が委託した収集運搬許可業者により、また浄化槽汚泥は収集運搬許可業者によって、し尿処理施設へ収集・運搬されています。

香取市の農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、収集運搬許可業者により香北地区堆肥化施設へ収集・運搬されています。

今後も同様に収集・運搬を行います。また、適切な収集・運搬が行われるよう、指導を徹底します。

5. 5. 3 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理計画

牧野し尿処理場は、適正な施設の維持管理により、平成5年（1993年）の稼働開始から33年を経過し、老朽化も進んでいることから、施設の延命化を図るとともに、合理的・効率的な運営を目指します。

また、中間処理施設の整備については、国・県の方針により持続可能な適正処理の確保に向けて検討していきます。

5. 5. 4 し尿及び浄化槽汚泥の適正処分

し尿処理施設からの処理残渣は、香取広域が委託した業者において、焼却処理により減量化のうえ、焼却灰を適正に最終処分します。

5. 5. 5 処理残さの資源化計画

(1) 資源化の推進

本組合の施設の更新に際しては、再資源化技術の検討を行います。

※再資源化技術とは、汚泥の堆肥化、メタン発酵、助燃剤化、炭化などがあります。

また、し尿・浄化槽汚泥からのリン回収等の技術もあるため、施設更新の際は、これらの技術のうちから、適切な資源化方法を選択します。

(2) 農業集落排水処理施設の脱水汚泥の堆肥化

農業集落排水処理施設から発生する脱水汚泥は、全量香北地区内にある堆肥化施設にて堆肥化します。

5. 6 目標年度における生活排水処理の流れ

計画目標年度である、令和17年度における生活排水処理の流れは図5-16-1から図5-16-4に示すとおりです。

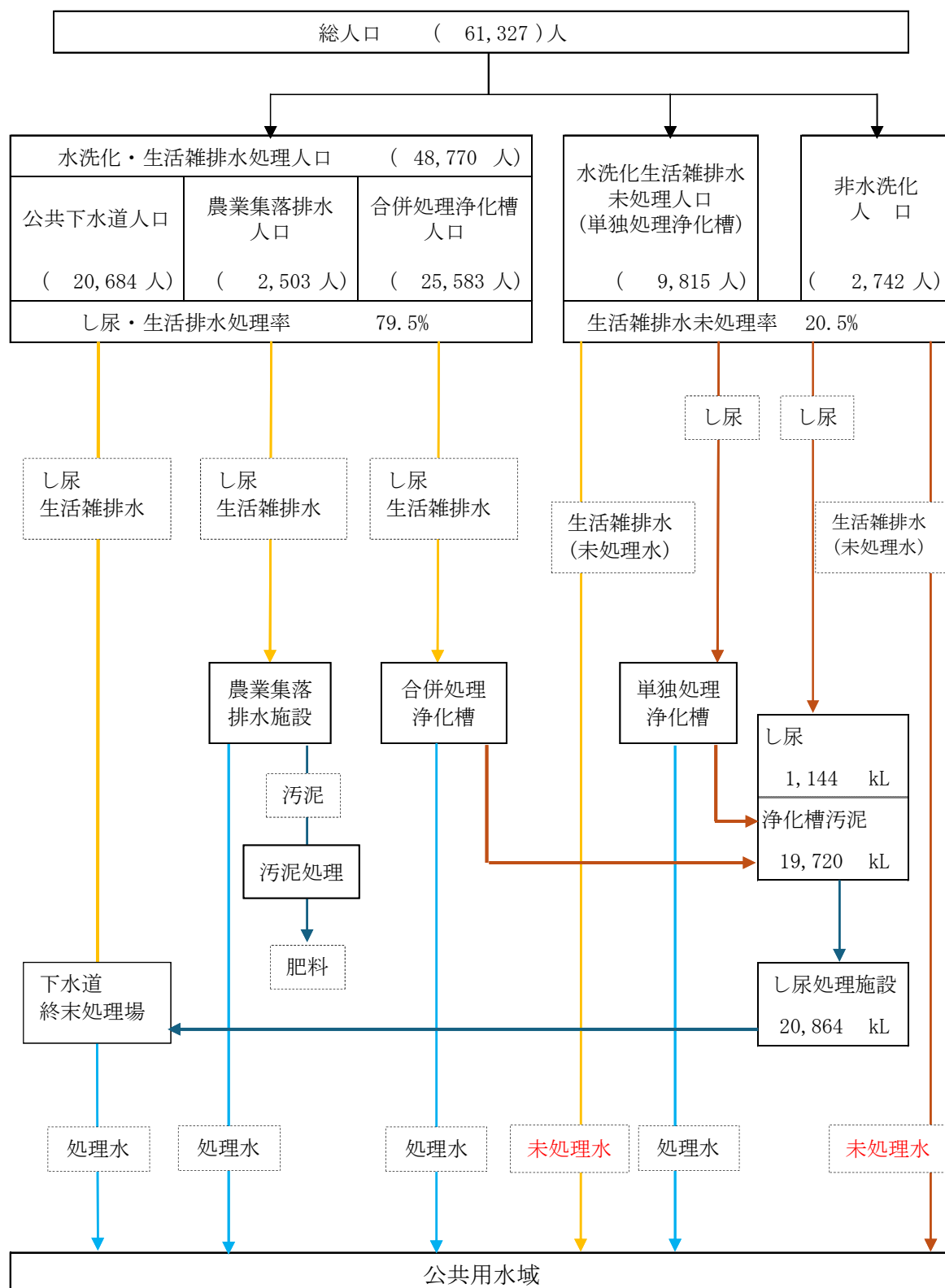


図5-16-1 計画目標年度における生活排水処理の流れ（香取市）

※合併処理浄化槽人口には地域污水处理施設人口が含まれています。

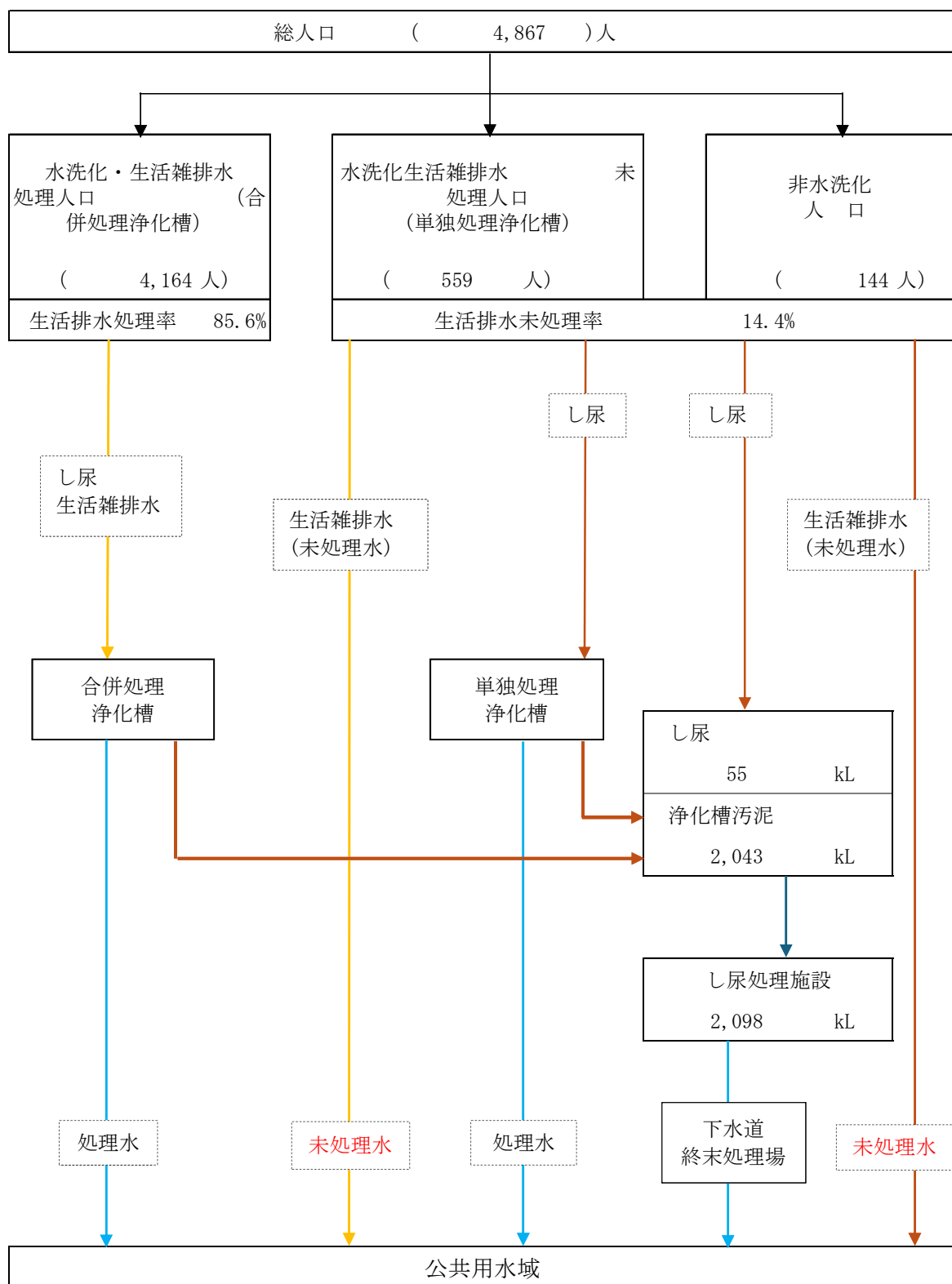


図5-16-2 計画目標年度における生活排水処理の流れ（神崎町）

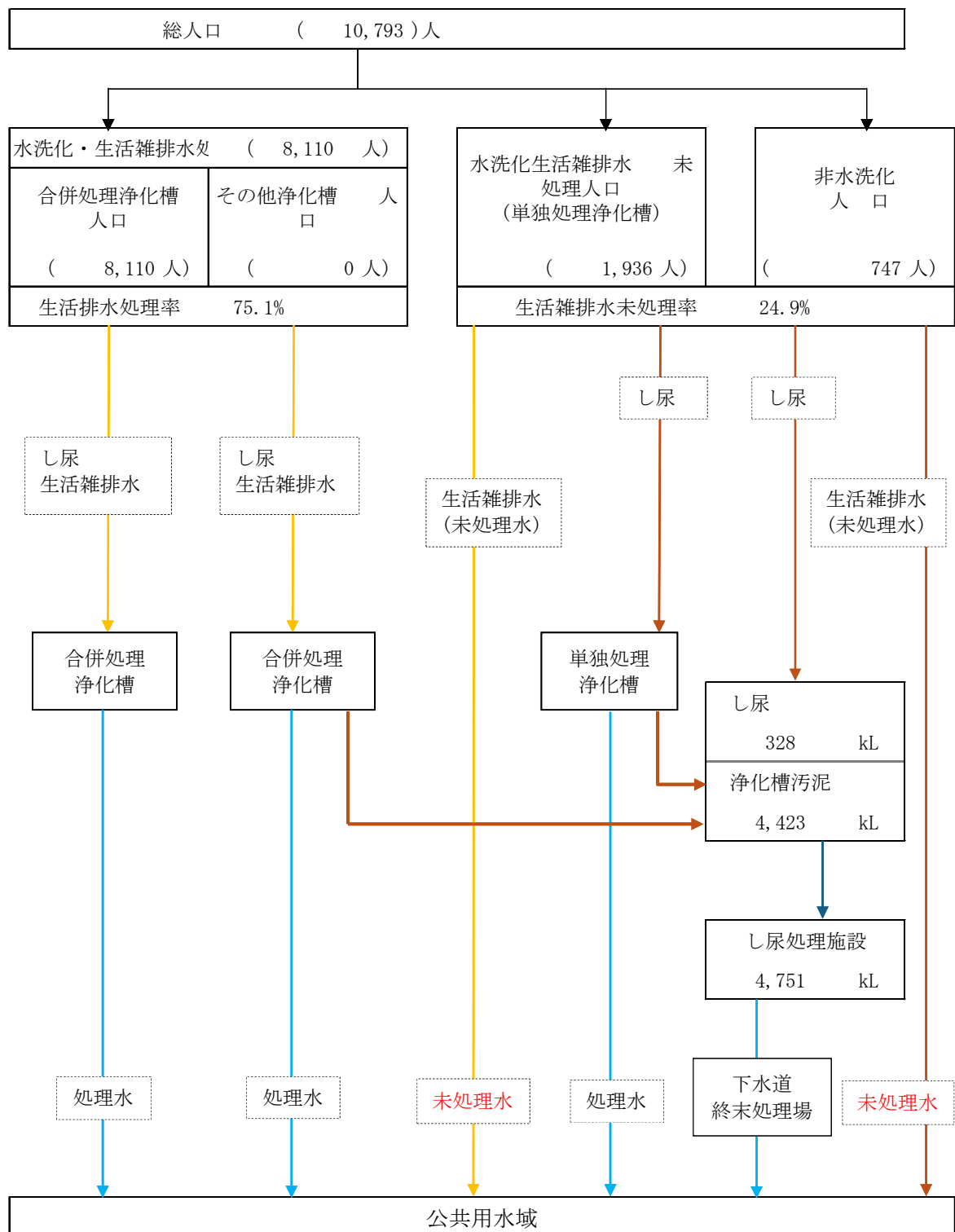


図5-16-3 計画目標年度における生活排水処理の流れ（東庄町）

※東庄町の「その他浄化槽人口」は、合併処理浄化槽人口に含みます。

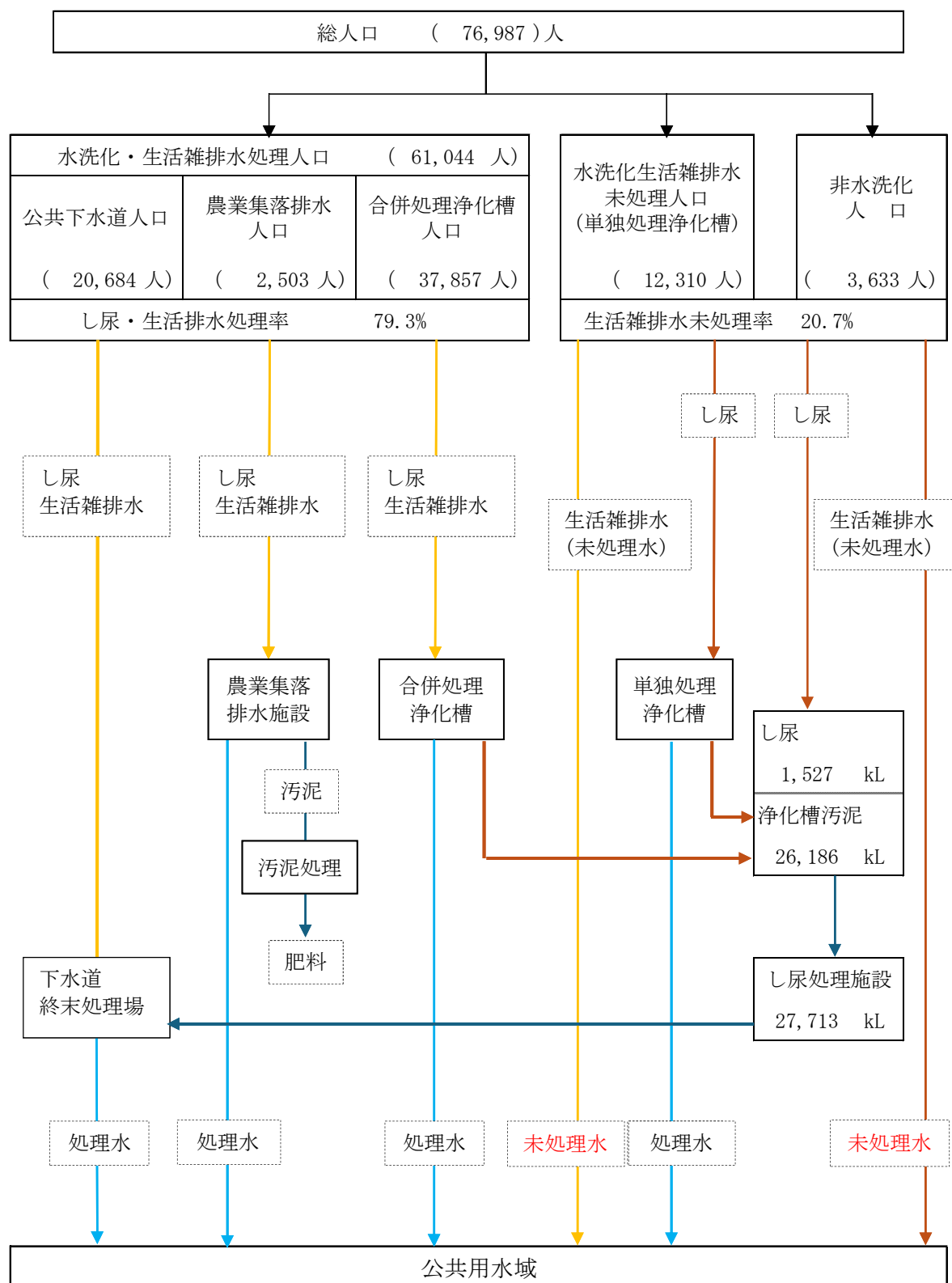


図5-16-4 計画目標年度における生活排水処理の流れ（本組合）

※東庄町の「その他浄化槽人口」は、合併処理浄化槽人口に含みます。

5. 7 その他の施策

5. 7. 1 水質汚濁原因の対策等生活排水にかかる啓発

生活排水の中でも脂分は有機汚濁の多い物質です。そのため、水質汚濁の原因となる家庭で使用した油などを、直接排水口に流さないなどの工夫が必要です。

また、生活排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽からの生活排水も処理できる合併処理浄化槽に転換することが必要です。

これらのことを目標として構成市町では、次のような施策等を定めています。香取広域としては、これらの施策等の推進をバックアップしていきます。

(1) 香取市

「香取市污水適正処理構想」を策定するとともに、「平成27年度 香取市公共用水域水質調査結果」の中では、次のことを推進することとしています。

【香取市污水適正処理構想】

(污水处理の現況と課題)

- 1 污水处理施設の未整備区域の早期解決のため、污水处理施設の効率的な整備を進めていく必要があります。
- 2 下水道や農業集落排水施設が使える区域では、早期の接続および接続率100%を目指して、働きかけを行います。
- 3 単独処理浄化槽設置家庭に対しては、合併処理浄化槽への転換の働きかけを行います。

(香取市污水適正処理構想)

- 1 污水处理事業のアクションプランの早期作成
目標年が令和6年のアクションプランの早期策定を行うことによる公共用水域への汚水流入量の削減や生活環境の向上を効果的に達成します。
- 2 公共下水道等の集合処理では、既存施設の有効利用のため、種々の期間短縮工法による整備を基本とした下水処理システムを構築します。
- 3 経済的に個別処理が有利な区域は、個人設置型の個別処理（合併処理浄化槽）とします。

(香取市污水適正処理構想の推進)

- 1 本構想に基づき、下水道整備の推進を行います。
- 2 下水道計画区域では下水道管敷設整備を推進し、整備完了区域は、速やかな下水道への接続を働きかけます。
- 3 合併処理浄化槽の区域では、設置補助、単独処理浄化槽からの転換補助により、合併処理浄化の整備を促進します。

～河川を汚さないために～

水質汚濁の主な原因は、生活排水が大きな要因となっており、市では下水道の整備や、合併処理浄化槽等による適正な汚水処理の推進に努めていますが、各家庭でも台所などからの調味料や、油脂を含んだ生活排水を少しでも減らせるよう、次のことについてご協力をお願いいたします。

1. 台所の三角コーナーや排水口には、水切り袋や目の細かい網などを取り付け、調理くずを流さないようにしましょう。
2. 汚れのひどい食器などは、ゴムベラなどで拭き取ってから洗いましょう。（拭き取った汚れは、排水口に流さず「燃えるごみ」として処理してください。）
3. 料理に使用した油は、排水口に流さず、紙などにしみこませて燃えるゴミで出しましょう。
4. ひどい油汚れでなければ、アクリルたわしを使用することにより、洗剤を使用しなくても汚れが落ちます。
5. 米のとぎ汁は、畑や庭木にまきましょう。
6. 料理は一度に食べきれる適量を調理しましょう。
7. お風呂の残り湯は、洗濯などに使いましょう。
8. 洗濯用洗剤は適正な量を使いましょう。

(2) 神崎町

神崎町では「神崎町第5次総合計画 前期基本計画」において次の対策を掲げています。

【神崎町における生活排水等に係る施策】

ごみ・環境問題への対応

(現況と課題)

○公害防止対策に取り組んでいます。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が鈍化していますが、水質汚濁防止の観点から推進していく必要があります。

(取組)

○環境汚染や公害発生の防止

- ・水質汚濁の主因に伴っている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽への転換の促進に努めます。
- ・河川水、工業団地各企業排水及び飲用井戸水の水質検査を実施し、環境汚染や公害の発生予防に努めます。
- ・町民の日常生活から発生する生活型公害の防止を図るため、町民の意識啓発のためのPR活動に努めます。

(達成目標)

生活排水処理率：令和6年度 80%

(3) 東庄町

東庄町では、「第6次東庄町総合計画 後期基本計画」において生活排水に係る次の施策を示しています。

【東庄町における生活排水等に係る施策】

分野別施策「第4節 自然と安らぎの暮らしづくり」において、「都市基盤環境整備」の中で、未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管理について啓発を進める計画としています。

主な取組

- ・調和と憩いの空間を整備します
- ・公害防止対策を推進します。
- ・ごみ及びリサイクル収集体制を充実します。
- ・排水環境を整備します。

指標名	現状値 (上段:R元年度) (下段:H27年度)	目標値 (R8年度)
合併処理浄化槽の設置補助基数	845基 707基	1,191基
住民一人あたりのごみ排出量	821g/人・日 750g/人・日	635g/人・日

5. 7. 2 地域に関する諸計画との関係

本組合は、構成市町と連携のうえ、環境基本計画等の関連計画との整合を図ります。

また、合併処理浄化槽汚泥の受け皿として老朽化した牧野し尿処理場の整備を行うとともに、将来のあるべき姿を検討していきます。

資料編

資料 予測結果のまとめ

資料表 1-1 香取市の処理形態別人口及び収集量の予測（香取市でこのままの状況が続いた場合）

実績←→予測

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	人	80,199	79,174	78,062	77,082	75,810	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789	69,120	68,341	67,562	66,783	66,004	65,226	64,446	63,666	62,886	62,106	61,327
各種人口等	生活排水処理人口	人	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065	42,584	41,524	41,148	40,968	40,938	40,908	40,878	40,848	40,818	40,788	40,758	40,728	40,698	40,668	40,638
	下水道人口	人	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,279	18,008	17,930	17,840	17,750	17,660	17,570	17,480	17,390	17,300	17,210	17,120	17,030	16,940
	合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,329	21,481	21,587	21,483	21,280	20,949	20,714	20,566	20,646	20,726	20,806	20,886	20,966	21,046	21,126	21,206	21,286	21,366	21,446
	農業集落排水人口	人	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,531	2,503	2,452	2,432	2,412	2,392	2,372	2,352	2,332	2,312	2,292	2,272	2,252
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	37,778	35,550	34,423	33,555	32,745	31,964	31,326	30,590	29,769	28,821	28,182	27,433	26,684	25,935	25,186	24,438	23,688	22,938	22,188	21,438
	単独処理浄化槽人口	人	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705	25,108	24,599	23,980	23,324	22,528	22,109	21,580	21,051	20,522	19,993	19,465	18,935	18,405	17,875	17,345
	し尿処理人口	人	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,856	6,727	6,610	6,445	6,293	6,073	5,853	5,633	5,413	5,193	4,973	4,753	4,533	4,313	4,093
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	52.9%	55.1%	55.9%	56.5%	56.8%	57.1%	57.3%	57.6%	58.0%	59.2%	59.9%	60.5%	61.2%	61.8%	62.5%	63.2%	64.0%	64.7%	65.5%	66.3%
収集量（実績・価値も推定値）単位は、	総収集量	kL	24,940	24,838	23,286	24,355	22,812	23,307	22,539	22,781	22,855	22,408	22,323	22,152	21,833	21,686	21,464	21,448	21,169	21,108	20,888	20,819
	原単位	L/人日	1.17	1.20	1.14	1.21	1.15	1.20	1.18	1.22	1.24	1.24	1.25	1.26	1.27	1.28	1.29	1.31	1.31	1.33	1.34	1.35
	浄化槽汚泥合計	kL	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	19,672	19,025	19,562	19,740	19,640	19,574	19,546	19,568	19,482	19,449	19,430	19,266	19,298	19,185	19,203
	同原単位	L/人日	1.10	1.13	1.07	1.17	1.09	1.16	1.14	1.20	1.23	1.25	1.25	1.27	1.28	1.29	1.30	1.31	1.33	1.35	1.36	1.37
	合併浄化槽汚泥	kL	11,944	12,581	11,938	12,953	12,009	12,633	12,239	12,647	12,870	12,945	13,037	13,087	13,250	13,265	13,392	13,443	13,609	13,623	13,752	13,804
	同原単位	L/人日	1.61	1.62	1.52	1.64	1.53	1.63	1.60	1.67	1.70	1.72	1.73	1.73	1.74	1.74	1.75	1.76	1.76	1.77	1.77	1.78
	単独浄化槽汚泥	kL	8,396	7,816	7,102	7,459	6,785	7,039	6,786	6,915	6,870	6,695	6,537	6,459	6,318	6,217	6,057	5,897	5,821	5,643	5,546	5,381
	同原単位	L/人日	0.76	0.76	0.72	0.78	0.72	0.77	0.76	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.83	0.83	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.85
	し尿収集量	kL	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,635	3,514	3,219	3,115	2,768	2,749	2,606	2,474	2,351	2,237	2,124	1,903	1,810	1,703	1,616
	原単位	kL	1.65	1.63	1.58	1.49	1.56	1.45	1.43	1.33	1.32	1.21	1.24	1.22	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

資料表 1-2 香取市の処理形態別人口及び収集量の予測（香取市で強力な生活排水処理施策を行った場合）

実績←→予測

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	人	80,199	79,174	78,062	77,082	75,810	74,548	73,352	72,114	70,917	69,789	69,120	68,341	67,562	66,783	66,004	65,226	64,446	63,666	62,886	62,106	61,327
生活排水処理人口	人	42,421	43,624	43,639	43,527	43,065	42,584	42,026	41,524	41,148	40,968	42,576	44,074	45,572	47,070	48,568	48,596	48,622	48,648	48,674	48,699	48,770
下水道人口	人	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,505	18,279	18,008	17,930	18,705	19,480	20,255	21,030	21,803	21,616	21,429	21,242	21,055	20,866	20,684
合併処理浄化槽人口	人	20,245	21,329	21,481	21,587	21,483	21,280	20,949	20,714	20,637	20,566	21,356	22,036	22,716	23,396	24,079	24,325	24,569	24,813	25,057	25,302	25,583
農業集落排水人口	人	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,531	2,503	2,472	2,515	2,558	2,601	2,644	2,686	2,655	2,624	2,593	2,562	2,531	2,503
その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水未処理人口	人	37,778	35,550	34,423	33,555	32,745	31,964	31,326	30,590	29,769	28,821	26,544	24,267	21,990	19,713	17,436	16,630	15,824	15,016	14,208	13,407	12,557
単独処理浄化槽人口	人	30,140	28,063	27,059	26,326	25,705	25,108	24,599	23,980	23,324	22,528	20,748	18,968	17,188	15,408	13,629	12,999	12,369	11,739	11,109	10,479	9,815
し尿処理人口	人	7,638	7,487	7,364	7,229	7,040	6,856	6,727	6,610	6,445	6,293	5,796	5,299	4,802	4,305	3,807	3,631	3,455	3,279	3,103	2,928	2,742
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	—	52.9%	55.1%	55.9%	56.5%	56.8%	57.1%	57.3%	57.6%	58.0%	58.7%	61.6%	64.5%	67.5%	70.5%	73.6%	74.5%	75.4%	76.4%	77.4%	78.4%	79.5%
収 集 量	kL	24,940	24,838	23,286	24,355	22,812	23,307	22,539	22,781	22,855	22,408	22,242	21,952	21,733	21,397	21,149	21,027	21,096	20,915	20,937	20,815	20,864
原単位	L/人日	1.17	1.20	1.14	1.21	1.15	1.20	1.18	1.22	1.24	1.24	1.27	1.30	1.33	1.36	1.40	1.41	1.43	1.44	1.46	1.47	1.49
浄化槽汚泥合計	kL	20,340	20,397	19,040	20,412	18,794	19,672	19,025	19,562	19,740	19,640	19,619	19,592	19,624	19,527	19,509	19,476	19,629	19,539	19,635	19,597	19,720
同原単位	L/人日	1.10	1.13	1.07	1.17	1.09	1.16	1.14	1.20	1.23	1.25	1.28	1.31	1.34	1.38	1.42	1.43	1.45	1.46	1.49	1.50	1.52
合併浄化槽汚泥	kL	11,944	12,581	11,938	12,953	12,009	12,633	12,239	12,647	12,870	12,945	13,485	13,915	14,466	14,859	15,380	15,538	15,826	15,940	16,188	16,346	16,667
同原単位	L/人日	1.61	1.62	1.52	1.64	1.53	1.63	1.60	1.67	1.70	1.72	1.73	1.73	1.74	1.74	1.75	1.75	1.76	1.76	1.77	1.77	1.78
単独浄化槽汚泥	kL	8,396	7,816	7,102	7,459	6,785	7,039	6,786	6,915	6,870	6,695	6,134	5,677	5,158	4,668	4,129	3,938	3,803	3,599	3,447	3,251	3,053
同原単位	L/人日	0.76	0.76	0.72	0.78	0.72	0.77	0.76	0.79	0.80	0.81	0.81	0.82	0.82	0.83	0.83	0.83	0.84	0.84	0.85	0.85	0.85
し尿収集量	kL	4,600	4,441	4,246	3,943	4,018	3,635	3,514	3,219	3,115	2,768	2,623	2,360	2,109	1,870	1,640	1,551	1,467	1,376	1,302	1,218	1,144
原単位	L/人日	1.65	1.63	1.58	1.49	1.56	1.45	1.43	1.33	1.32	1.21	1.24	1.22	1.20	1.19	1.18	1.17	1.16	1.15	1.15	1.14	1.14
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366

資料表 2-2 神崎町の処理形態別人口及び収集量の予測

実績← →予測

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	人	6,350	6,272	6,220	6,150	6,044	5,932	5,838	5,786	5,694	5,638	5,498	5,435	5,372	5,309	5,246	5,182	5,119	5,056	4,993	4,930	4,867
	人	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,269	4,274	4,264	4,254	4,244	4,234	4,224	4,214	4,204	4,194	4,184	4,174	4,164
各種人口等	下水道人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽人口	4,262	4,301	4,497	4,515	4,490	4,490	4,322	4,306	4,269	4,274	4,264	4,254	4,244	4,234	4,224	4,214	4,204	4,194	4,184	4,174	4,164
	農業集落排水人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他浄化槽人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	2,088	1,971	1,723	1,635	1,554	1,442	1,516	1,480	1,425	1,364	1,234	1,181	1,128	1,075	1,022	968	915	862	809	756	703
処 理 量	単独処理浄化槽人口	1,634	1,542	1,347	1,279	1,230	1,179	1,137	1,113	1,100	1,054	1,009	964	919	874	829	784	739	694	649	604	559
	し尿処理人口	454	429	376	356	324	263	379	367	325	310	225	217	209	201	193	184	176	168	160	152	144
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	67.1%	68.6%	72.3%	74.3%	75.7%	74.0%	74.4%	75.0%	75.8%	77.6%	78.3%	79.0%	79.8%	80.5%	81.3%	82.1%	83.0%	83.8%	84.7%	85.6%
	総収集量	kL	2,587	2,829	2,531	2,503	2,488	2,528	2,484	2,248	2,303	2,268	2,250	2,239	2,215	2,199	2,181	2,169	2,145	2,127	2,110	2,098
処 理 量	原単位	L/人日	1.11	1.24	1.11	1.12	1.12	1.17	1.18	1.08	1.12	1.13	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.17	1.18
	浄化槽汚泥合計	kL	2,366	2,622	2,348	2,343	2,337	2,382	2,342	2,103	2,203	2,182	2,167	2,159	2,138	2,125	2,110	2,101	2,081	2,066	2,052	2,043
	同原単位	L/人日	1.10	1.23	1.10	1.11	1.12	1.15	1.18	1.07	1.13	1.13	1.14	1.14	1.15	1.15	1.16	1.16	1.17	1.17	1.18	1.18
	合併浄化槽汚泥	kL	2,004	2,243	2,057	2,067	2,069	2,152	2,087	1,875	1,973	1,961	1,956	1,957	1,947	1,943	1,938	1,939	1,929	1,924	1,920	1,920
	同原単位	L/人日	1.28	1.43	1.25	1.25	1.26	1.36	1.33	1.20	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26
処 理 量	単独浄化槽汚泥	kL	362	379	291	276	268	268	255	228	230	221	211	202	191	182	172	162	152	142	132	123
	同原単位	L/人日	0.61	0.67	0.59	0.59	0.60	0.61	0.63	0.57	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60
	し尿収集量	kL	221	207	183	160	151	146	142	145	100	86	83	80	77	74	71	68	64	61	58	55
	原単位	L/人日	1.33	1.32	1.33	1.23	1.27	1.52	1.06	1.22	0.88	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05
	年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

資料表 2-3 東庄町の処理形態別人口及び収集量の予測

実績← →予測

項 目		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	生活排水処理人口	人	14,690	14,495	14,341	14,023	13,883	13,660	13,440	13,178	12,946	12,642	12,491	12,323	12,155	11,987	11,819	11,651	11,479	11,307	11,135	10,963	10,793
	下水道人口	人	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,641	6,460	6,610	6,760	6,910	7,060	7,210	7,360	7,510	7,660	7,810	7,960	8,110
	合併処理浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水人口	人	5,515	5,696	6,059	6,194	6,377	6,719	6,890	6,827	6,641	6,460	6,610	6,760	6,910	7,060	7,210	7,360	7,510	7,660	7,810	7,960	8,110
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種人口等	生活排水未処理人口	人	9,175	8,799	8,282	7,829	7,506	6,941	6,550	6,351	6,305	6,182	5,881	5,563	5,245	4,927	4,609	4,291	3,969	3,647	3,325	3,003	2,683
	単独処理浄化槽人口	人	7,438	6,799	7,142	6,447	6,282	6,213	5,394	5,247	5,192	5,105	4,834	4,546	4,258	3,970	3,682	3,394	3,102	2,810	2,518	2,226	1,936
	し尿処理人口	人	1,737	2,000	1,140	1,382	1,224	728	1,156	1,104	1,113	1,077	1,047	1,017	987	957	927	897	867	837	807	777	747
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	37.5%	39.3%	42.2%	44.2%	45.9%	49.2%	51.3%	51.8%	51.3%	51.1%	52.9%	54.9%	56.8%	58.9%	61.0%	63.2%	65.4%	67.7%	70.1%	72.6%	75.1%
処 理 量	総収集量	kL	5,390	5,608	5,372	5,524	5,243	5,164	5,040	5,131	5,057	4,886	4,823	4,811	4,819	4,796	4,789	4,779	4,785	4,763	4,755	4,745	4,751
	原単位	L/人日	1.00	1.06	1.03	1.08	1.03	1.04	1.03	1.07	1.07	1.06	1.06	1.07	1.08	1.10	1.11	1.12	1.14	1.15	1.17	1.19	1.20
	浄化槽汚泥合計	kL	4,460	4,739	4,516	4,735	4,446	4,440	4,342	4,478	4,462	4,393	4,345	4,351	4,371	4,366	4,373	4,380	4,398	4,393	4,399	4,405	4,423
	同原単位	L/人日	0.94	1.04	0.94	1.03	0.96	0.94	0.97	1.02	1.03	1.04	1.04	1.05	1.07	1.08	1.10	1.12	1.13	1.15	1.17	1.18	1.20
	合併浄化槽汚泥	kL	2,725	3,031	2,901	3,175	3,034	3,090	3,171	3,286	3,259	3,198	3,233	3,306	3,389	3,453	3,526	3,600	3,683	3,747	3,820	3,893	3,977
	同原単位	L/人日	1.35	1.46	1.31	1.40	1.30	1.26	1.26	1.32	1.34	1.36	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34	1.34
	単独浄化槽汚泥	kL	1,735	1,708	1,615	1,560	1,412	1,350	1,171	1,192	1,203	1,194	1,112	1,045	982	913	847	780	715	646	579	512	446
	同原単位	L/人日	0.64	0.69	0.62	0.66	0.61	0.60	0.59	0.62	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63
	し尿収集量	kL	930	869	856	789	797	724	698	653	595	493	478	460	448	430	416	399	387	370	356	340	328
	原単位	L/人日	1.46	1.19	2.06	1.56	1.78	2.72	1.65	1.62	1.46	1.25	1.25	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.21	1.21	1.20	1.20
年間日数		日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366

資料表 3-1 組合構成区域（香取市、神崎町、東庄町）の処理形態別人口及び収集量並びに施設の計画規模
（香取市で生活排水処理施策がこのままの状況の場合）

実績←→予測

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	人	101,239	99,941	98,623	97,255	95,737	94,140	92,630	91,078	89,557	88,069	87,109	86,099	85,089	84,079	83,069	82,059	81,044	80,029	79,014	77,999	76,987
生活排水処理人口	人	52,198	53,621	54,195	54,236	53,932	53,793	53,238	52,657	52,058	51,702	51,812	51,922	52,032	52,142	52,252	52,362	52,472	52,582	52,692	52,802	52,912
下水道人口	人	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,505	18,279	18,008	17,930	17,840	17,750	17,660	17,570	17,480	17,390	17,300	17,210	17,120	17,030	16,940
合併処理浄化槽人口	人	30,022	31,326	32,037	32,296	32,350	32,489	32,161	31,847	31,547	31,300	31,520	31,740	31,960	32,180	32,400	32,620	32,840	33,060	33,280	33,500	33,720
農業集落排水人口	人	2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,531	2,503	2,472	2,452	2,432	2,412	2,392	2,372	2,352	2,332	2,312	2,292	2,272	2,252
その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水未処理人口	人	49,041	46,320	44,428	43,019	41,805	40,347	39,392	38,421	37,499	36,367	35,297	34,177	33,057	31,937	30,817	29,697	28,572	27,447	26,322	25,197	24,075
単独処理浄化槽人口	人	39,212	36,404	35,548	34,052	33,217	32,500	31,130	30,340	29,616	28,687	27,952	27,090	26,228	25,366	24,504	23,643	22,776	21,909	21,042	20,175	19,311
し尿処理人口	人	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588	7,847	8,262	8,081	7,883	7,680	7,345	7,087	6,829	6,571	6,313	6,054	5,796	5,538	5,280	5,022	4,764
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	—	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.1%	57.5%	57.8%	58.1%	58.7%	59.5%	60.3%	61.2%	62.0%	62.9%	63.8%	64.7%	65.7%	66.7%	67.7%	68.7%
収 集 量	kL	32,917	33,275	31,189	32,382	30,543	30,999	30,138	30,396	30,160	29,597	29,414	29,213	29,100	28,844	28,674	28,424	28,402	28,077	27,990	27,743	27,668
実（浄化槽も推定値）単位は、	L/人日	1.14	1.17	1.12	1.18	1.13	1.17	1.15	1.19	1.19	1.20	1.21	1.21	1.22	1.23	1.24	1.25	1.26	1.27	1.29	1.29	1.31
浄化槽汚泥合計	kL	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	26,494	25,787	26,382	26,305	26,236	26,101	26,064	26,098	25,986	25,947	25,830	25,929	25,740	25,763	25,642	25,669
同原単位	L/人日	1.07	1.12	1.05	1.14	1.07	1.12	1.12	1.16	1.18	1.20	1.20	1.21	1.23	1.24	1.25	1.26	1.27	1.28	1.30	1.31	1.32
合併浄化槽汚泥	kL	16,673	17,855	16,896	18,195	17,112	17,842	17,562	18,020	18,004	18,116	18,231	18,349	18,596	18,665	18,861	18,981	19,231	19,299	19,496	19,617	19,869
同原単位	L/人日	1.52	1.56	1.44	1.54	1.45	1.50	1.50	1.55	1.56	1.59	1.58	1.58	1.59	1.59	1.59	1.59	1.60	1.60	1.60	1.60	1.61
単独浄化槽汚泥	kL	10,493	9,903	9,008	9,295	8,465	8,652	8,225	8,362	8,301	8,119	7,870	7,715	7,502	7,321	7,086	6,849	6,698	6,441	6,267	6,025	5,800
同原単位	L/人日	0.73	0.75	0.69	0.75	0.70	0.73	0.72	0.76	0.77	0.78	0.77	0.78	0.78	0.79	0.79	0.79	0.80	0.81	0.82	0.82	0.82
し尿収集量	kL	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966	4,505	4,351	4,014	3,855	3,361	3,313	3,149	3,002	2,858	2,727	2,594	2,473	2,337	2,227	2,101	1,999
原単位	L/人日	1.60	1.52	1.63	1.49	1.58	1.57	1.44	1.36	1.34	1.20	1.24	1.22	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.16	1.16	1.15	1.15
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
日量	kL/日	90.2	91.2	85.4	88.7	83.7	84.9	82.6	83.3	82.6	81.1	80.6	80	79.7	79	78.6	77.9	77.8	76.9	76.7	76	75.8
変動係数	—	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
施設規模	kL/日	104	105	98	102	96	98	95	96	95	93	93	92	92	91	90	90	89	88	88	87	87

資料表 3-2 組合構成区域（香取市、神崎町、東庄町）の処理形態別人口及び収集量並びに施設の計画規模
（香取市が強力な生活排水処理施策を行った場合）

実績←→予測

項 目	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総人口	人	101,239	99,941	98,623	97,255	95,737	94,140	92,630	91,078	89,557	88,069	87,109	86,099	85,089	84,079	83,069	82,059	81,044	80,029	79,014	77,999	76,987
各種人口等	生活排水処理人口	人	52,198	53,621	54,195	54,236	53,793	53,238	52,657	52,058	51,702	53,450	55,088	56,726	58,364	60,002	60,170	60,336	60,502	60,668	60,833	61,044
	下水道人口	人	19,467	19,592	19,463	19,250	18,938	18,703	18,505	18,008	17,930	18,705	19,480	20,255	21,030	21,803	21,616	21,429	21,242	21,055	20,866	20,684
	合併処理浄化槽人口	人	30,022	31,326	32,037	32,296	32,350	32,489	32,161	31,547	31,300	32,230	33,050	33,870	34,690	35,513	35,899	36,283	36,667	37,051	37,436	37,857
	農業集落排水人口		2,709	2,703	2,695	2,690	2,644	2,601	2,572	2,503	2,472	2,515	2,558	2,601	2,644	2,686	2,655	2,624	2,593	2,562	2,531	2,503
	その他浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水未処理人口	人	49,041	46,320	44,428	43,019	41,805	40,347	39,392	37,499	36,367	33,659	31,011	28,363	25,715	23,067	21,889	20,708	19,527	18,346	17,166	15,943
	単独処理浄化槽人口	人	39,212	36,404	35,548	34,052	33,217	32,500	31,130	29,616	28,687	26,591	24,478	22,365	20,252	18,140	17,177	16,210	15,243	14,276	13,309	12,310
	し尿処理人口	人	9,829	9,916	8,880	8,967	8,588	7,847	8,262	7,883	7,680	7,068	6,533	5,998	5,463	4,927	4,712	4,498	4,284	4,070	3,857	3,633
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活排水処理率	—	51.6%	53.7%	55.0%	55.8%	56.3%	57.1%	57.5%	58.1%	58.7%	61.4%	64.0%	66.7%	69.4%	72.2%	73.3%	74.4%	75.6%	76.8%	78.0%	79.3%
収 集 量	総収集量	kL	32,917	33,275	31,189	32,382	30,543	30,999	30,138	30,396	29,597	29,333	29,013	28,791	28,408	28,137	27,987	28,050	27,823	27,819	27,670	27,713
	原単位	L/人日	1.14	1.17	1.12	1.18	1.13	1.17	1.15	1.19	1.20	1.22	1.24	1.26	1.29	1.32	1.33	1.34	1.36	1.38	1.39	1.41
	浄化槽汚泥合計	kL	27,166	27,758	25,904	27,490	25,577	26,494	25,787	26,382	26,236	26,146	26,110	26,154	26,031	26,007	25,966	26,128	26,013	26,100	26,054	26,186
	同原単位	L/人日	1.07	1.12	1.05	1.14	1.07	1.12	1.12	1.16	1.20	1.22	1.24	1.27	1.30	1.33	1.34	1.36	1.37	1.39	1.41	1.43
	合併浄化槽汚泥	kL	16,673	17,855	16,896	18,195	17,112	17,842	17,562	18,020	18,004	18,679	19,177	19,812	20,259	20,849	21,076	21,448	21,616	21,932	22,159	22,564
	同原単位	L/人日	1.52	1.56	1.44	1.54	1.45	1.50	1.50	1.55	1.56	1.59	1.59	1.60	1.60	1.61	1.61	1.62	1.62	1.62	1.62	1.63
	単独浄化槽汚泥	kL	10,493	9,903	9,008	9,295	8,465	8,652	8,225	8,362	8,301	8,119	7,467	6,342	5,772	5,158	4,890	4,680	4,397	4,168	3,895	3,622
	同原単位	L/人日	0.73	0.75	0.69	0.75	0.70	0.73	0.72	0.76	0.77	0.77	0.78	0.77	0.78	0.78	0.78	0.79	0.79	0.80	0.80	0.80
	し尿収集量	kL	5,751	5,517	5,285	4,892	4,966	4,505	4,351	4,014	3,855	3,361	3,187	2,903	2,377	2,130	2,021	1,922	1,810	1,719	1,616	1,527
	原単位	L/人日	1.60	1.52	1.63	1.49	1.58	1.57	1.44	1.36	1.34	1.20	1.24	1.22	1.19	1.18	1.18	1.17	1.16	1.16	1.15	1.15
施設規模	年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
	日量	kL/日	90.2	91.2	85.4	88.7	83.7	84.9	82.6	83.3	82.6	81.1	80.4	79.5	77.8	77.1	76.7	76.8	76.2	76.2	75.8	75.9
	変動係数	—	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15	1.15
	施設規模	kL/日	104	105	99	103	97	98	95	96	95	94	93	92	91	90	89	89	88	88	88	88

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画
令和 8 年（2026年） 3 月発行

発行 香取広域市町村圏事務組合
〒289-0407 千葉県香取市仁良300番地1
電話 0478-78-1181（代表）
FAX 0478-78-1185
ホームページ <http://katorikouiki.com>